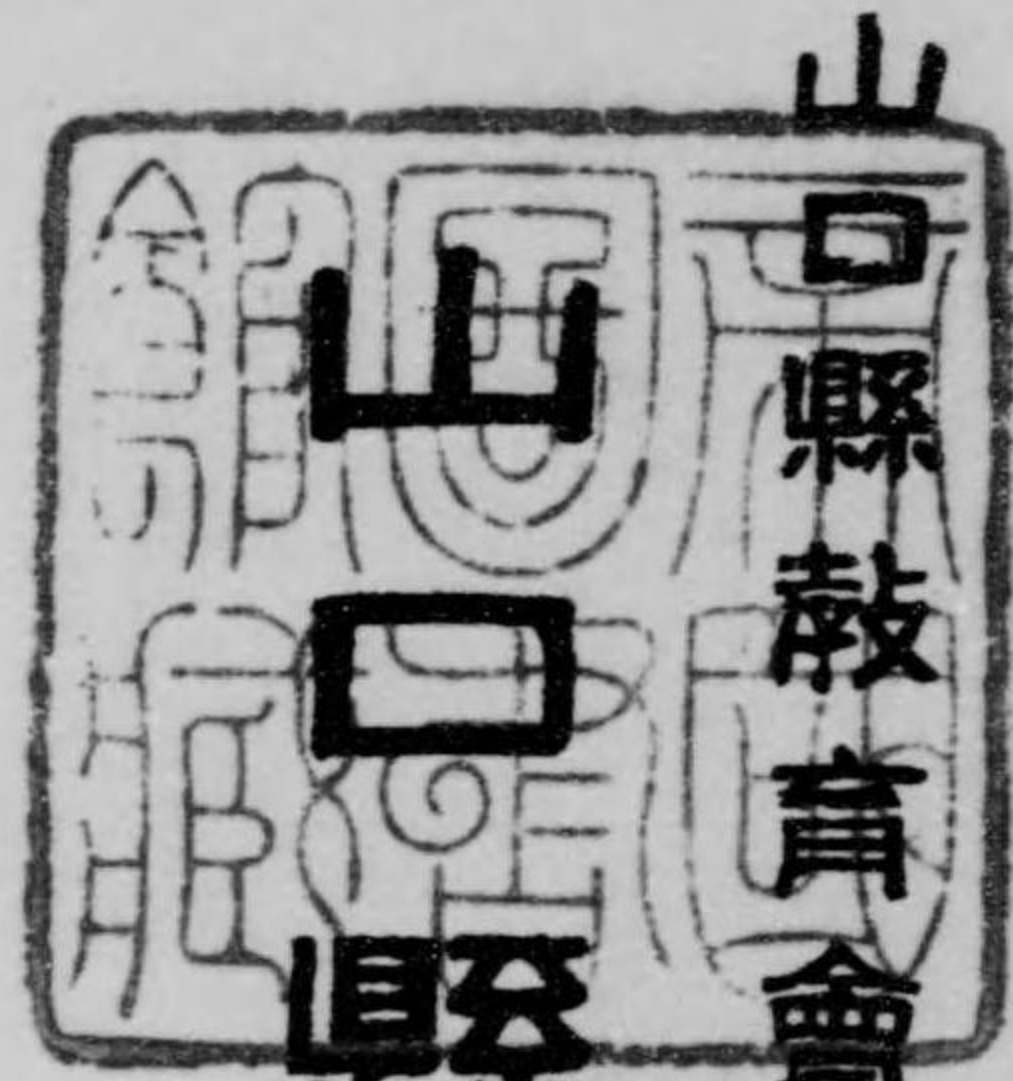


255.1
72



始





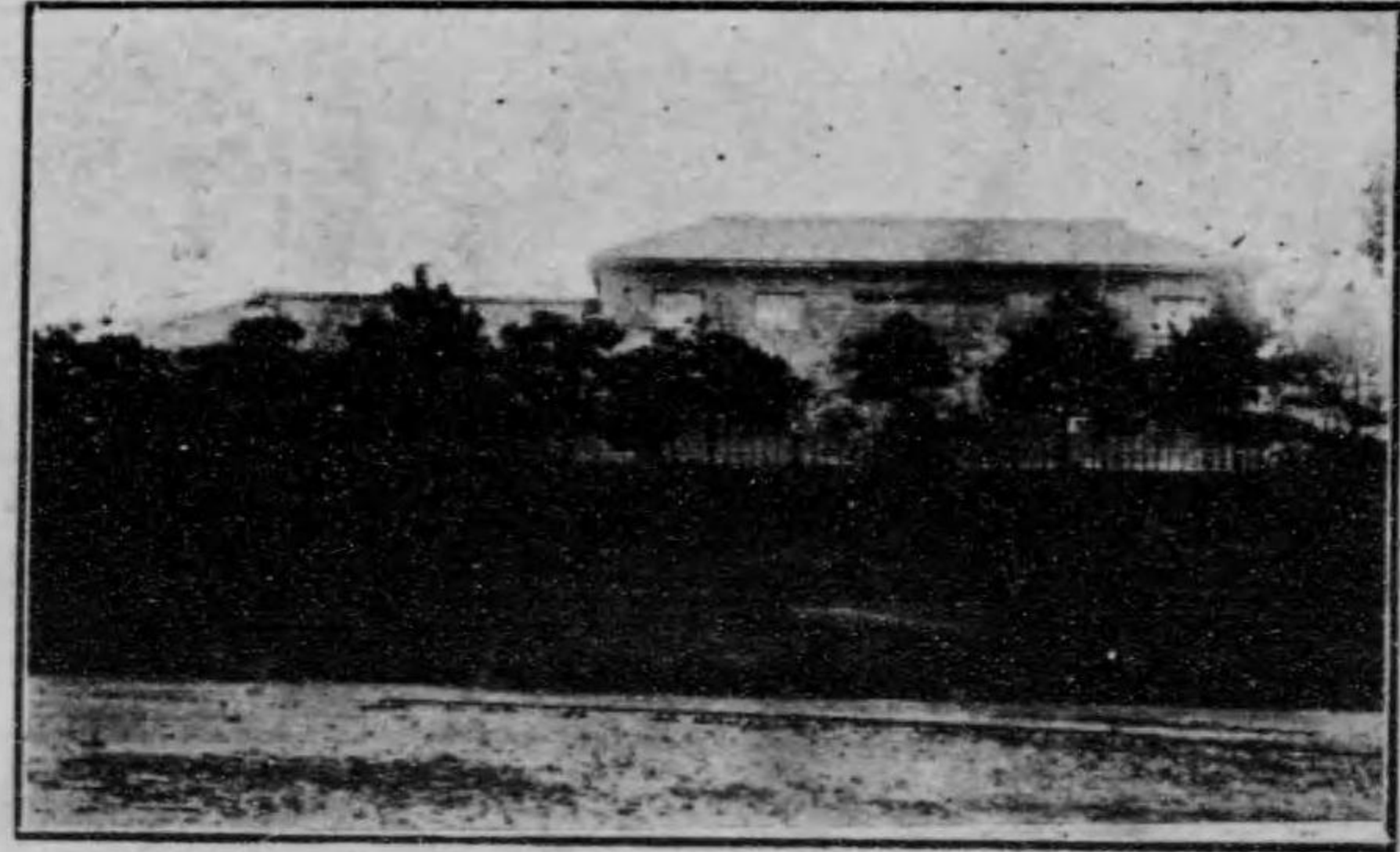
山口縣教育會編纂

山口縣教育史

大正
14. 3. 4
丙寅

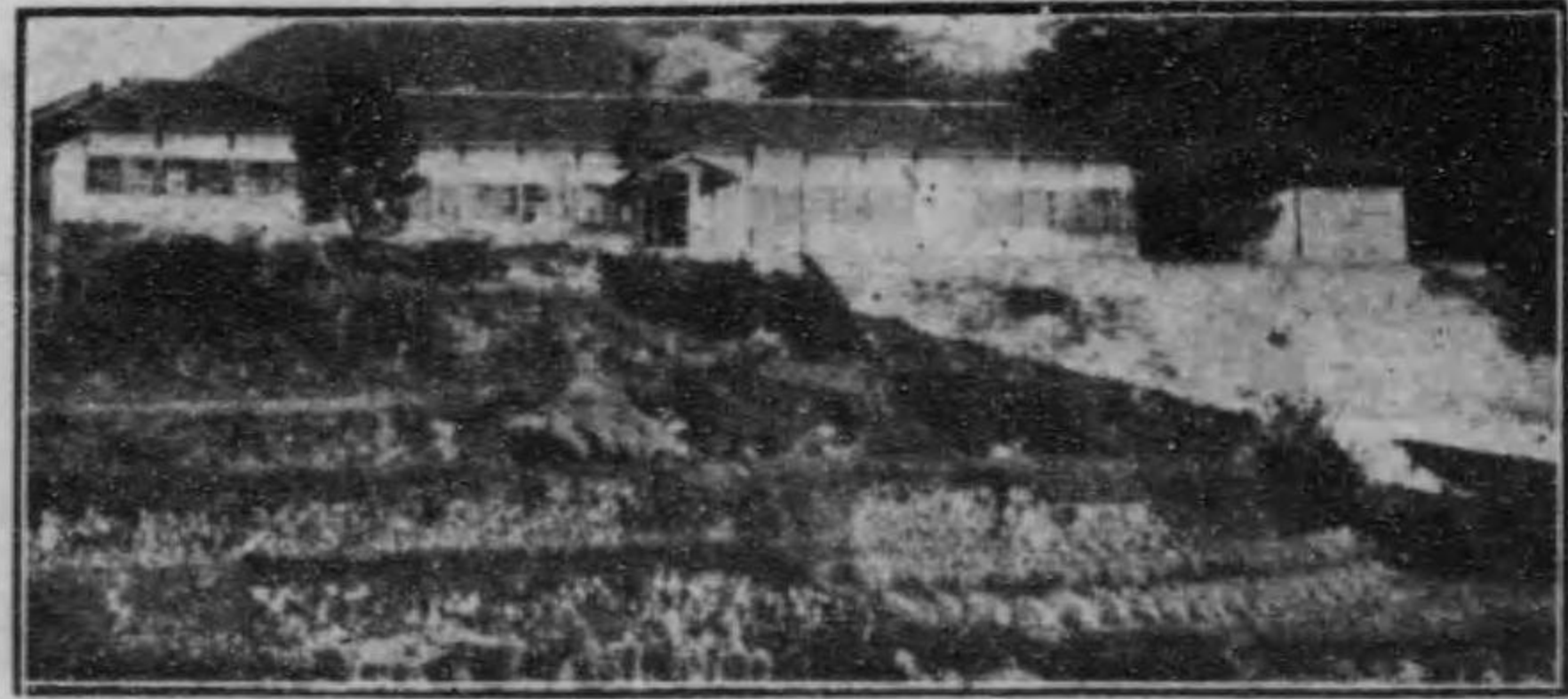
上

私立鴻城中學校

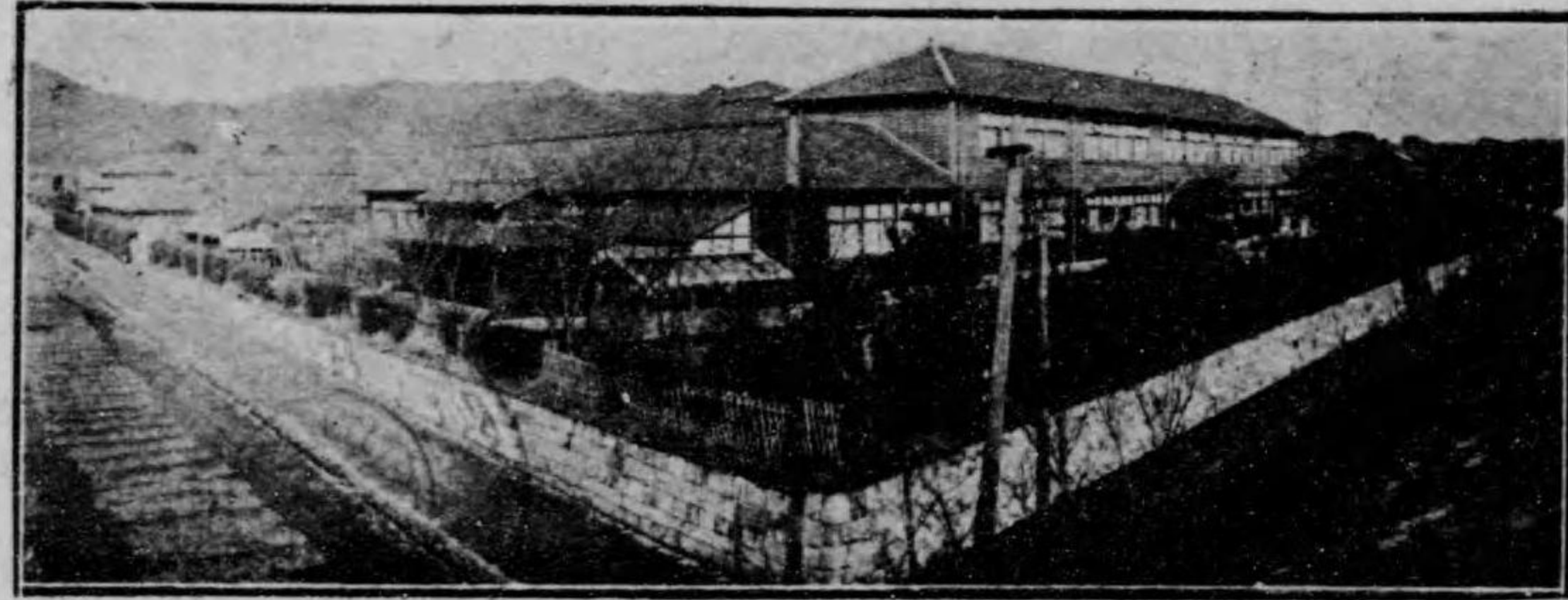


興風中學校

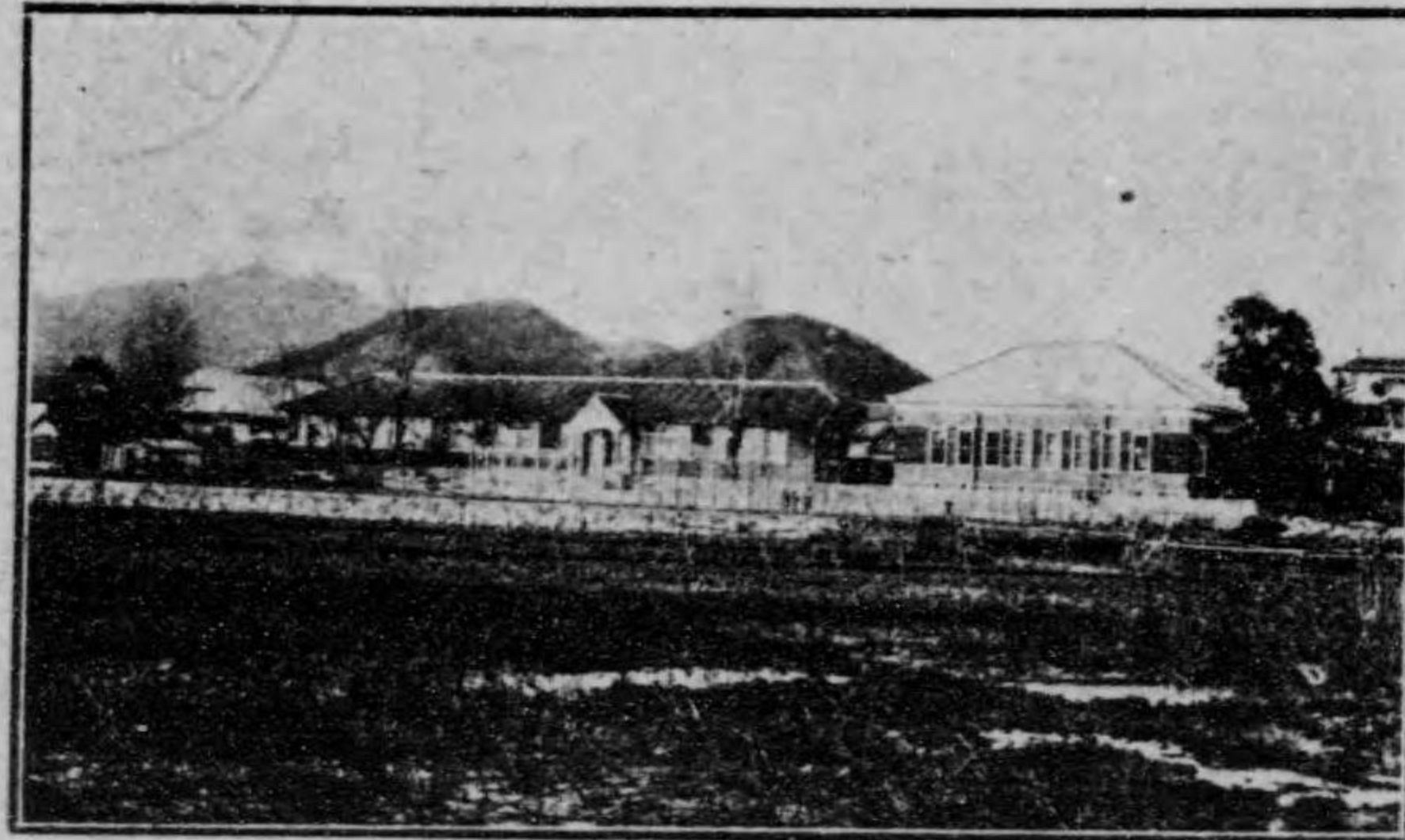
山口縣高水中學校



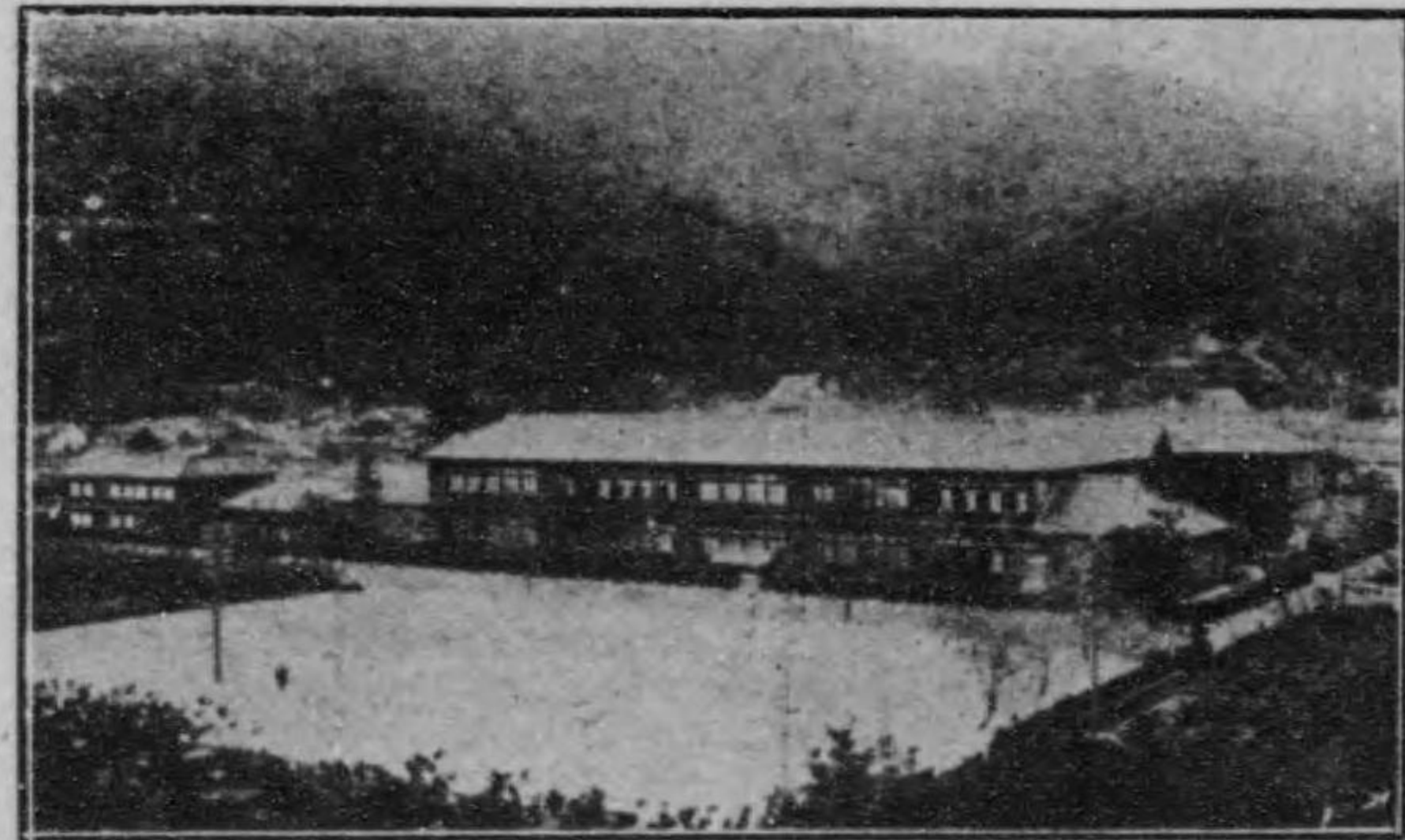
126
11



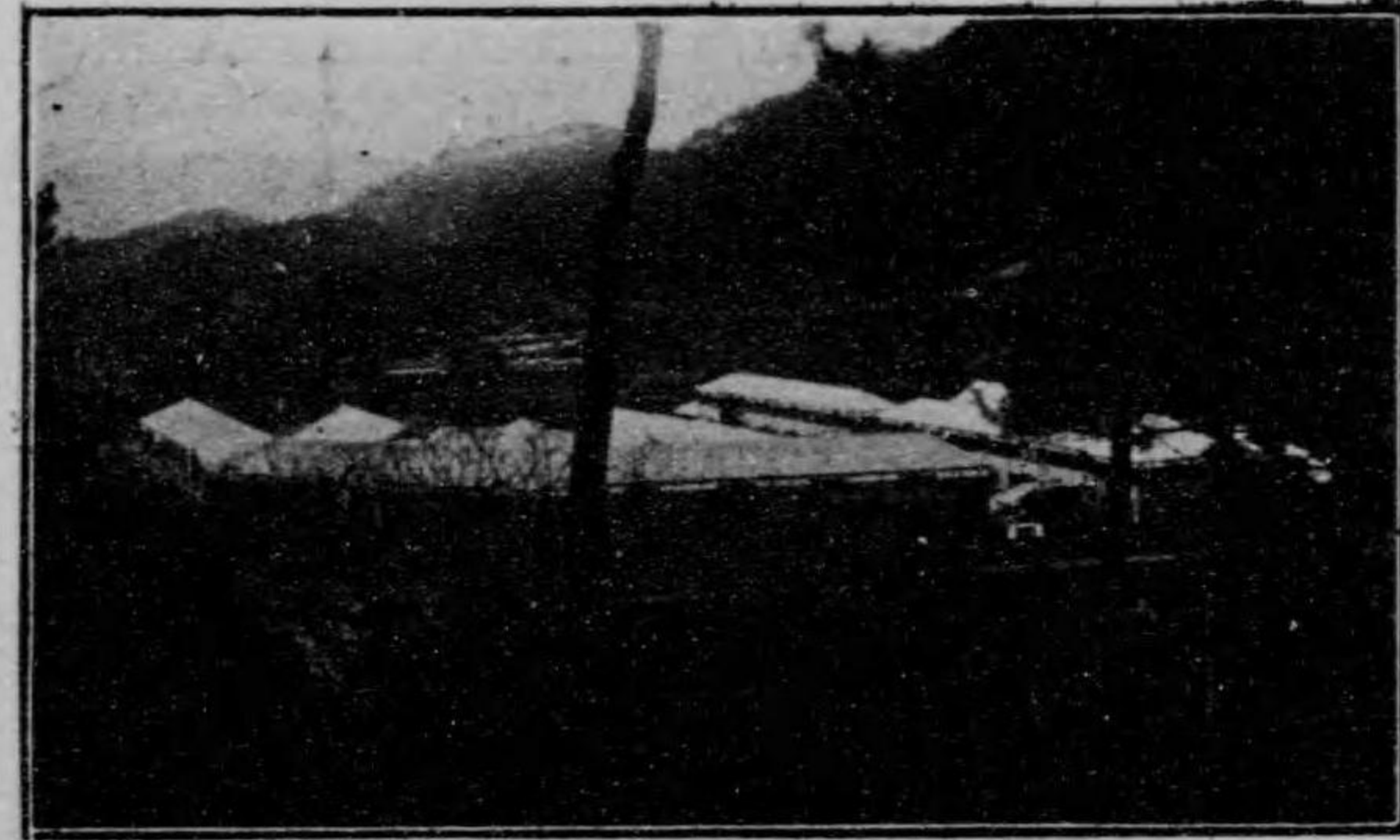
縣立德山高等女學校



縣立柳井高等女學校



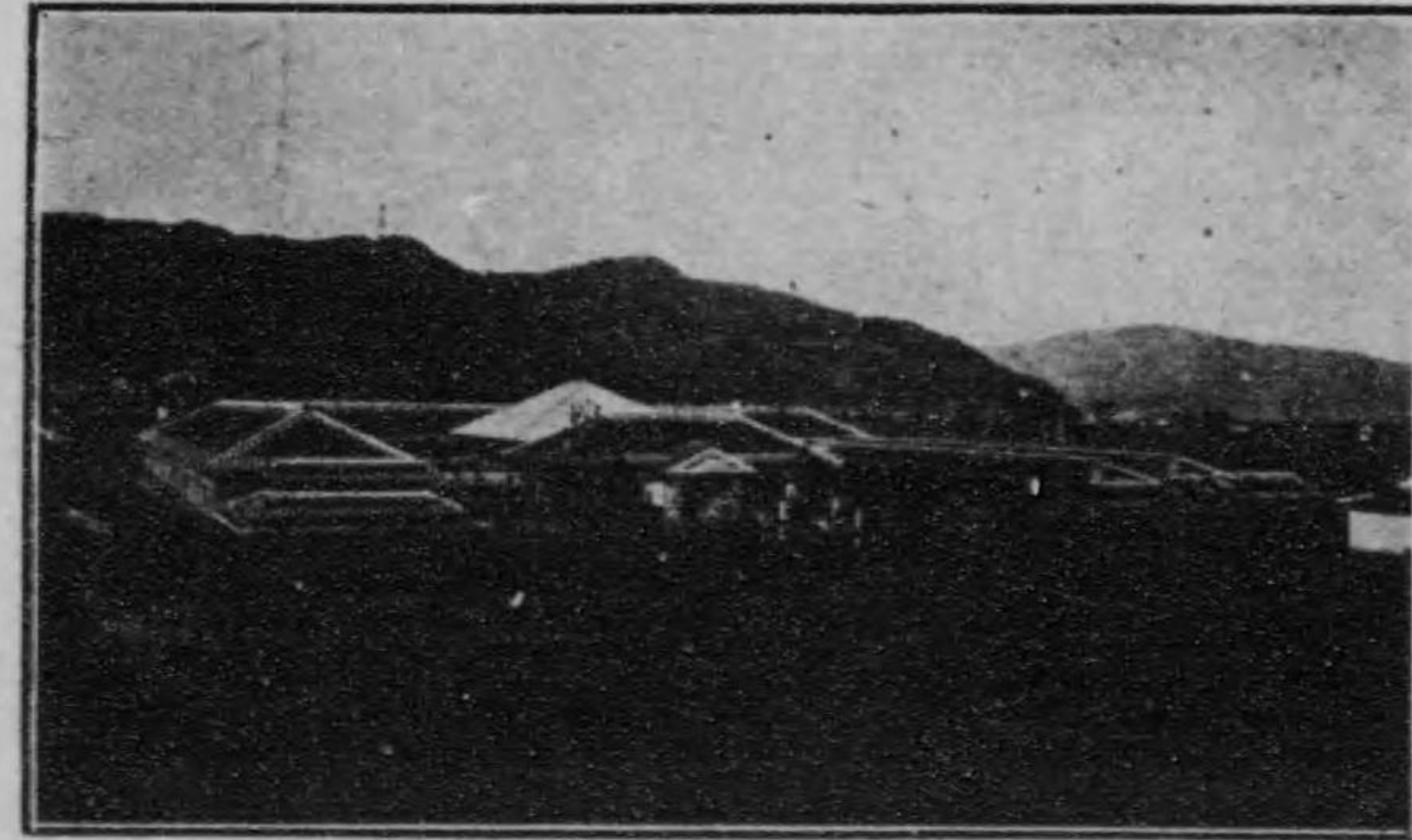
縣立岩國高等女學校



縣立山口高等女學校

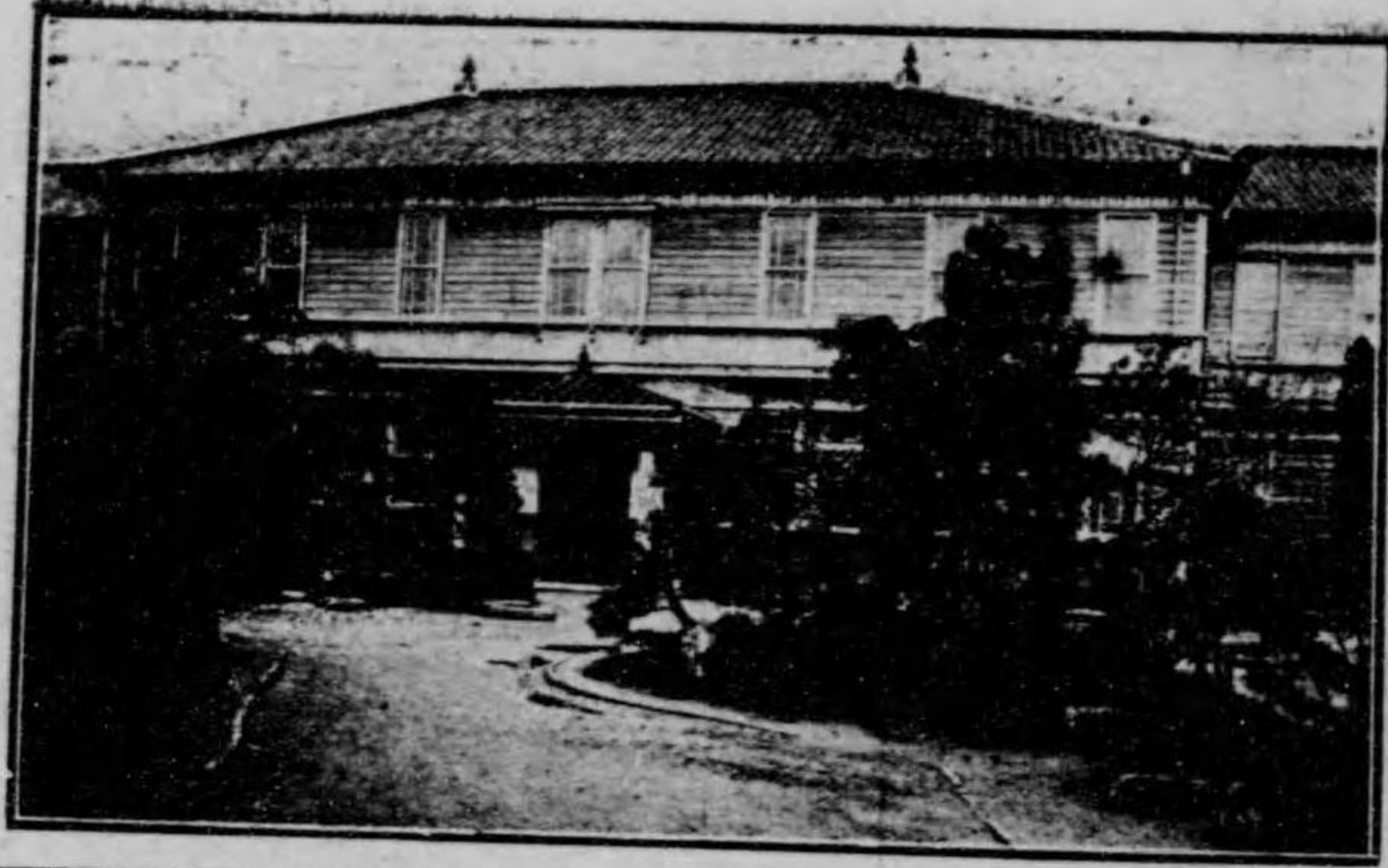


縣立厚狹高等女學校

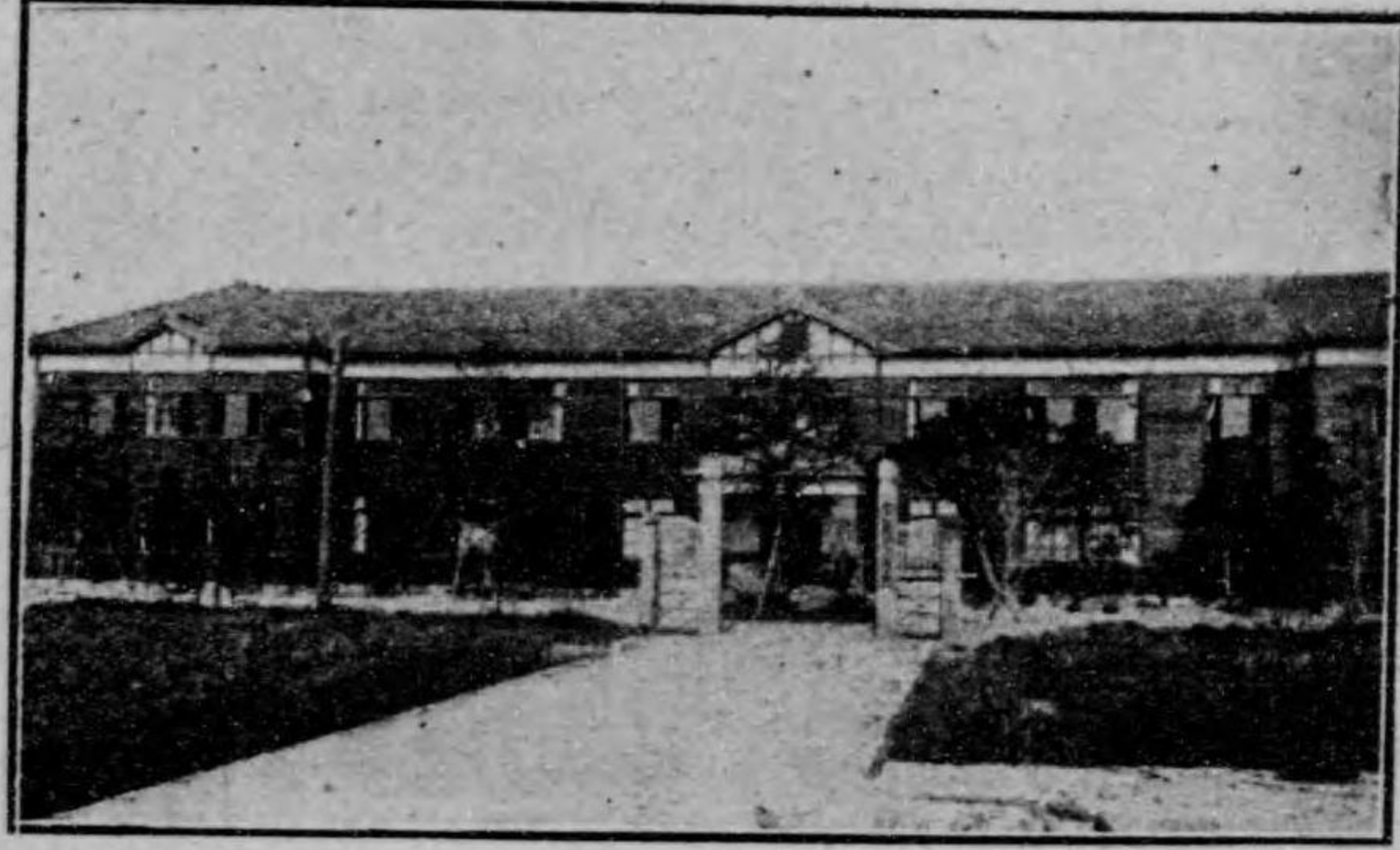


縣立久賀高等女學校

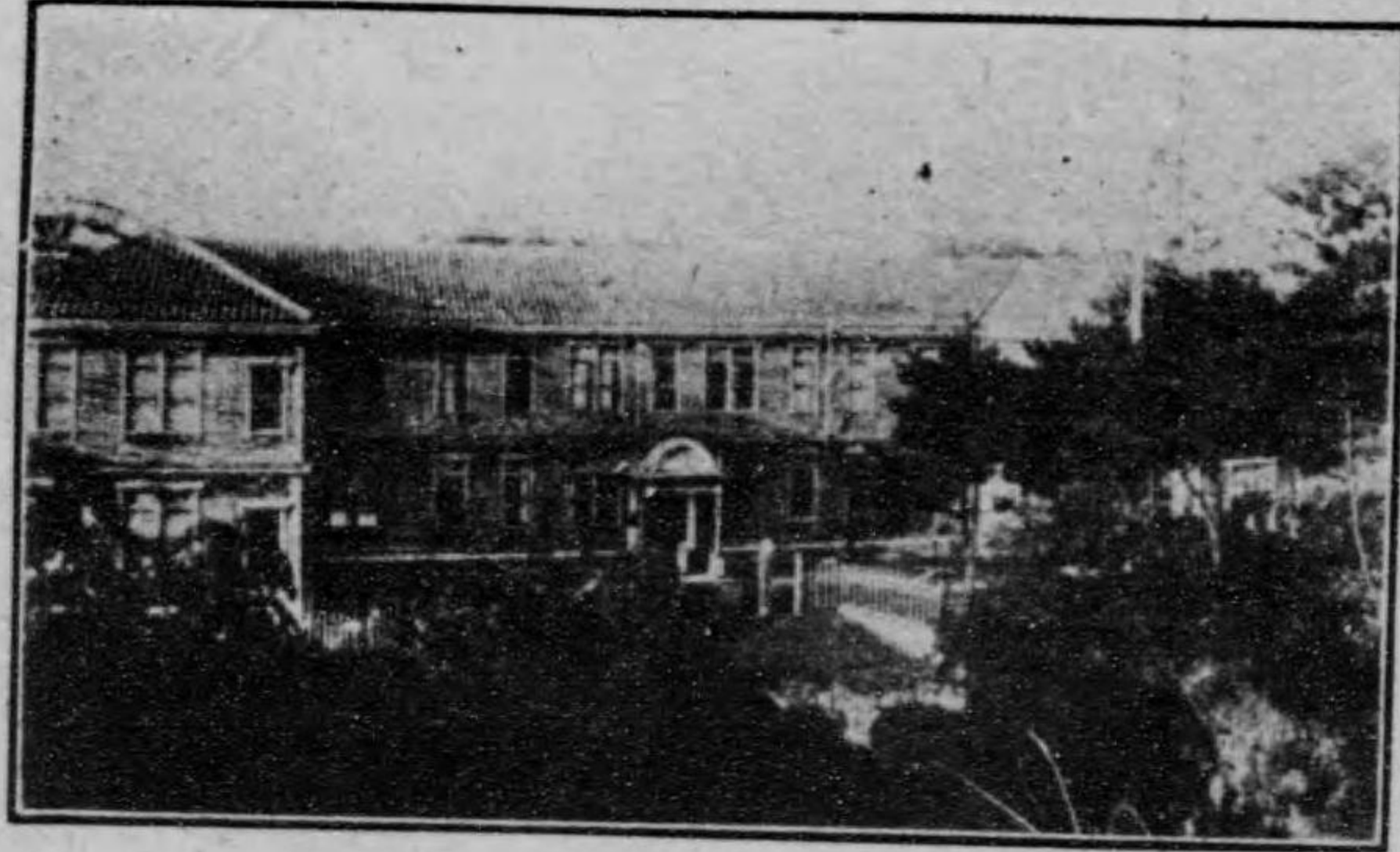
縣立萩高等女學校



縣立防府高等女學校



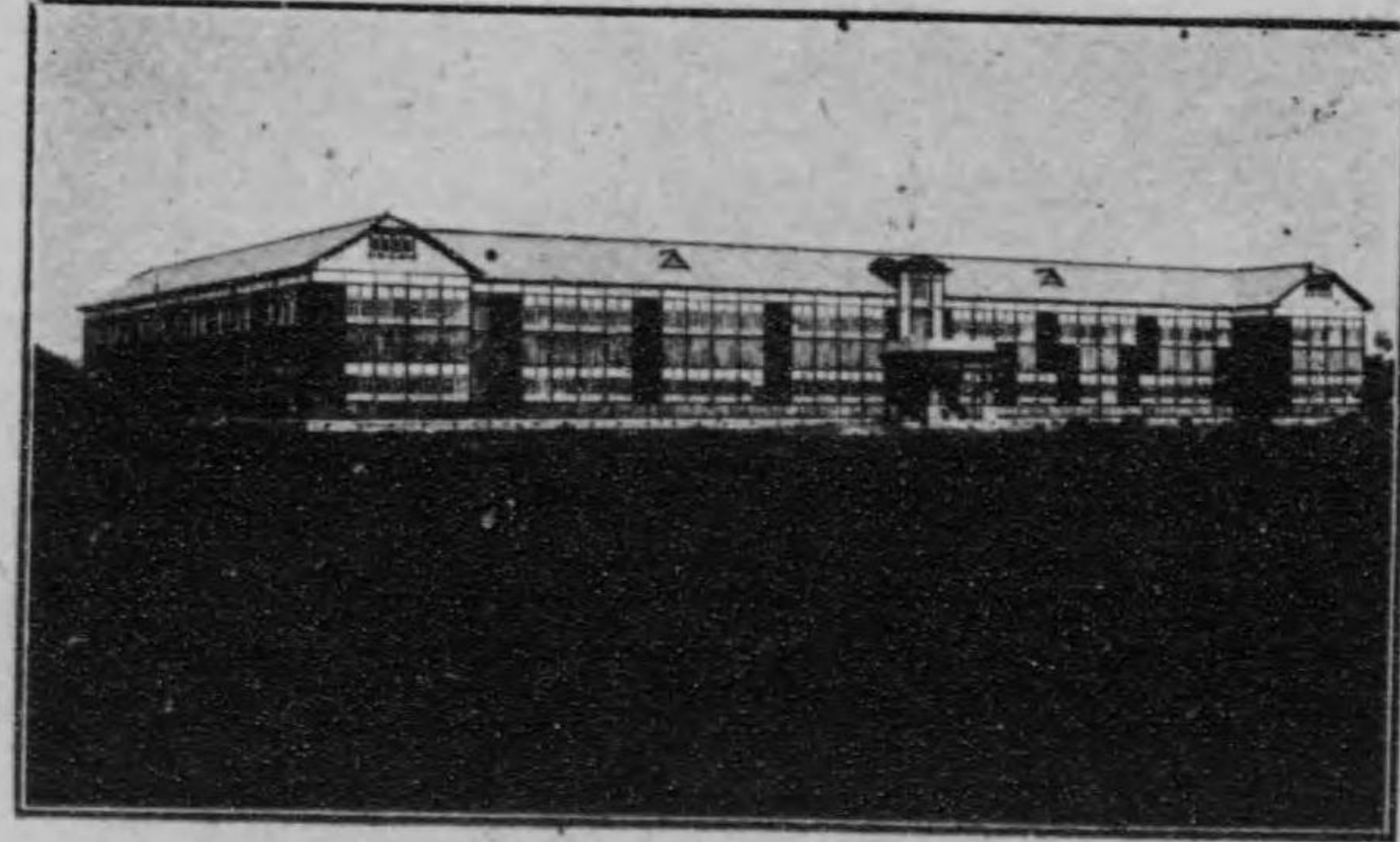
市立下關高等女學校



縣立長府高等女學校



市立宇部高等女學校



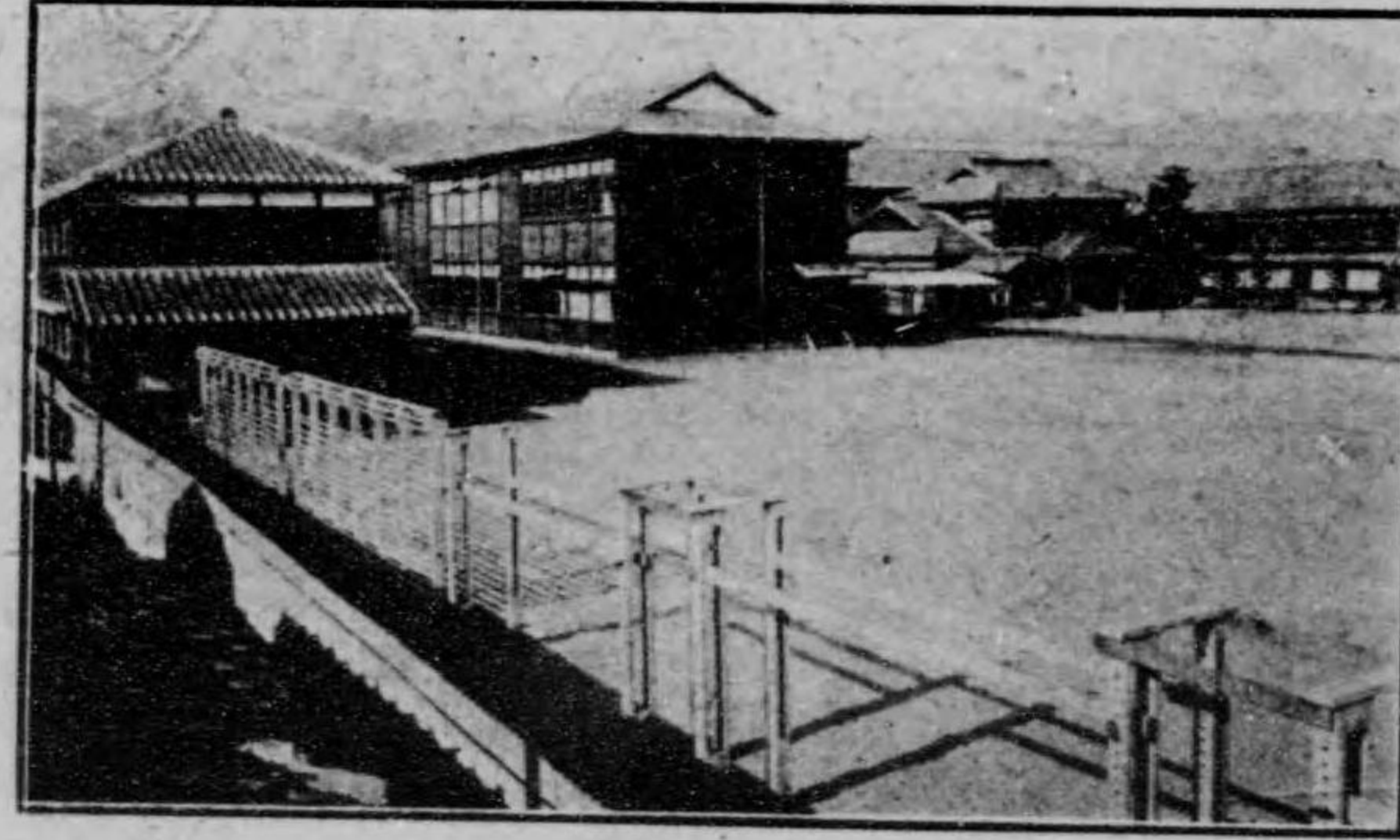
縣立深川高等女學校



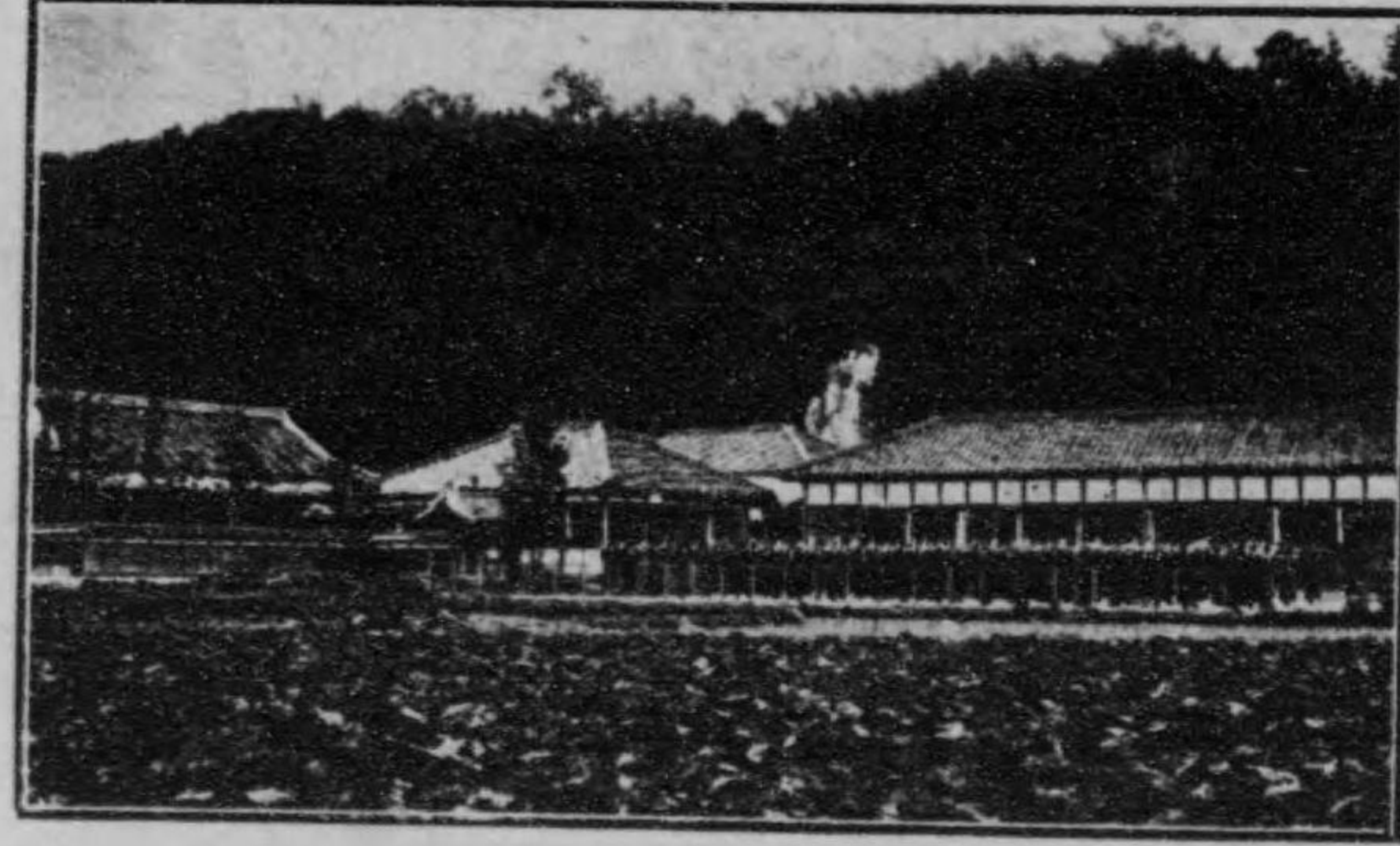
山口縣小郡實科高等女學校



中村高等女學校



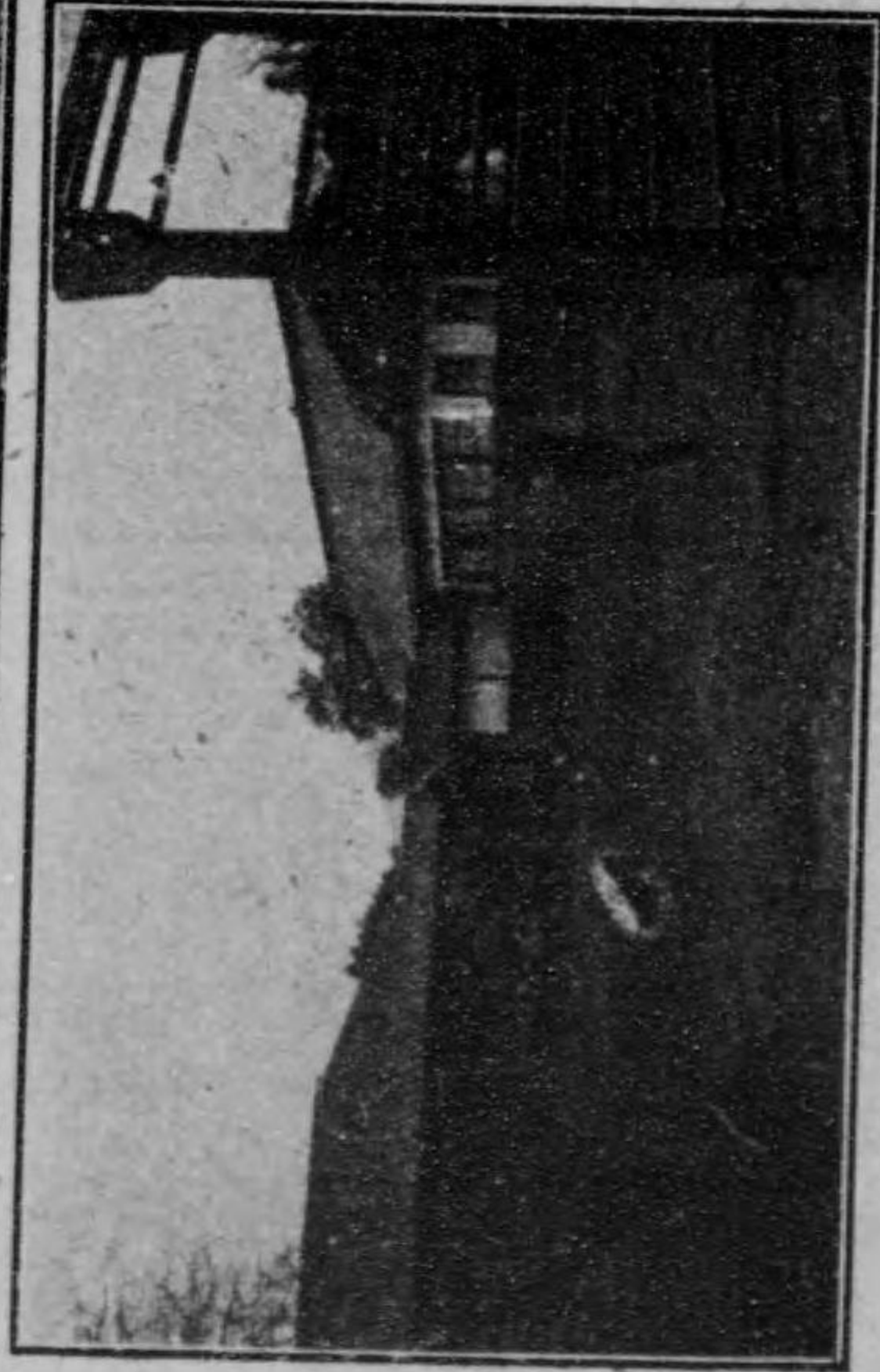
私立篠田實科高等女學校



船木實科高等女學校



豐東村立田部實科高等女學校



德修實科高等女學校



序

由來我が防長教育の隆盛にして毎に特色を發揮し碩學鴻儒を
 出し、偉人傑士を起し、忠孝文武の士輩出して國家社會に貢獻せ
 ることは普く天下の知る所なり。藩政時代夙に藩學郷校を興
 し早く庶民教育に意を致し獎勵最も力めたるは、亦防長教育の
 誇とする所なり。然りと雖も邑に不學の戸なく、家に不學の人
 なきに至れる現今の如き教育の隆盛を見るに至れるは實に學
 制頒布の賜と謂ふへし。而して其の間先輩有志者の勵精事に
 當り施設經營に力を盡しし功績は記して後世に傳へざるべか
 らず。且つ、今日、本縣教育の狀勢盛はすなはち盛なりと雖も未
 だ以て満足すべきにあらず、猶、施設經營に、教授訓練の實際に、其

平生精華高等女學校



野田實科高等女學校

の他各方面に、研究改善の餘地なくんばあらず。宜しく既往の歴史に鑑み、時代の趨勢を察し、長を助け短を補ひ、益々向上進展を期せざるべからず。

是に於て本會は本縣教育史編纂の必要を念ひ、學制頒布五十周年記念事業として之れが編纂を企圖し、斯道に經驗ある塚本小治郎氏に編纂主任を囑託し、爾來一年有餘にして此の稿成り、茲にこれを鉛筆に附するを得るに至りしは本會の最も喜びとする所なり。短日月間の編纂或は後日改修を要するものなきを保し難しと雖も、概ね其の要を得て過去に於ける本縣教育の變遷を窺ふに足るべきものあるを信ず、一言以て序とす。

大正十三年三月

山口縣教育會長 藤 山 竹 一

凡 例

一、本書は學制頒布五十周年記念として編纂せるものであるが、大内時代より大正十一年一月に至るまでを本體として書いた。しかし、記事の都合によつて同十二年に及ぼしたこともある。

一、大要は年次によつて記述してあるが、止むを得ずして前後して書いた所もある。それ／＼の事項を各章に分割して書いてあるから、若し、一事項の終始を見る爲めには、各章の中にそれを求めて連続して見ればよい。但し、時には、一事項を一括して一箇所に記述したのものもある。又、數多あるもので列記し難きものは、其の代表的のものを書いて他は省略したことがある。

一、本書は口語文で書いてあるが、古文書及び参考書類等は原文のままである。

古文書及び参考書類等には、かなり長いものもあつて、時に繁に失した嫌もあるが、後の参考の爲にと載せて置いた。

一、書中には、過去の偉人傑士諸先輩又は現存の各位に對しても敬語を省いて書いてある。御寛容を乞ふ。

一、本書を編纂するにあたり、主として山口縣廳の古文書により、其他の文部省の學制五十年史、吉敷郡教育吏、長府史料等に負ふ所が多かつた。尙、各地調査委員有志者諸氏から多大の援助を興へられたことを感謝する。

一、本書は短日月の間に編纂したので、或は粗漏の箇所、或は誤謬の事實もあるやも測られぬことを恐れてゐる。幸に他日、其の人を得て十分に補正するの期の來らんことを待つ次第である。

山口縣教育史上卷目次

第一編 學制頒布以前の教育

第一章 大内氏時代の教育

(一頁)

兵部卿師成親王、宗祇、大内義興、大内義隆、南村梅軒、僧桂庵、詩經朱註、大内本、フランセスコ、ザペリロ、名刺、

第二章 毛利氏藩政時代

(七頁)

第一節 總 說

(七頁)

小早川隆景、嘯岳鼎虎、山田原欽、萬治御制法、毛利吉廣、毛利吉元、明倫館創設、有備館、嘉永四年の令、鴻城明倫館、支藩及家老等の設けたる學校、私塾、安政三年庶民教育の令、

第二節 明 倫 館 (其の一)

(一三頁)

文武稽古場「明倫」の出典、文武教授役、山縣周南、毛利宗廣、儒武師範人員、寶曆五年の達、毛利重就、毛利齊廣、毛利慶親、有備館、明倫館重建、明倫館規模の概要、春秋の釋菜、村田清風、(參考)長門國明倫館記、重建明倫館記、建白書(一) 建白書(二) 有備館記、

第三節 明 倫 館 (其の二)

(五二頁)

小倉尙齊、功令、山縣周南、周南の十哲、山縣大華、白鹿洞揭示、教則、學規、教授科目、職員、

目 次

(参考) 小倉尚齊墓碑、山縣周南行狀……………(六五頁)

第四節 醫學所……………(七四頁)

賀屋恭安、能美洞庵、科目、放生堂、好生局、醫院、好生堂增補規則、

第五節 博習堂……………(七四頁)

役員、生徒、學科、日課、注意條々、同文、經營施設の覺書、三田尻海軍學校、

第六節 山口明倫館……………(九五頁)

上田鳳陽、講習室、湯城明倫館、大村塾、學業科目、毎月講習、藩外よりの入學者、釋菜、祭祀、經費、

(参考) 楠公季文、鳳陽先生碑銘、

第七節 凝成館(五十鈴學館)……………(一〇〇頁)

第八節 三田尻學校、越氏塾……………(一〇七頁)

河野養哲、越氏塾由來及仕法、越氏塾の構造、學科、教科書、修業時間、越氏塾時代の職員生徒、

(参考) 周府處士河先生碑

第九節 時觀園(學文堂、文教館)……………(一三三頁)

江戸昌平 校設立に先つゝ、五年、教科書及程度、嘉永三年以後の教科、職員、生徒、經費、

(参考) 大田栗平小傳、

第十節 敬業館 附集童場……………(一三四頁)

毛利秀元、毛利匡房、毛利元義、規約、學科、教科書、生徒の研究法、職員、生徒、經費、

(参考) 館中年中の諸例、
集童場、教育方法、

第十一節 鳴鳳館(興讓館)……………(一四二頁)

本城繁麿、役藍泉、天明五年の達書、櫻馬場、改稱、科目、教科書と教授時間、職員、生徒、

(参考) 鳴鳳館學範、興讓館新廟記、

第十二節 養老館 附愛知館……………(一五五頁)

吉川經幹 吉川廣嘉、宇都宮遜庵、僧獨立、宇都宮圭齋、朝枝信好養老館創設、樋口世禎節檢略、玉乃九華、學科試驗法、職員、生徒、養老館を中心としての私塾、(附)愛知館、

(参考) 養老館記、養老館壁書、樋口世禎著節「檢略」抄録、蘭曉先生傳、

第十三節 育英館(清末)……………(一七〇頁)

毛利元世、毛利元純、生徒、學科、

(参考) 諸士心得の箇條、

第十四節 朝陽館……………(一七五頁)

毛利大内藏 弘化後、經費、生徒、職員、

(参考) 塾約、

第十五節 憲章館……………(一八二頁)

毛利房裕、田中藤城、片山鳳嗣、服部傳麿、教科、生徒、經費、
第十六節 育英館 (須佐)……………(二八頁)

小國融藏、小國剛藏、職員生徒、松下村塾との往來、教則、試験、
(參考) 小國剛藏傳、

第十七節 徳修館……………(二九頁)

山田時文、教則、生徒、職員、
(參考) 徳修館記、

第十八節 敬學堂……………(三〇頁)

學科、職員生徒、

第十九節 克己堂……………(三一頁)

生徒、職員、學科、試験、

第二十節 育生場……………(三二頁)

教科書、職員、生徒、

第二十一節 菁莪堂 (晚生堂、維新館)……………(三三頁)

學科、職員、生徒、
(參考) 菁莪堂記、

第二十二節 弘道館……………(三〇頁)

職員、學科、生徒、

第二十三節 時習館……………(三一頁)

職員、學科、生徒、

第二十四節 縮往舍……………(三二頁)

生徒、教科、職員、

第二十五節 學習齋……………(三三頁)

學科、職員、生徒、

第二十六節 慕義會……………(三三頁)

生徒、教科、教科書、職員、

第二十七節 郷校……………(三四頁)

一、朋來舍、教民の詞、藩主臨校、學科、試験、經費、
(參考) 教民の詞、

二、河原學校と深川學校、

三、温放堂、

四、友善塾、
(參考) 友善塾記、

- 五、修養塾、
- 六、成器塾、
- 七、熊野倉郷校、

第二十八節 私 學 校 (私塾).....(三三頁)

- 一、尊聖堂、村田清風、學科、藩主臨校、
- (參考) 尊聖堂記、
- 二、松下村塾、玉木正綱、吉田松陰、松陰の死後、
- (參考) 松下村塾規則、松下村塾記、士規七則、證義士規七則、
- 三、時習館、月性、周邦、

第二十九節 手 習 場 (寺子屋).....(四七頁)

經營者、師弟の情誼、學科、習字本又は讀本、手習子供、東修謝儀、教授方法、

第三十節 釋 菜 附管公祭、楠公祭.....(六三頁)

管公崇拜、春の釋菜、秋の釋菜、養老の禮、孔子の神、學校祠堂、楠公祭、我が國の醫祖神、

第三章 明治維新より學制頒布に至る山口縣教育.....(九七頁)

第三十一節 總 說.....(九七頁)

五箇條御醫文、廢藩置縣、洋學研究、

第三十二節 山口、萩兩明倫館.....(一〇四頁)

文學寮、兵學寮、洋學寮、修學と等級、貢士の法、課程、試験法、教育、

(參考) 岩國藩學制の議、

第三十三節 獨逸寮 英學寮 岩國語學所.....(一〇四頁)

(參考)

ヒレルと重見通義との約定書。ステイマンと佐伯清太郎との取極條約。ステイマンと西田金吾との添定約。語學所條例、

獨逸寮の教則、英學寮學則、岩國語學所課程、ヒレルと重見通義との約定書、ステイマンと佐伯清太郎との取極條約、ステイマンと西田金吾との添定約、明治五年の案、

(參考)

岩國藩學制の議、

第三十四節 醫 學 校.....(一〇八頁)

- 一、醫學校(醫院、華浦醫院)
- 二、愛知館

第三十五節 留學と遊學.....(一〇八頁)

外國文明の輸入、洋行視察、海外留學者、國內遊學、

第三十六節 新聞刊行.....(一〇五頁)

藏版所へ沙汰書、活版機の買入、民間新聞紙發行、

第三十七節 學制發布前の準備.....(一〇六頁)

教育事項調査書、

山口縣教育史上卷目次終

山口縣教育史上卷

山口縣教育會編纂

第一編 學制頒布以前の教育

第一章 大内氏時代



我が山口縣の教育が今日の如く普及發達して隆運に赴いてゐることは、主として學制頒布後五十年の歲月間にあつたことは言ふまでも無いことであるが、姑く遡つて其の根底となり、基礎となつてゐる大内氏時代の文學や、毛利氏藩政時代の教育に就いて考へて見る事が必要であること、思ふ。

大内氏は歴代の主が文學を好み其の嗜み深く、其の領土が海外交通の關門に當り、御朱印を預つて居る權勢もあつたので五山の名僧智識、大陸往來の

兵部卿師
成親王

頌學巨匠は多く山口に來往したのであつた。弘世の時、明人趙可庸は來つて山口十景の詩をなし、盛見は碧山別墅を設けて山僧野客と詩文を楽しんだ。義弘は新後拾遺集の作者に列し、持世は新續古今集の和歌作者に列してゐる。教弘は和歌を兵部卿師成親王（後村上天皇の皇子、堺の戦後、山口に下向し給ひ、法泉寺に入りて落飾せられた）に學び、杏家集（後醍醐天皇の皇子宗良親王の歌集）を賜ひし程の歌人で連歌も堪能であり、新撰菟玖波集作家の一人である。政弘は最も歌道に長し秀逸の作が多く、其の集拾塵集がある。彼の連歌の名匠宗祇、宗長等も文明、延徳の頃山口を訪ふて時々國主の雅宴に陪したことは、宗祇の筑紫道記、宗長の宇津山記等に見えてゐる。中にも宗祇は文明十四年、山口に下向し、同地の本國寺を宿坊として滞在し、政弘を始め公家衆家人等と雅興を催したこともあり、延徳の初には伊勢物語を講釋したこともあつた。

大内義興

義興に至つては、防、長、藝、石、豊、筑、大箇國の守護職として國富み兵強く、世は戰國時代になりながら山口の地は小康を有し、内外の人士ここに集り西の京都と稱せられてゐた。この時、連歌師宗碩を山口に聘して古今

大内義隆

集の傳授を受けたことがある。其の子義隆は殊に文學を喜び、當時戰亂を避けて來た雲卿月客、柳原大納言資定、持明院基矩、竹田法眼定理等と經書の輪講をなし、疑義を外記清原頼資、官務小槻伊治に質し、或時は近習小姓の者にも四書五經を輪講せしめて之れを獎勵した。

南村梅軒

義隆は環翠軒清原頼賢、南村梅軒等の文學に達したる者を進め用ゐた。梅軒は南岳と號し山口の白石に居住し夙に朱子學を唱へたのである。後、戰亂を避けて土佐の國に入り、弘岡の城主吉良宣經の賓師であつた。其の弟子に天室があつた。天室の門人が谷時中で所謂南學の祖と稱せられ、其の門下に野中兼山、山崎闇齋等の頌學鴻儒を出した。

僧桂庵

南村梅軒の前に山口に僧桂庵があつた。永享七年九歳にして上京し、南禪寺の惟肖得嚴により嘉吉二年剃髮し、一時赤間關の永福寺に居たこともある。應仁元年明國に航し主として宋學を研究し、文明五年歸朝し朱子新註を傳へた。時に京都地方戰亂中なりしが爲め避けて石見に行き、後肥後に移り、更に島津忠昌に聘せられて薩摩に入り桂樹院の開山となつた。そして朱子の新

註によつて訓點を四書に施し大いに朱學の普及に力めた。彼の藤原惺窩は明に渡航せんとして薩摩に到り、朱子學を得て還り、これを林道春に傳へ遂に幕府の官學となつた。兎に角に、桂庵、梅軒は我が山口の人で我が國に於ける朱子學の元祖で有る。

天文三年義隆は使を朝鮮に遣して五經正義を求めて歸らしめたが、同七年には南村梅軒の言に従つて更に使を朝鮮に送り朱子新註の五經を求めしめたけれども朝鮮には詩經の外には朱傳はなかつた。朝鮮の復書中には

詩經朱傳

諸經皆具傳註尙能講究。足以開道義。出治化。無復加矣。而足下猶懷然於心。復動遺價。更求朱氏新註五經。可見足下向道之切。慕學之篤。不覺敬嘆。倘有焉。豈敢愚惜乎。今天下所尙而習學者。皆程傳易。胡傳春秋。蔡傳書。朱傳詩。鄭註禮記。本國教學所尙不外此。別無朱氏新註。故前者曾以本國所存者奉送。今承再索。美意不可虛負。唯念五經之中。詩書尤切於講習。今各繕送一件。以爲好書之助。

等書いて大いに賞賛に力めてゐる。角、義隆の學を好み書を需めてゐたことは非常なもので清原頼賢の祖父頼業軒宣賢が四書五經の註解を蔵してゐることを聞き、早速、錢五萬匹を宣賢

大内本

に贈つて之れを借り人をして寫さしめた程であつた。世に大内本又は山口本と稱してゐるのは、紙を明國に送つて諸種の書籍を印刷せしめ、又は、山口に於て覆刻し開版したものである。其の三韻一覽の如きは今猶殘存してゐる。それには天文八年二月に義隆の書いた序文がある。中に「若夫典舊本、同施敷於世光飾藝苑、潤色詞林、則所謂徑寸之珠不失寶於其形之小者也矣。」とある。篤學の程知るべきである。

フランセ

殊に、西班牙人フランセスコ・ザペリヨは天文二十年山口に來つて義隆に謁し、天主教布教の裁許狀を受けて同地大道寺（今の第四十二聯隊管内に當るといふ。）に滞在し、熱心に布教した。爲めに洗禮を受くるもの三千餘人、當時、日本人の未だ知らざる諸種の學問技藝を紹介し、西洋文明の大勢を知らしむる所があつた。

要するに、大内氏の盛時は、山口は學者の淵藪であり、美術工藝の一大中心であつた。而して南方小郡嘉川の海灣は水深くして外船の出入多く、支那朝鮮との商業貿易の要地であつた。随つて、彼此來往の人ばかりでなく、遠く歐人も來つて新智識を輸入し、文明の程度も他より進んでゐたのである。

大内氏時代

大内家を中心として文學が盛大を極めてゐたことは上記の如くであるが、進んで一考すべき事は地方に於ける庶民教育の情况である。文献の徴すべきものがないから十分にこれを知る由もないが、農工商にも其の生活に必要な文字算數は其の地方に於ける寺院の僧侶に就いて學ばれたこと、想はれる。當時各地に名利多く、中にも鹿野の漢陽寺、長穂の龍文寺、鯖山の禪昌寺、深川の大寧寺等大内氏時代の創建に係る大寺が多かつたので、それ等の僧侶又は末寺末庵に住む僧侶は讀み書きの道を庶民に授けたことは疑を容れぬことである。ひゞり僧侶のみならず、所在の神社に奉仕する神職の中にも文學のある者も尠くなかつたこと、想ふ。其の一例として、文明十二年九月八日長門豊浦宮の宮司武内忠國の宅で宗祇は主人の忠國を初め明猷宗賢等の人を連歌を興行してゐるのでも知られる。それ等神職の人も、より／＼庶民のために文字を教へた事と思はれるのである。

第二章 毛利氏藩政時代

第一節 總説

毛利氏は、所謂、管江兩家と稱せられ管原家と相並んで世々文學の家柄である。晋人以來文詞に名ある人多く、其の文藻は往々古史に見れて居る。維時は漢土に留學して三朝に侍講とあり、匡房は八幡太郎義家に兵法を授けたといふので有名である。廣元は文武の偉才を以て源頼朝を補け、其の子季光以來、鎌倉幕府に隸屬して武家となつた。

元就に至つては、兵馬倥傯の間にも心を文學に留め、高倉兵庫頭に師事して之れを修め、其の和歌の如きは今日に傳へられて唱すべきものが尠くない元就の三子、隆元、元春、隆景は皆文學を好みし人であつた。中にも、小早川隆景は黃梅公と稱し文武兼備の名將であつて、文學の廢退を歎き、其の治所に着くや、足利學校を模して筑前に學校を興した程である。

大内義隆、其の臣陶晴賢に滅さる、や、毛利元就（洞春公）は晴賢を嚴島

豊後藤原

に誘ひ、風雨に乗じて之れを廢滅し、弘治二年、大内氏の所領を併有し、更に山陽山陰に其の勢力を伸べて十三州の主となつた。豊太閤征韓の軍を出すや、輝元（天樹公）は、洞春寺の住職嘯岳鼎虎を携へて軍に従ひ、其の凱旋に際し、多くの文籍を彼の地より齎らし還らしめた。いかに其の文學を尊重したかを知る事が出来る。

山田原欽

關が原の役後、毛利氏は其領土を防長二州に縮められ、萩の地を治城せしめて移つた。戦後百事多端、未だ學校を興すに至るを得なかつた。故に、山田原欽の如き才學拔群、伊藤坦庵をして「生未だ弱冠ならずして、博く經史を讀み、其の義に約通し、諸子百家の書に至るも瀏覽にして強記せざるは莫し實に異材あり。」と賞嘆措く能はざらしめた程の人物も、唯に侍講として居るに止つてゐた。しかし、元和五年冬、萩に來た明人陳元贊が其の萩津長門國誌の序に名勝教治、風景土俗を賞し、大守の親謁を得て「扶桑堯舜」など、書いてゐるのは、或は過賞に失しても居るであらうが亦以て當時上流社會に教育があり文學ある者が多くあつたことを推知することが出来る。

秀就（大照公）よく政道に通じて藩政に意を注ぎ、嗣子綱廣（泰嚴公）に

萬治御制

至り、復本就時を用ゐ、萬治御制法三十三個條を制定して之れを布き藩政の基礎を確立した。實に毛利家民政の大憲章であつて、後の防長教育の氣運はこの中に磅礴として籠つてゐる。其の中に、

「諸士は常に文を學び武を習ひ、忠孝の道に志し、假初にも不亂禮義云々。」と示し質實剛健の學風をこゝに胚胎せしめてゐる。

毛利吉廣

元祿七年、藩主吉廣（青雲公）封を襲ぎ、學事の興隆を希圖し、山縣長伯を擧げて師とし、其の學派を士大夫の間に唱道せしめ、小倉尙齋を抜擢して江戸に留め、四方の學事を聞知せしめて參考に資し、將き大いに爲す所あらんとしたが、不幸中道にして逝去したのは惜しむにも餘あることであつた。

毛利吉元
明倫館創設

五十九代吉元（泰桓公）に至り、享保三年始めて明倫館を創設し、六十一代重就（英雲公）は寶曆年間萩新堀に日章舎を興し（天保十三年九月廢舎）文武の士を養ふた。爾來時に盛衰あり、時に、諭告を發して其の遅弛を戒め來たが、英主敬親（忠正公）に至り、天下の大勢を達觀し、時勢の要求により人材を養成せんことを思ひ、大いに學事を奨勵し、學校を改築して規模を擴張し、人材を撰んで江戸其の他の諸藩に留學せしめ、尙天保十二年には江

有備館
嘉永四年
の令

鴻城明倫館

支藩及家
老等の設
けたる學

私塾

戸櫻田邸内に文武の道場有備館を設けた。有備の二字は家語相魯篇に「孔子曰、臣聞、有文事者必有武備、有武事者必有文備。」より來つたのである。嘉永四年明倫館以外の私學校も校則を一にし、明倫館小學舎の規則に準據すべきことを令した。尙文久三年、尙義場を山口に起し陪臣の文武習業所とし、元治元年四月明倫館の附屬校とした。そして此の間に於て海外に留學生を派遣することも少くなかつた。

敬親山口に移るや、是より先き上田鳳陽の創立した講習堂を鴻城明倫館に改稱し、萩明倫館に對立せしめ、三田尻講習堂をも宗藩學校の一とし共に育英の事に盡力せしめて明治維新に至つた。

支藩のいづれも亦育英事業に力め、長府に敬業館、清末に育英館、徳山に興讓館岩國に養老館があつた。その他、家老以下尙文尙武の士は、各々學校を設けて士卒庶民の子弟を教育することを怠らなかつた。即ち熊毛郡安田村の徳修館、佐波郡右田村の學文堂、吉敷郡吉敷村の憲章館、厚狹郡厚狹村の朝陽館、豊浦郡阿川村の時習館、熊毛郡大野南村の弘道館、阿武郡須佐村の育英館、厚狹郡宇部の維新館、同郡吉田村の育生場、熊毛郡三輪村の縮往舎

私塾

安政三年
庶民教育
の令

同郡大河内の敬學堂、吉敷郡御堀村の學習齋、熊毛郡伊保庄南村の克己堂、同郡立野村の慕義會、萩の仲東門の樂郡堂等がそれであつた。

尙、一世の偉人村田清風が子弟を養成した尊聖堂の如き、吉田松陰が英才を黨陶した松下村塾の如き、東澤瀉の塾の如き、數々來れば防長維新前の教育は旺盛あるものであつて、二州の人材輩出雲の如く、維新回天の大業を翼賛して明治の昭代を迎ふることが出來たのも、決して偶然の事ではなかつたのである。

殊に、安政三年五月に藩が定めて下した規則に、

- 一 貴賤に不拘、忠孝之心掛け第一の儀たる可事。
- 一 諸士之子弟、孝經四書・五經之素讀、逐次精熟し、傍ら、御作法制度に拘り候御沙汰物類讀得、年齢相應、書翰往復の修業可爲肝要候是より以上は、明倫館、其外にて心掛次第の事。
- 一 但、孝經四書は、明倫館點、五經は後藤點に依り、授讀可然候事。
- 一 地下人の義は、諭俗要言・六諭衍義大意・教民の詞等を第一にして、總じて假名書、教訓書類を讀習ひ、帳面・勘文類差當り候願書諸届等、文

作旁無差湊、相調候様可致修業候。尤、其志次第經學之心掛モ不若候事。

一 士庶共兼々行狀を慎み、諸事懇懇にして長上を敬ひ卑幼を憐み、假初にも、傲慢粗暴之振舞可相戒候事。

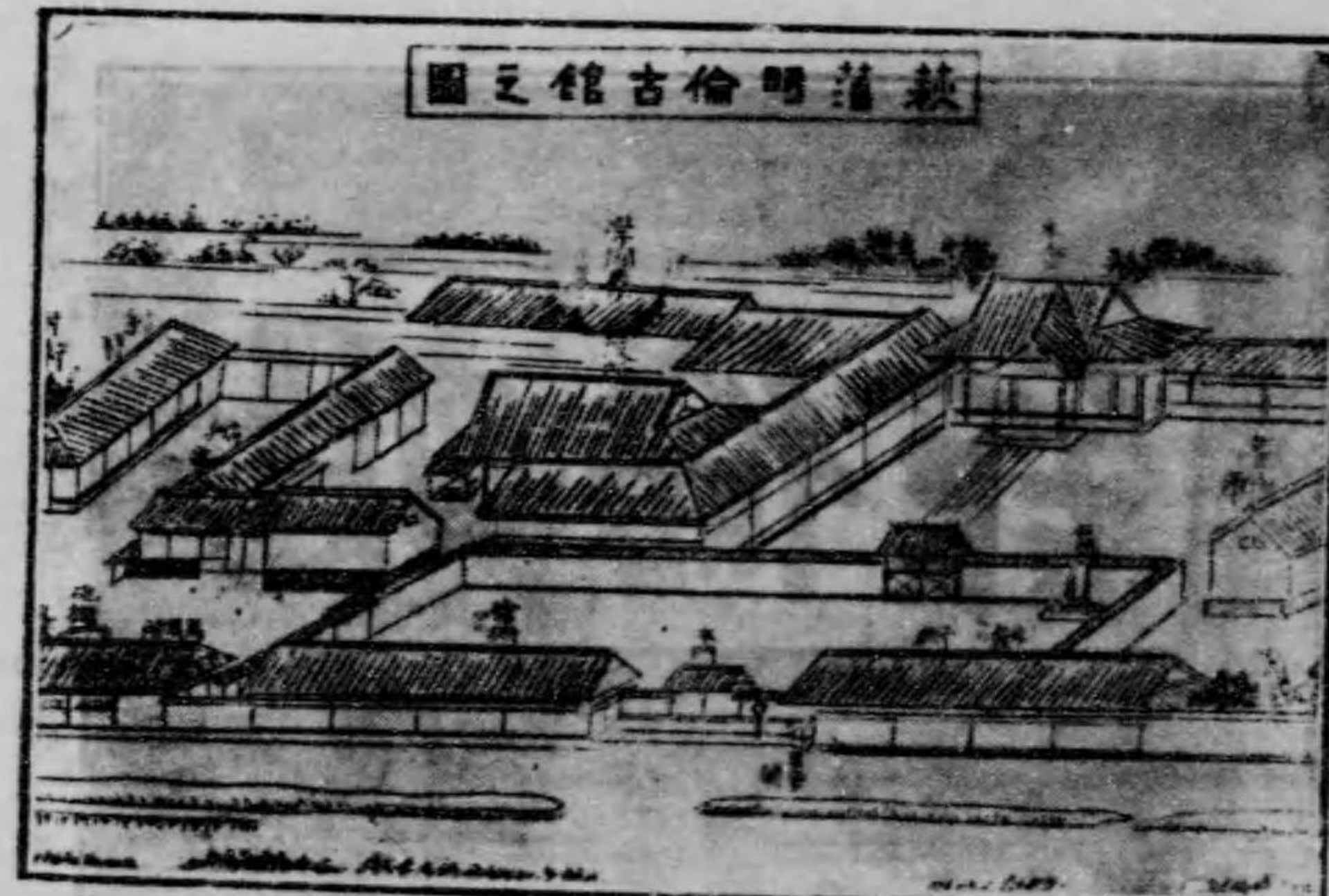
一 華麗奢侈之態、遊惰佚樂の習、堅相戒、兎角儉素質朴を尚ひ、古代の風俗を慕ひ候儀、可爲肝要候事。

一 行ひの餘力を以て、文を學ぶの心得を以、年齢・力量・相應父兄之勞に代り、重を負ひ、遠を涉り、寒暑風雨を堪へ、其外、總て筋骨強健にシテ生立候心掛可爲肝要之事。

右幼學の得失は、他日才徳の成否に關係致候義にて、容易に可心得事に無之候條、前書之趣を以引立被仰付候事。

とあるのを見るに、長藩が他に率先して庶民教育の令を發し、徳・智體の教育に注意を拂つてゐることを知るに足ることは亦以て防長教育の誇とすべき所である。

第二節 明倫館(其の一)



第二章 毛利氏藩政時代

毛利吉廣の後、寶永四年、養子吉元嗣ぎして立つた。吉元は、支藩長府毛利綱元の子、母は備前池田光政の女である。天資英明、儒學を尚び、封を襲ぐに及び、能く吉廣の遺緒を継ぎ、重臣毛利廣政(右田毛利就正の子、海北と號す)以下文學ある者を擧用し、山縣小周南(少助)を侍講とし、教育の擴張を圖るには學校の設なかるべからずとなし、享保三年始めて萩の三の廓内に文武稽古場を創設することにした。

當時、重臣毛利廣政を始め、山内廣通・桂廣保・堅田安房等皆學を好み、儒を貴び、交々藩政を執り、文武稽古場の設立を翼賛し、山縣周南・佐々木雅真等と商議し、建築及び開校設

「明倫」の
出典

文武教授
役



(藤明倫小學校) 額の館倫明

備諸般の事に盡力した。中にも坂時存は最も才學あり、吏務に長じ經濟に詳しく、土木の道にも精通してゐたので建築に關して盡力する所が多かつた。

かくして、翌、享保四年正月工事成り、改めて明倫館と稱した。明倫の二字は孟子の藤文公篇に「設爲庠序學校以教之、皆所以明人倫也。」とあるより取つたのである。こゝに於て、乃美仁左衛門・國司頼母の二人を御手廻兩頭とし、「被成御預支配被仰付候付往々諸稽古成立候様。」とあつて責任を以てこれを管せしめ、文武の教授役として講堂入込儒者には小倉尙齋、儒者には佐々木源六、佐々木平太夫、佐々木源左衛門、山縣長白、山縣少助、草場兵藏、兵書には

吉田友之允、多田藤左衛門、新陰流には、平岡彌三右衛門、高木右衛門七、内藤作兵衛、十文字鎗は岡部半右衛門、弓は栗屋彈藏、健鎗には横地七郎兵衛にそれ／＼命令があつた。

當時に於ける明倫館校舎の布置は、後、元文六年の春に山縣周南の撰んだ「長門國明倫館記」に

北爲先聖廟。講堂居中。左爲經籍之庫。右爲厨。厨之西爲齋舍。廩生員。内外環以列樹。講武。東爲劍西爲鎗。射圃在其西。旁圍爲講武經習曲禮。教天文數學之樹。射圃南童生學書之舍。大門外壯士習騎之埒。凡子弟當業而肆者莫不備設。

とあるによつても略其の整頓してゐた事を推知することが出来る。

藤明倫館の古額



(藤明倫小學校藏)

この年正月に

御家來中、文武諸藝稽古之儀に付、去年被_レ成_レ御意、御書付をも被_レ差出_レ候、就ては、今度於_レ堀内追廻、稽古場造立被_レ仰付、當月より諸藝古被_レ仰付_レ度、依_レ之、講釋日并諸武藝稽古之日割、別紙之通被_レ仰付候。諸士中諸稽古爲_レ御取立、被_レ仰付_レ度間、心掛之面々、隨分無_レ懈怠被_レ罷出_レ度、尤、只今迄諸稽古之發起無_レ之面々たりとも、自_レ今以後其心掛可_レ爲_レ肝要事。

文學諸武藝稽古の式

- 一 儒者講釋、例月十二日宛之事。
- 一 兵書講釋、例月六日宛之事。
- 但、於_レ武學所可_レ講之事。
- 一 諸武藝一統、例月五日宛之事。
- 一 射藝、月々六日宛之事。

但、卷藁四日、的二日、雨天之時は可_レ爲_レ翌日事。

右講釋へ、朝五時初之、武藝は講釋終次第、可_レ有_レ稽古、講釋諸武藝共、此上之日數相増候儀へ可_レ隨時宜事。

一 馬稽古之事、天氣次第諸方にも馬場有_レ之事に候、愈、師弟子申合、無_レ緩可有_レ稽古事。

一 文字素讀、例月二日より隔日、朝六時より五時迄之事。

但、素讀之儀は、明倫館にかぎらず、處々に於ても、心掛可_レ相學事
一 毎歲稽古始、正月十二日、稽古終り十二月十日たるべき事。

但、毎歲七月は講釋止み、九月は諸武藝止みたるべき事。

右、稽古場諸生十人被_レ差遣、其外役人少々被_レ付置、諸造用旁も有_レ之付ては修補料高五百石現米貳百石永々被_レ付置候。彌諸藝稽古無_レ怠轉_レ様に可_レ相心得_レ旨に候事。

と達して士分の者一般に文武の道を奨勵し、二月には吉元明倫館に親臨して聖廟を拜し、士列の七十歳以上の者五人、庶夫の八十歳以上の者四人并ニ德行の者を召して酒食を饗し物を賜ふた。更に翌五年十月には學頭役へ明倫館に關する内規を達した。其の條々の中に

一 文武藝稽古之次第、豫而被_レ仰出_レ候張紙之旨、相違有間敷候。尤。稽古人無_レ怠慢可有_レ沙汰候事。

山縣周南

毛利宗廣

一 學館於増隆之儀、學頭役存寄於有之は、其旨趣各々承届、猶又被加了簡、可被任時宜候。尤、難及思慮儀於有之は、奉行所へ可被申出事。

一 於館中文學之儀、一切學頭役之可爲了簡候間、諸生其外共修學之儀に於ては、學頭より兼て常例を可被定置候事。

とあつて學頭の權威を高からしめ、十分に其の手腕を伸べしめることを力めた。是に於て文武の業、日に興り月に替みて大いに見るべきものがあつた。尙齋は職に在るこゝ十九年、元文二年に逝去した。侍講山縣周南代つて館祭酒とあつた。周南は物門（荻生徂徠）の翹楚である。學規を立て、諸生に課し、成徳達材の教育を怠らば獎勵大に努め諸生の業大に進んだ。

藩主宗廣（觀光公）學を好み、屢、學館に臨んで道を問ひ、業を試みて教官及學生を獎勵した。宗廣、又、古樂を好み、周南に命じ、學館の諸生をして樂を肆はしめた。春秋の釋菜に樂を奏し、公宮の間宴にもこれを爲し、公親から筍を鼓し、簧を吹く程であつたので絲竹の聲洋洋として耳に盈つといふ風であつた。明倫館の諸制、實に此の時に大成し、文物燦然として大いに見るべきものがあつた。

儒武師範人員

尙、儒武師範の人員を定め、相續して流儀の斷絶することなきやう、元文五年九月左の達を出した。

儒武之師定員

學頭 山縣 少助
 學 繁澤 權兵衛
 儒師 外 三人
 右之外、儒師有之候得共、或は老人或若年にて指南難相成、面々可有之事候間、依人柄逐々入替相成、御役料被立置候人數、右之辻たるべき事。

兵書 吉田十郎左衛門

外 三人

禮法 小笠原次郎太郎

外 壹人

弓 栗屋 彈藏

外 壹人

新 新 平岡 彌左衛門

外 三人
十文字 岡部 半右衛門

外 壹人
鍵槍 橋地 七郎兵衛

片山流劍術居合立合
北川 小平次

一統者 一人
算 松本 猪兵衛

手習師 坪井 甚右衛門

右儒武之師、自今右の人数を定員にして可有相續候。尤、病者幼少にて當分其闕有之分は、其分にて差置、遂て夫々指南相成候節、被差出候而可有之、其間相之儀、弟子之内にて、其流儀指南仕人柄有之、本人并弟子中より於相願は、被差出度候て可有之候。且亦一流儀一人の師匠万一其闕有之候はば、何分至其節其流儀無所絶様に、被仰付候て可有之候。以上。

其の後、數代の間、追次に納戸金、撫育金等を出して學資を増加し、或は寮舎を増築し、或は校則等を補修し、承述に怠ることはなつたが、天下久しく太平を謳歌し士風動もすれば惰弱に流れ、時に文武の修業に不振を來すこと無いでもなかつた。寶曆五年三月の達には

文武の諸藝は、諸子の所業にして、常に修練すべき事勿論あり。御先代深き御思慮を以、學館御造立有之、別て此道に御心を被寄、家中之諸士國民に至る迄、おのづから心立も宜しく、風俗も厚く相成候。御先代續て御興隆の御心遣淺からず、數年來連綿せし所に、近年、世上困窮に及び、心ならず重き儉約申付、自然と風俗も衰へ、學館講釋聽衆も寡く、諸士の志鄙者に相成、權門勢家に奔走し、或は利潤才覺に携り、少壯の者共も奉公の心掛薄く、漁獵遊觀に日を過し、武士の堅氣を失ひ、其心さまよろしからざる者もま、出來候様相聞、氣之毒不過之、國家の大患たり。是偏に我等不徳によるに雖も、大臣執政の輩、教導の筋不行届怠慢より起れるものなり。自今以後執政の面々、隨分心を盡し、弊風を改め、大臣厚祿の者はいふに及ばず、小身に至る迄、成るべき程は諸用相省き、學館へ罷出、不絶

講釋聽聞、文武修練すべし。差闕之節、萬端過分に減少申付ニ雖も、學館の儀は自余に違、諸士成立根本たる故、費を厭はず、前々之通立置候。此旨能々相心得學館罷出候儀は、役場にて無之候へば、衣類其外一切取締候儀無之、供之者随分減少、或は無儀にても、常々可罷越候。講釋聽聞自分行規作法も正しく相成、執役心得の益も可有之候。又、武藝を勵み候へば、其心人剛強にして、華美風流遊興の情もうすく、おのづから風俗も質素にして、儉約も可相立候。是勸善之道不過之候。向後、執政之輩、常々心懸、躬行を以、相導き油斷有べからず。猶又、目付の衆より時々様子可遂言上候。尤、學館勤不動之儀は、否今迄之通面着帳にて可申出候。

一 儒武之師匠は諸人の法則たる間、随分身柄堅固にして、其業人に袖で行規禮法正しくして指南無緩せ、日夜精を勵し、門弟中も其徳になつて、おのづから拔群之者出來候様に可取計、若其身所業精からず、或は行跡も猥ある時は、自然門人も寡くして、終には學館衰之基にも可相成候。此段、能々令勸辨、随分其業念を入可相勸候。諸人に勝る指南の筋も、宜、學館の爲にも相成者於有之は、品に依り賞美之沙汰せしむべきもの也。

右之趣家中之面々大小身共に、能々相心得、文武共に彌精を出し、相勵候様に可申聞もの也。

とあつて、いかに學館の振興に努力したかを知ることが出来る。しかも、同様の趣意の達書は代々幾回となく下して獎勵を加へた。名侯重就(英雲公)の明和三年九月にも

一 諸士本人嫡子其外壯年之面々は、諸稽古可仕段勿論之事に付、相勵み候様にこの御思召を以、追々被遊上覽、明倫館被建置候儀候處、無間斷、遂出精候ものも少く、緩怠に相聞ぬ、又には諸士不相應之遊興玩ひ候ものも有之哉、是等は御奉公筋も令忘却、法外之儀被仰付方も可有之事に候。年壯之内、諸藝可相嗜儀を無其儀空敷打過候段、其身は不能申親族之者緩也之儀に候。右に付此段御目付方へ被仰合候筋も有之候。内意申達候様との御事。

とあつて、少しは高壓的にでも文武の修業を獎勵したことがあつた。治親公(容徳公)書附といふ中には、

一 學館之儀は、諸士の成立根本たるに依て、費をいとはず、泰植院様御

代、深き御思慮を以て、享保之始、御造立有之に付、少壯之者はいふに不及、執政之者迎も、可成程は諸用を省き、常々罷出、講釋令聽聞は、其躬の行規作法も正しく相成、執役心得の益も可有之事に候、文武の諸藝は、諸士の所業にて、修練せしめて不叶事に候。

〔然處、於今今は、學館講釋聽衆も寡く、少壯之者も漁獵遊觀に日を過し、文を不學、武藝を修練せずして、何をもつて主用に立ん哉、歎々敷事候。士たる者、忠義を思はば、常々器量をみがき、主人の大事の用にも立べき心掛こそ本意なるべし。〕

一 張一弛、かくて齊房(靖恭公)、齊熙(清徳公)、齊元(邦憲公)を経て齊廣(崇文公)の世に及んだ。齊廣は天資聰明學を好み、事斯語貞觀政要章旨、與人論儉吝論述志錄言志錄等多くの著書があつた位であつたが、惜しむべし歳二十三にして卒し、天保八年慶親(忠正公)其の嗣として封を襲いだ。敬親不出世の天資を以て勵精治を圖り、天下の大勢を洞察し、大いに文武を獎勵作興した。襲封の初めから荐りに學館に親臨し、或は精業の學生を召見し

毛利齊廣

毛利慶親

有備館

明倫館重

建

て之れを賞し、怠惰生を斥罰し、文學に長ぜる平田新左衛門を學校用掛とし近藤芳樹等を擧げて士班に列し、寄組以下の士族組別に稽古掛二名宛を置き國老一名を其の總奉行とし、日常の學業を監督し勳怠を注査せしめ、各郡に住居する士族の稽古名録を編して觀た。一方、江戸邸には有備館といふを設置し、書籍を儲へ、安積良齋を招待して經義を講ぜしめ、江戸在邸の諸士にも業を課した。而して東觀から歸藩する毎に、必ず文學の士を城内に召集し當日は經書各科に講釋義名講義題名の數を定め講章及講義書の章を紙片に記し關さなして混同し藩主の座前に於て之れを聴(當日は經書各科に講釋義名講義題名の數を定め講章及講義書の章を紙片に記し關さなして混同し藩主の座前に於て之れを聴)を括りしめ又各科の問題を賜ひ學て講を聞き講義問答は別席にて之れを調へ侍講點檢さし藩主に具進し、然る後甲乙を定むするのが例であつた。武藝も亦之れに準じてあつた。こゝに於て學藝技藝の學習大に興隆し、爲めに校樹狹隘を告げるやうにあつた。

此に於て萩江向の地を相し、國老益田元宣(初め越中と稱し、後立藩を改む)を學校惣奉行とし、村田清風(四郎左衛門、後、織部と改む)を其の手元役となし、建築に關する諸事を審議し、泮宮兩塾の制、文武寮樹の構造、其の、他大いに規模を擴張して再建することを申合し、弘化三年十一月、工を起し、嘉永二年正月二十六日成就した。館將さに成を告げんとするに方り會々清風は病を以て職を辞したので、中谷章貞其の後をうけて功を畢へた。

其三月三日慶親、親しく講堂に臨んで開館式を行つた。
 總地坪數一萬四千叁百四十九坪三合餘(或は一万五千百八十四坪ともいふ)。建坪總數二千七百三十四坪四合五勺。館は南面して、聖廟其の中央に位置し、廟地を圍んで石欄があつた。泮水が其の外を遶り石橋が架して在り、橋を渡ると觀德門と稱する門があつた。門の左右に東塾と西塾とがあつた。門から廟に到るに角道があり、廟の前に石盤盤が設けてあつた。廟を宣聖殿と稱し、石階によつて昇るのであつた。廟内に七室があり、中央の一室が聖壇で孔子と四配の木主が安置してあつた。聖壇の前が中堂、其の前が前堂、聖壇の左右が東房、西房。其の前に在つたのが東堂と西堂で、之れを周るに廂があつた。これが聖廟の主要である。
 講堂は、聖廟の西にあつて、廣さ二百疊、數居もなければ鳴居も無く、上藩主より下小臣に至るまで與に一座に列する造り方であつた。學徳を修めるには上下の隔は無いと云ふ意で有つたのであらう。
 講堂の前には書庫があつた。學長の舎、生員の寮、小學の舎は皆講堂の西に在つた。演武場は、聖廟の東に在つて三區の射圃を各の師が其の一つを領

してゐた。劍術の舎が四つ、槍術の舎が三つ、その他、禮式・天文・算數・兵學・馬術凡そ師と稱し弟子を教育する者は、皆其の舎を設け、其の名札を其の門に掲げてあつた。而して、劍槍の二術は別に大い舎が設けてあつて、藩主の親臨とか、他藩士が來て試合を爲るのは皆其の舎であつた。
 聖廟の後に池がある。それは水術を習はす所であつた。當時にして今日のプールに類する設備があつたことは着眼の高きものといはねばならぬ。其の西に一つの館がある。即ち學校御殿(後、明倫館御殿と改む)であつて世子元徳公(忠愛公)の徳山より入つて萩に來るや居館となつた所で藩主が學校に臨み、養老の禮を行ひ衆士の業を試みる場所であつた。學館敷地内に殿宇を建設し世子を居らしめた一事は、最も味ふべきことで慶親父子がいかに文武獎勵の方針の顯著であつたことを知るこゝが出来ぬ。
 池の北に埒があり、其の北が練兵場で四圍に溝塹があつた。
 館の南面に大門が設けてあつた。此の門は藩主が春秋の釋菜に聖廟に臨まれる時の外開くことはなかつた。門外に埒があり、埒の外が巷で、東西の二門から諸士は出入することになつてゐた。

此の館の外に醫を學ぶ好生堂と、洋學を修める博習堂と、卒業教育の爲め敬身堂とがあつた。これは皆明倫館の所管であつた。尋いで、弘化三年の十二月には、
 此度、明倫館再修申付候。
 明倫館之儀は、
 泰桓公御深慮

(圖建館倫明修重)



(場徒槍) 部一の館倫明萩



を以。御草創被爲在。其後追々。御創業之諸藝も有之。文武日を追て興隆せしめ候。然處。稽古場懸隔候義有之。修行之便不_レ宜。就ては御代々御再興之思召有之、因之、此度通便之地を選び、諸稽古場一曲輪に造建せしめ候。文武は國家之要務、諸士之專業にて、一日も廢すべからず。我等偏に泰桓公之御深慮御代々之御遺旨を奉じ、人才成立之主意之外無_レ他候條、家來中能々相心得、彌以無_レ怠慢出精せしむべく候。尤規則之儀は、舊制増損せしむる所あるべし。猶、追て可_レ申付候事。
 右御家來中、宜存_二其趣之旨_一、被_二仰出_一候。以上。

(添書)

明倫館之儀は、泰桓院様御深慮を以御草創被爲在、其後、親(新)規に御取立之諸藝も有之、且、當御代始以來、別て御引立被遊、試相創槍を始、諸藝猶更御興隆相成下以勸辨之事に候。然處、館中宿元神器陣場等、所々懸隔り候に付、徒に時刻費へ修行之便利不_レ宜、因て、此度江向田中に於て諸稽古場一曲輪御再興被_二仰付_一候。右は全、泰桓院様御深慮、御代々様、御遺旨を被_二爲_一繼候御主意に有之。御意を以て被_二仰聞_一候。就ては、莫大之御物

入、往々之御修覆等不容易、既に近年御仁政被相行、御所帶甚御差詰に付、此御一事容易に可被相調候には無之候得共、兼て節儉被相用、万端御不由御堪忍被遊、御手元銀をも被差下、且又諸向益々御取給被仰付、偏に泰桓院様御深慮、御代々様御遺旨被相遵、御家來中人才御育成可被爲在、深く被遊御苦勞候段、寔以難有御事に候。文武之兩道は、御奉公之基本、別て御譜代之身として、器用不器用に不拘、終身不令修行ては、人臣之道を失候筋、能々可被相心得候。少壯不勤辨之者は、全、兩親之教導緩に有之候條、永く文武不怠、御主意相立候儀肝要之事候。御規則之儀は追て沙汰可被仰付候事。

この達令を下して諸士を成飾し文武を奨励したので、好學尙武の風が蔚然として隆盛になつた。

藩主は東觀より歸城する毎に臨校する。最初の臨校には、衣冠束帶して聖廟を拜し、其の後に文武場に臨む。これを式の御參堂といつてゐた。毎月の朔と望日には、學長以下、學生は禮服で聖廟を拜し、次で講堂に列座し功令及び學頭申渡の制條を讀む式があつた。

春秋の釋菜

村田清風

明倫館には春秋の兩度釋菜を行つた。春は、藩主自から祭り、秋は學頭等をしてこれを行はしめた。(釋菜のことは、支藩の學校等にも行つたのであるから後に總めて書くことにする。)

以上の如く、明倫館の規模を擴張し、文武を奨励し、人材を得るに努めたのは、名侯慶親の非凡なる識量に依るのであるが、亦當時、英傑村田清風の如きがあつて、經世の才縦横、至誠國家の先途を憂へ、文武の奨励につきて建言する所があつて、動機となつたことは疑はざる所である。(天保弘化年間に村田清風の建言せるものかといふ建白書参照)

(参考)

長門國明倫館記

今侯立繼。修先侯之政。戒有司。錄庶績。申令學宮。謹教化。其在國也。仲春親至學宮。祭先聖。行養老之事。遵先侯之道焉。而有光矣。今年二月上丁。臨學行事。乃命學職曰。昔日先侯。有若令德。貽厥孫謀。其龍大矣。今而不記。後世子孫何觀焉。其序次創建嘉績以樹學。中臣孝孺譯奉命作文。其記曰。維享保三年戊戌。泰桓侯立十一年。上奉公朝之休命。下先侯之舊章。嘉穀躬神。修政慎令。肝而食矣。於是。申命曰。嗚乎爾國子弟。懋哉勿怠。神祖創業。文武遺士。載令甲。我諸國政弗承守。且昔我先侯與汝先祖。經營是邦貽茲多福。仰慰勤勞。不遑寧居。爾國子弟。進德修業。答揚先德。吾而居世。安穩惟恒。淫侈以肆。是汝好而先祖。而亦無苦于先侯之靈。禮樂射御。敬業時敏。先侯之訓也。懋哉勿

意。成德達材以篤爾祐。國政就宗廣政廣包廣保廣通。宜揚令德。將順懿美。率宗族巨室耆老子弟以奉命也。是年秋。遂命有司。興學宮。孝孫承乏備曹。與佐々木雅真議之。政府規度學宮。注記祭儀。申詳功令。宮成郡名曰明倫館。取諸孟子之言。北爲先聖廟。講堂居中。左爲經籍之庫。右爲厨。厨之西爲齋舍。裏生員內外環以列樹講武。東爲劍西爲箭。射圃在其西。旁側爲講武經。習曲禮。教天文數學之樹。射圃南置生學書之舍。大門外壯七習騎之塔。凡子弟當業而肆者。莫不備設。內衛帥二員。統領學事。越明年己亥正月告成。於是二月上丁始祭先聖西配於學。賓耆老。觀養老之道。著爲常典。世世無替。謹按庠序之設。將使斯民納乎軌焉者也。是以自古以來。有士者。末之或違。光耀史實。稱頌盛德。而世不絕筆也。大東學政。載在延喜式。自 皇都以及列州。莫不有學焉。春秋祀典。取法李唐。內外異制。尊卑有等。而其於教化之法。欽崇之意。未始不同矣。中葉以來。國史失官。降暨戰國。喪亂相尋。制度陵缺。先王之大經大法始于熄矣當是時也。干戈爲政。庠變無間。神祖武成。帥諸侯而紀政。乃徵林羅山氏。咨詢時務。於是儒教蔚然。海內嚮風。爰建 靈廟。興學宮。講祀典。語見林學士記。宗藩三國。賀會備士文獻迭顯。隆比齊魯。其他列侯小國。相繼而起。往往有河間文翁之稱。延元以來。於斯爲美。猗歎盛矣哉。我國自洞春公霸西土也。聘高倉宮子講學。三原黃門師足利白鷗洲。豐浦參議學別府周徹。自此後嗣侯無不有師儒也。先臣之教詩書者有徒矣。上之教也。且昔先世。世司 皇朝文命以膺斯民也。功烈雖在。天府。宜永世蕃昌保壽命。以禮祀于大國也。詩云。迨天之未隄雨。徹彼桑土。綢繆牖戶。君子若欲綢繆國家。宜莫若學。豈弟君子。民父母。傳曰。學殖也。不學將落。教之不落。其爲父母也大矣。長大之威。于時保之。由以事厥祖。由是以逃其職。恭敬之至也。所謂君子有穀。詒孫子于膏梁兮者。先君之謂也。靡有不幸。自求伊祐者。今侯之謂也。謹記盛事。且錄實事有司姓名以垂後昆云。

元文六年辛酉春

館祭酒山縣孝孫少助謹撰

重建明倫館記

天下之事。有守而不可易者。有隨時而可變者。其可變者而不變。則因循苟且萎靡不振。其不可易者而易之。則舊章頹壞百弊叢之。故綱常之大經。國家之重典。固當萬世守之而不易焉。至制度文物。爲一時勢。或有望風者。又不不可不一新而變通之矣。昔 桓公之創明倫館也。蓋將大興學以張治化。乃量度時宜。相地於城門之內。以經營焉。而人倫教化之道立。而文武道士館法備矣。爾來迨今百三十年。列世相承繼志述事。文武講習之士日增月多。昔之所經營。今也狹隘。殆不可容。非安其規模。而增式廓廓。則不得適時勢之宜矣。及今侯立而不承遺緒。宵旰匪懈。思以紹明前烈。乃命宰臣曰。欲張其未者。必厚其本。欲遠其流者。必浚其源。學校者政治之本。教化之源。治國者之所宜先也。而先公創建。規模既備矣。今又廓而宏之。豈非繼述之道也耶。汝其與有司講之。於是。執政與有司宵謀。乃就府下中央之地。而別擇寬敞之區。重營其宮。肇工於弘化丙午。迨今春告成。聖廟居中。殿堂巍然門塾修正。泮水環之。結構之壯。輪奐之美。於舊有加焉。講堂在其西。庖厨學舍相次。而西東則爲演武之場。北則爲鍊兵之區。小學有堂。肄禮有舍。天文書算之場。騎射調馬之坪。亦盡具焉。廟後鑿池蓄水。可以習水騎。講堂之北。別設館。爲公臨學而養老試士之所。而以外周以溝塹。大門在南方。以正其面。於是。學校之制煥大備。而講習之士皆傳。以俛焉盡其力矣。是隨時而得變通之宜者也。而明倫之名。不易其舊者何也。蓋。先公建學。文武道士。其要以明人倫爲重也。且文武之學。不水語倫理。則文流浮薄。武陷於暴厲。不足以造士矣。故。凡入學者。先以此爲基本。而講究文藝。精鍊武事。實之以師友勉之。以三歲月。以成其德。達其材。夫然後濟々多士。可以贊治裨政而宜風化之美。可以衛君禦寇而爲邦家之干城矣。此即所以建學造士豈本意。而治化之所行也。且建學造士。豈獨守其封疆而已。抑。所以崇奉爲國家之藩屏也。而其歸於明人倫。則其名館之義不亦至一手。是其守舊而確乎不可易者也。然則今侯之國。重建乃變其可變者。而

守其不可易者。誠可謂繼述列世之志業而昭明一也。已館成。命臣讀爲之記。讀以乏學識不得辭。謹叙重建之由以繼先臣學儒之所記云。嘉永二年歲次己酉春三月。館祭酒山縣讀文詳謹撰

建白書(一)

享保三年、泰桓院殿、明倫館被遊御造立、其節御加列矣主計殿、毛筑後殿、毛伊豆殿、山嶽殿、桂能登殿、被入御力、を二兩職手元役八谷五兵衛、坂九郎左工門、學官万事取扱ひ、聖殿、講堂、諸稽古場、諸生寮、其外相調、備武之師家、其節品能、被仰付、館中出勅之御沙汰相成、木主は、江府聖堂祭酒林大學頭信篤殿、泰桓院殿御師範御因に付、御頼にて、被書調、明倫館學頭聖堂會頭相勅候小倉尚書へ被仰付、尙、御備備佐々木源六、山縣少介へ被仰付、釋菜式目、養老之禮、其學館、諸式相調、文道此時相開け、人倫上に明にして、小民下に親むの講釋、聽衆堂上に充、堂下に百姓、町人滿ちけるを、于今申傳、文道繁榮、故山根七郎左工門、津田忠介、小田村伊介、小倉章平、瀧瀬八、仲子文右工門、田坂彦七、和智九郎左工門、杯呼る人も出来、武藝師には、吉田十郎左工門、多田藤右工門、栗屋彌藏、平岡彌三右工門、島來宗六、内藤作兵衛、岡部半右工門、横地右工門、緒方仲介、小笠原次郎太郎、大西助右工門、北川小半次、鹽谷源左工門、岩崎九兵衛、山縣十藏等、御取立被仰付、馬術は、槍崎四郎兵衛、内藤喜右工門、折下八郎左工門、石黒次郎兵衛、仙波三郎兵衛、藏田彦之進、高田彌兵衛、近藤某、波多野某、富田某等、有之其業、其流儀々々、門弟數千人取立、素人にも名譽を顯はす者數多にて、雖、然物に盛衰有之、文武共に衰へ、學を好むを香箱持、武を好むを軍男杯と笑ひ諷る時節も有、如此なれば、文武盛人の時、人成物は仕合衰へ、時に當るものは士の士たる道無覺束、然るに、當時深き御恩召にて、万治御條目之通、文武被遊御引立、御入國、辰の八月、被遊御參堂、文武師家被召出、御直之御意、尙、學館遺費御小納より差出、館中萬事組替被仰付、諸生數分相増、人材成立候様、被遊御心頭、於下下は、乍、厚き德惠之程難有奉感心、師家は、晝夜之無差別相勸、教導仕、門弟も、君命之難

天保弘化
年間村田
清風の建
言といふ

有に師恩之深きにより、士之本意に基き出精難數年入込之弊風捨り、文武共に實意に不叶、名聞稽古々々、一節にても我物にする物少く、今時學問流行と聞へ、去年明倫館試詩文、作人數二十餘り有之、文學は實體森田舎之無差別、來候候も尤之事なり、恐釋難業も、西成之比は、三百餘も有、此比、百人前後に見へ、是以兼居令老若之家來に會せては少き候に相見、弓劍槍一稽古ならし五十人宛にして、弓三流、劍術四流、槍術三流、以上拾流、五百之内、弓劍槍三共に出願之人も有之、或は劍槍二藝出精之者も有なれば、現人は、百可有哉、無覺束一葦居合四十歳以下壯士之場稽古仕候者三百位にては、餘り少人數之様に見へ、氣之毒之事に候、御家來數之積りもなき俗眼には、當時稽古繁昌ふくくする若者は、無見及び可申なれ共、精々當りては、右之通り、扱、禮或は幼少之内より稽古有度事、座敷さわり諸事品能なり、兵學は廿四五より稽古致候候は、能合點も行、稽古はかさり可申、廿より内之若者は、隨分、弓馬劍槍出精有度事に候、業より理に入申事なれば、兵學は理、弓馬劍槍は事にて、先業をとり理に入道理宜しからん、當時は、十四五歳小志業も、兵學場へ入門いさふなき事計する者も有、馬術は治亂要用之事、無て不濟、手之下差間も有、さかし當時馬數なく、稽古教書數、御家來中餘力もあり、時至らば、貳百石以上、舊來二百石以上之士、本人嫡子とも二三十以下之者有は、五ヶ年程は是非自馬所習、之ては、不濟御作法有之度事、右之通り成候は、大身通り、地、江戸乗馬間有間數なれば、小身者致稽古能成へし、且又禮式、兵學、馬術共に、弓劍槍之内、一業にても添はさる時は、士之役に立ましく、武士と稱へ候へは、治亂共戦ひ勝之業を一藝覺へる時は、主用にも立難く、其身も心細く、可成やうに被考候、得武器にてさへ勝負は無心元、まして無手にて勝事は、ケ數可有事になりては、主人之迷惑耻も可成事之時よし、武備目録之内に先年有、御旗本衆御行先にて唱し居給ひぬる内に、意趣有者にや有けん、鎧を取て通たり、鎧之油斷にて取られたる事なれ共、世上に沙汰拜て其通りに成難く、無き是非一切取らまひた

り、供する者うかましては不可成、昔は如斯武備の吟味も強かりしか、當時鐘持する人の鐘に稽古も無之も有、何奉事之時、鐘を持て向ひたらんに其身持たる鐘を相手に取られなは、いか計の恥辱成へきに、遣ひ様もしらぬ鐘を持する世に成たるは嘆しき事なり、或人問云、鐘持之油断にて取られたるは自分之恥は言難し、昔、信玄方にて、北條左工門大夫が旗を取たる時、流石之三左工門大夫旗を捨て遁たりと評せしを、信玄大に怒りて、武道不案内之評なり、旗差之討死して旗を取られたるは、差物杯を落したるはさ違ひ、左工門が耻に非ずと宣ひける事おれは切腹には及間敷に非ずや、老人曰戰場にて亂軍之内、旗差之討死して被取たらんは無事なり、右之鐘も、鐘を取らんとする時、相手と戦て被討、其外供鐘者も悉く討れて後、鐘を取たらんには無事非ければ、其所には居合の主の恥にも成がたし、いつ取たるやらんも知ぬ程の不心懸者な、供に召れたるは大き成主人の恥ならずや、不れ知してさす大小さ、事に遇て働も知らぬ家來を召れたると、皆同様之飾り道具にて、昔の人は大に耻さしたるなり、家來一人、他行之先にて後れを取るも、主人之恥と成事なるに、まして供致して右体不心懸、何ぞ主人耻さならさらん、去は奉公之身は面に心懸て、主人に耻をかけるこそ第一之愚節なるべきことなり、右之通なれば、文學心懸の人も、弓劍槍等之内器用有る好む事、藝に心懸たき事也、馬を修練せされは、江戸杯にて至極間の出来る事なり、文學は、治國安民の術、此道を不れ知しては、其身を始、其家治らず、尙諸役共に勤ても間可有、其上不役にも見侮られ耻をもかくへし、第一君の爲に可成道、いか程才智發明人にて聖賢之道に依されは物事不成就ものさ毎々講釋有之候、然る處、先御在國於館中、文武上覽被遊、不時明倫館被爲入、御一問にて講釋被問召、君臣一堂唐虞喩時之先、恐奉感心、諸生之内奉祝之詩作も覺へ、ケ程、御賢慮を被盡るも、當時文武共に館中出入數少く、半方にも相成、只今之通にては、いか程被入、御力候ても、所詮御手を被放、稽古繁昌之期は無之様に相見え、何卒、文武無盛衰相續、繁昌之事先生衆翁老人衆へも尋問候へ共、格別之致方も無、行詰學館法式之通、諸役人被召遣一方、文學武術を以其命に當の人物、役

之處、明倫館より撰擧被仰付之外無之、寄組衆を始、御役人通御勝手方役人に至る迄、文武之一藝なき者は御役不召遣之時は、御家來として、君祿を喰ひ、御奉公筋、不れ好者一人も有まじく、現在士之恥辱共可成事にて、御役之爲には媚諂世の中なれば、本より士之職分、治亂共に君之御用に立、治世には其身を修め、民を安し、物前之時は、戦ひ勝、後れを取ぬ道なれば、皆勇み進み、稽古仕道理なり、右之通に行候時は、文武の諸稽古、不れ及御制道、諸士は勿論、陪臣に至る迄、無藝者は一人も有間敷、大身之内陪臣多人數有さいへ共、武備目睫に有通り、鐘之遣ひ様も不れ知して、持する鐘と拔様も不れ知して、さす大小さ、事に逢く働もならぬ家來を召連たるは、皆同様の飾り道具なり、昔は陪臣の内にも、名高き人多く、當時杯、陪臣に武邊心懸の者、館中にて余り評判もなく、幾重も、文學・兵學・禮式・馬術へも、弓劍槍之内を一事にて不れ凌時は、士之役に立まじく段、擊く被仰出度、右之通に無之時は、當時得手勝手の風俗にて、いさふなき事計心懸、名高き先生、張良・孔明如きもの計にても、健兵無之時は、事不三相調よし承り申候、當時得手勝手といふは、槍杯は流儀午執心、不れ打槍の間に、濟せ候、野村某・留書之内に、昔、伊藤但馬が曰、縦へは、御當家にも思案深き士此所にて得手勝手、不叶段相方申候、諸稽古場早歸り多く、劍は、十人が廿人かあれば、可三相調、殘る士は、大小身共に互調強かにして、或は雪の中に臥、又は木之中に夜を明しても、事とせぬ様に仕度事なり、當世を見れば、衣服をした、か取れされは風を引、頭巾の綿薄ければ頭痛する杯さ、座中にも物陰を求め、肩をさほめする者多し、如斯にては、縦ひ心は剛なり共、自然之時用にも難、立からんと語りき、百年以前もはや如斯、當時は被三想像なり、近來、諸士之内、棒・柔術・水練に達者にて名の知れる程の者少し、是等も、稽古有度事、柔術は軍中にて組討に不れ及申、又は御供先杯にて、亂心者・醉狂人・其外無禮者有之時、穩便之取捌柔術にしくはなし、不心得にて不叶事なり、享保の比より、延享四年迄は、九郎右工門有一流師、山縣吉兵衛・嫡孫三郎父子引續、館中罷出、於三劍術場・稽古仕、其後、乃美半兵衛・波多野藤石工門・山村權右工門・桂伴藏・喜右工門育香原忠平次等、館中出勤は不仕、

於宅門弟數多取立、尙於南苑御流儀悉有之、出精、多人數あり、當時若者柔術杯不心懸、功者之者迄追々通行、其流儀々々も、斷絶可仕之氣之毒之事情、何卒功者之者館中於罷出は、はや雄の若もの共一しきりは繁昌可仕、尙諸生入學相願候而、學文器用人柄、學頭開繕ひ、肝要儘可有之、兎角世上之親々學問癖ひの子を、先、行規傍入込相願候類有之、わんぱくもの數人入込候ては、文學心掛之者妨に成也、素讀は館外、南館中へ朝暮にても通ひ稽古成也、諸生入學御作法之儀は、館外にて、大分功を積候者、館中入込、三十六ヶ月も勤學仕、學問成就致し、夫々御使方も可有之、未學問不成就之者共、再留二十四ヶ月に見へ往き、五ヶ年在館仕、成就致道理も見へ、右之通なるに素讀より入込、五年十年にて御用役に相立様に學文思ひもよらぬ事也、年のゆかぬ悪き坊、館中入込、跡先を考ゆ事出来、人を損ふ事あり、あかりの恥は疵に成事も有者たり、親々可心得一段程被仰聞度事なり、學頭座之撰ひ、官中懸りの御目付衆も、開繕ひ肝要之儀可有之、尙入學の諸生にも、射術・劍術・槍術三業の内、一業其人の好む業を學頭座より許之、稽古致せ度也、此事なき時は、文學に出来ても、治亂ともに身分の作題無雙東事に出あひ、勇氣も發すましく様にも相見候、

學館人才撰舉仕法

- 一 非役御一門益田・福原・本人嫡子。
- 一 右壯年之衆一人、三年代りにして、明倫館稽古方引請被仰付候はは、自然と其身の稽古執行出来、第一家來中をも厚く因にも相成、諸師共に懇意に成、御役・節御家來中人柄、傍、委敷存被居候は、總寄可有御座候事。
- 一 付、御一門、館中年番之内、稽古繁昌、人才も多出来候分、御役又は御賞美可被仰付候事。
- 一 寄組衆・八組頭衆・御奏者衆。
- 一 右、其外にても、御役始の儀は、文武出精之次第、學頭より付出、人數を以、御差引之上可被仰付候事。

一 御役人通り物頭役。

右御役始、文學・弓馬・劍槍科目を立、一藝有之人、其器を考へ、年餘傍相撰、一人之所む四五人付出、其内にて御差引之上、可被仰付候事。

付、何れも、文學は、學頭役試之、武藝は其師家傳授事相濟候段、證文を以可差出候事。

一 御小姓・御書院小姓。

一 御勝手役人・檢使役。

一 右筆役。

一 都て、諸役人。

右、御役始之撰、同斷。

付、大小諸役人共に三十才以上、可被召遣、三十才以下にては藝術不調候事。

一 八組頭役・文武心懸之者一人。

一 御直目付、同斷。

右、明倫館懸り可被仰付候事。

一 於明倫館、諸役人撰舉之節は、年番之御一門衆、御手廻頭、八組頭、御直目付、學頭役、判事列座の上聖前にて衆評可被仰付候事。

付、御用役にも可相立一人柄、兼て從師家々々傳授事等濟候段、御目付役・判事役迄付出置、撰舉之節、師家呼出、人柄傍委敷可被仰付候事。

付り、懸りの八組頭より、八組之内御用に可相立、人柄屹度僉議仕置、衆許可被仰付候事。

一文武稽古御賞美は、明倫館の御任せ被成、右懸り人数、委敷僉議仕、實意に相當り可由候事。

付、拜領物は、文學好む者は書物の類、武藝を好む者は、弓矢槍之身、大小之身、或は鎧等、鞍、鎧、其外にて

も、其藝相應之品、御僉議之上、被下度儀御座候、上よりの品に候ても、全結構の品に不及、廉末の品にても、頂戴

被仰付候は、家之重寶共可成、系圖圖書にも書載置候様に可有之候、三十才より内にて、御役末仰付分は、御

賞美可被仰付候事。

一文武を以撰擧御役被召仕得は、皆勤御賞美可被仰出候、皆勤御賞美有之候ては稽古之實理に不叶、名聞稽古出来
勝に相成候事。

刀鍛冶

石道 六右工門

同

外 二人

右之者、京都・江戸・大阪其外にても、鍛冶上手有之處は稽古に被差越一度候事。彼者共、稽古相應に調候は、其上を試
みに懸り、爲御褒美御家來中の賜候は、御造作も餘分無之様に候、第一御國中刀鍛冶も出来、重寶にも可相
成一體に見候事。

響鐘鍛冶

五阿彌十左工門

右之者にも、響鐘被仰付、近年業筋致懈怠居候は、是又いつれにても、稽古被仰付一度事、御國中にて響鐘致出
來候は、是又重寶に可相成一事。

鞍置師

引頭傳右衛門

同

外 一人

右之者にも、家業稽古被仰付一度事。鞍置之木、先大津才判、神田と申所に有之由、實は輝元公、朝鮮より御取歸り被
遊、廣島の御植させ被成、其實を神田の御植させ被成候由、井上忠右衛門物語いたし候、唯今は、鞍置と云事も不知
れじれ木ゆへ薪にも雖相成一逆、大概切捨候由、政談之内にも津和野候には、田子氏が吟味にて鞍を打せ、國用は不
レ申、諸士の進物にも相成、重寶と成候由、弓師も今一人は、御取立被仰付一度、かけ師も只今無之候。

鐵炮筒師

荒地勘兵衛

鑄物師

郡司彌三太

右之者に、鐵砲張調執行、被仰付候事。

武具細工人、都て、當時、困窮業筋不相勤他業仕候者多く、只今之通にては、武具細工人、家業怠惰、眼前に候、御時節
も右之候は、武具細工人には、本のまより増、被下刀御免、諸細工人筆頭被仰付一度儀に相見候、只今にては、藤

磨師	同師	同御履	同師	同	同御履	刀鍛冶	矢師
井上	野上	木本	外	玉井	石道	佐方	田村
次	權兵衛	之	一人	源之	六郎	四郎	吉兵衛
耶吉	衛	亟	人	進	右衛門	兵衛	衛

細工師筆頭にて、夫より張付と相聞候。

明倫館(其の一)

同御履	弓師	右當時刀御免	紺屋師	檜皮師	燒物師	仕立師	矢師	白銀師
平田	茂兵衛	三谷	高山	坂新	藤井	方四郎	岡本	本佐
茂兵衛	兵衛	一郎	忠兵衛	兵衛	嘉平次	郎兵衛	右衛門	衛門
茂兵衛	兵衛	右衛門	兵衛	衛	次	衛	門	門

建白書(二)

一、享保三年、明倫館御造立、儒武之師、遠近付、寺社組之者も、大組入、被_レ仰付、偏に大小之御家來、文武御取立之思召、莫大之御厚恩難_レ有仕合御座候。文武は、士之常に翫ぶ道、不嗜にては不_レ叶儀なれども、武藝杯治世には衰へ勝なる物は相聞、併師家格別に被_レ立置、其上明倫館御造立御引立に付、容易に文武衰へ候道理は無_レ之様相見、尙當時、別て、文武御引立思召之旨、追々被_レ仰聞、御家來中冥加至極之儀奉_レ存候。然は、上之御風徳に被_レ化、師弟共に相勵、稽古仕候得は、日を追て文武繁榮仕候。乍去、物にば盛衰有、衰へまじき物にても無_レ之、如何に申候得は、儒武之師家小身者多く、業筋に申内、醫師・繪師・御役者之内には、百石以上も有_レ之候得共、武藝師には百石に足者なく、筆頭、粟屋彈藏高七十七石、筆下、横地七郎高二十四石、遠近付にて大西松之助、高十三石にて、右横地七郎入家之節之門弟中より御歎申出被_レ送_レ御吟味候故、漸入家仕候由の趣、并松之助間之趣覺書に見候、右何れも至極之小身、家子扶持難成之身上罷居申候。儒武之師は、遊戯と違ひ、鄙劣成事有時は門弟之氣も自然と見習有_レ之不_レ仕_レ心底、事も出来、委細之申事候得は、小身者は、内居之節、屋敷内、種々見合も仕、然共、師家稽古定日之外、朝夕間稽古見合有_レ之、右様之事一向に相成、日に増致_レ困窮、右に付、門弟中も士之士たる道を學ぶ高恩に付、少々宛は見續も仕度候得共、一統之難澁故、乍_レ氣附_レ其儀無_レ之、師家は何分不_レ拘_レ家事、其業一通に掛居不_レ申候得は、稽古繁昌も不_レ仕候。何卒其業一通りに懸り居内輪之儀は、随分儉約仕、且々、家子扶持相成様被_レ仰付候は、彌心力を盡し門弟取立御用に相立人柄出来仕候様相見候事、儒師筆頭繁澤權右工門高百四拾石・佐々木駒之允・山縣半七高百石、其餘は百石以下、津田忠吾、拾石位歟。一、前斷之通、師家小身者多く、其上家に寄り末期にて、知行減少者も段々有_レ之、然共一統之御作法にて申様も無_レ之候得共、平士は相應之御役被_レ仰付、御加恩も有_レ之、武藝師には、粟屋舍人、外に近年に御加増頂戴仕候者も無_レ之、門部右

内地・江戸共に御番勤堅固に仕、御兩代様御指籠申上、門弟數多取立隠居年迄無_レ怠慢_レ教導仕、被_レ對_レ勤功、暮々拜借は被_レ仰付候得共、御加恩は無_レ之、然は否_レ様悪く末期等相續候時は、流儀は勿論師家は追々斷絶仕候道理に御座候。元來小身者、其上家業にて寒暑共に汗水に成、一生如何程苦勞致_レ候ても、格別御賞美無_レ之候得共、無_レ實子_レ者には養子取組致相談者もなく、自然に末期等出来脚にて、終には流儀斷絶仕候段、師家中至て氣之毒存候由御座候。御時節も御座候は、總て儒武之師、根知行百石に當り候様に、不足石之處年々拜借にても被_レ仰付_レ度様に相見候事。

何 某

古、今日、自分并弟子中、被_レ遊_レ上覽候、彌以申談不_レ怠指南可_レ仕_レの御事。
 之由恐多事には候得共、家業とは乍_レ申、多年心勞万勞を盡し取立候故、免許出可_レ等之弟子も出来候節は、其方取立改、御用に相成人柄も出来候杯被_レ仰聞候は、師家の面目不_レ大形、年來之心勞、御用儀に相立候段、御奉公不_レ過_レ之尙々朝夕無_レ怠慢_レ相進_レ、門弟取立仕、他國人に見_レ候ても、不_レ恥人柄も出来仕候。且、又、上覽之節、何卒一流にても傳授事等仕候門弟は、勤功之趣を以_レ御意被_レ仰聞_レ難_レ有仕合奉_レ存候。尙門弟之中不時御賞美共有_レ之候は、先師家を御賞美被_レ仰付、其跡にて、門弟御賞美被_レ仰付候節、道理に相叶、師弟共難_レ有可_レ奉_レ存候事。
 一、文武之師家入門之儀は、人々依_レ執心_レ事にて、脇より差引無_レ之事なり。然ども文武入門之上は、師匠付明倫館の差出御手廻頭衆間相成、館中には、帳面控置候様被_レ仰付_レ度、右之通行候時は、諸稽古入門不_レ仕候者は無_レ之様相見、御家來中稽古事會談之節逐一相分り、猶師弟之間少し申結より事起り、表方は流儀不_レ調法と申へて、轉流師匠替仕者間々有_レ之甚不_レ宜事也、一旦師弟之令_レ契約_レ致_レ教導_レを一朝之怒にて、流儀替、師家を替候ても、其自習慣せし藝術を如何し

て可忘道ならんや、七尺去て師之影を不踏と云へり、只徒に師恩を忘る、は不義の至極也。師家も心を盡し取立る師を徒に取離され骨折損と云へし。若轉流師匠替之者あらば、師弟より其趣委細に明倫館申出、御手廻頭衆承知之上、理非明白ならずしては普紙削去不相成候被仰付候は、師弟共に非道之取行ひ有之間敷、右之通に無之候得は、弟子として我藝に誇り、動もすれば師を輕し、趣有時は、流儀替にて事濟せ候心得、師家之威光もなく門弟之押不相成候。尤次男・三男、養家取組之上、發父一流傳仕居、其書物等一切にて師家返さんも殘念故、養子轉流を申談候時は、道理至極にて可爲制外、此段上より御世話有之候は、稽古事に付纏能様に相見候事。

一、儒武之師、箱申出勤之者、春分一度於明倫館輕き御料理被下候は、師家中は勿論、諸門弟共に難有可奉存事に御座候。右之通に被仰付候得は、上にも、師家を被入御念御様子奉承知、門弟も自然と習、師家を尊敬仕候て、可有御座候。當時杯は、師家を却て輕し候様に相見、師を信仰之心薄くては、藝術も出來不申物之由講釋にも毎々有之候。

一、限有之御評議之節、學頭役、其外にても、老儒之分、被召出候は、御徳益可有之様に風評仕候。右之通共候は、先生を敬し、文學繁榮之基も可成様相見候事。

一、御武具方、軍學・弓馬・劍槍師、年給功者之人柄一人宛、御道具見合として、一ヶ月三度宛出勤被仰付、頭人、檢使申合、御道具手入調候は、御爲宜敷可有之、只今にては、細工人勝手手に入仕候故、肝要之御道具、利方之間違も無心元候。師家出勤之時は、少し御造作入も可有之候得共、是は少々之儀、御道具之爲は過分之御徳益可有候。武藝も、御道具之掛被撰候は、面目に存、尙家業相勤可申様相見候事。

但、大筒家業も、同斷。

一、武藝師、御式廳御番手被差越候得は、若き者は、其身之稽古も怠り、留守功者之門弟、見合稽古有之候ても、師家見合之儀には無之、門弟稽古怠り勝に相成候。右に付、御上下之節、若者之分組合せ廻しにして、大番御供之、兩人程宛被召連候様有之、師家之衆ての心持も有之、脇之御供之方にも可成都合之外聞も宜可有之、江戸御着之上、三四十日程被差置、他所稽古場等にも心懸第參り、脇々之咄をも承り候様に被仰付、五十日と滞留は入らず者に候。右之通にて、御下被成御下向之節、別人三四十日前被召尋、別斷之通にして被召連候様有之慶事候。右に候得は、武藝師江戸にも度々罷越、種々付合も出來、脇々稽古なも見合、門弟教導之助にも可成、猶又御道中御供之障りにも可成候様相見候。武藝師御供被召連、途途被差下候、彌御細御費可有之候得共、都合之處内外共に宜筋之様に相見候。只今は、師家之内、將軍之城下を一生不見者も有之、且師家格別御役も不被仰付候得ば、前斷之通、御心入之被召連遺方無候ては、勵も無之、終には樂筋も衰へ候、人柄出來之程も無心元相見候事。

一、文武之師家、年齢廿四五より三十才迄之間、其家業都合者も見候は、一ヶ年程宛何國成共修業に被差越慶事候。儒者のは、御中間少しにても學問好み者か、下横日にて被成、御付武藝者には、武藝好之御中間之者、隔斷にして、被成御付金遣等は、右御仲間之者世話仕、何國にて何某の、相對、何國にて何日滞留、其外萬事日記を細付取替候は、都合之締りも宜様相見、他國にて文武共に修行相成候は、無差多く可有之様相見候。只今之通午前之内論計にて稽古仕候ては、師家格別之修行不相成師家上手無之時は、門弟上手出來様無之、文武第に衰へ可申と風評仕候。享保頃、師家被召出、其節各上手にて其餘光三三ヶ年跡迄は光り候得は、凡五代目に成候ては、此節文武師家御再興肝要に相見候。上地或人他國出行、一ヶ年分之雜費、凡銀二貫目位と相見候、若者杯無授事之節御造作入有之事と聞候得は、文武師家も、少々御造作入有之候ても、御取立有之度様に相見候事。

一、御家來中風俗古体に戻り候儀、専ら御心を被遊御用候御様子にて、當時文武共御引立に付、美麗之風俗漸變し、追々賈朴に相成候事風評に候。乍恐上文道被遊御好候御様子承知、少壯之面々文學取出し詩作杯仕候者も有之に聞候得は、文學は、治國安民修身御奉公漸々勤學之者算き様に風聞有之、併當時厚き思召にて、御引立改世上者物氣に成幸之事に候得は、万治以來之御條目、御書付等、平生熟讀仕御作法立を都合落着仕候に、諸事之心得にも相見候万治以來年數経り、向々御役座に當る御書付共、役座に有計にて、至極秘密之様に仕、容易に他見不成故、奉役之節先役の類入、御書付より拜見仕候様致風聞候、御家來中其器に當被遊御役儀共候は、諸書付に奉役より内藩着仕居候は、今日の心も正しく成、奉役之節、御書付可有之候見、前斷之通、年來御作法立存知不申者多故、心ならず御作法を背き罪に落入者も有之にては、無之哉、先以來、御書付夫々支配所には有之事に付、罷出拜見可仕候得共、願くは、明倫館の大小御役座に當る分、其外、要用之御書付寫、館中に有之候は、入込の諸生文學問合御書付會讀仕、彌人才も出來、奉役之節、當分より御用相立可申、館外にても少壯之面々望之者には、御書物賣渡之法を以、追々御貸下寫取も仕兼て心得に、相成、自然忠學の道に基き、風俗も古跡に戻り、思召にも相叶可申と風評仕候事。

有備館記

醫。長門與朝鮮女眞對。爲海西要鎮。暨主代與。隆文崇武。忠厚禮義之風謠如也。先是。秦桓公。始建學於國。曰明倫館。既制定備。第。江府之邸。未學無所肆習。今侯立五年。爲天保辛丑。是歲十二月新建學於邸。其制雖不如國學之壯宏。而講堂寬然射圃馬埒刀槍之樹皆在其傍。更番者皆得講習。然後學校大備焉。大學頭林公。取孔子有文事者必有武備之語。署其匾。曰有備館。而信奉命爲記。曰。三代之盛。文武合爲一途。其建學遺士也。導之以道德。教之以詩書禮樂。凡所以以正心。修身。經理天下國家者。固已備詳矣。而車馬弓矢之事。出兵

授捷獻賦之法。亦莫不於是焉。而講明之。故學者皆修忠孝仁義之道。習禮樂射御之術。才與德俱進。文武惟其所用。天下無事則可。舉以當公卿百執事之機。而隆泰平之化。有事則授梓鼓。持干戈。伐我敵愾。豈非蕩陶漸摩之功。乃能至此也歟。蓋不學。文則無以明倫理。達政。不講武。則無以捍封疆。討寇賊。二者相須而濟。美焉。此三代聖人所建學而育人材之本意也。雖皇朝建學之制。蓋亦然。信敢旁求。止以侯家言之。遠祖江帥公。世掌文教。而兼通經略。源義家師之大著勳伐。於東陸。覺阿公有文武長才。相源右將。霸天下。洞春公神智。略定十餘國。而軍旅之間。聘諸儒聽講。歸此觀之。文武一途。乃祖宗之舊章。抑皇朝之大典。固可不察其所。自而欽崇之邪。今候誕。繼先烈。建學於邸。其意將傳多士。益竭力於文武。上以善屏國家。下以備綏黔黎。而則變。變夷倭之患。可謂盛矣。聞其風者。孰敢不興起。別於忠厚禮義之俗。尤當錫焉。感歡欣幸。相率以頌之也。雖然立教之本。自人主始。漢明帝起大學。建辟雍。宗戚子弟莫不受學。教亦至矣。而先儒胡氏以爲未。知所以教。何則。其本有未盡也。今侯養儉。勵精圖治。巍然以一身爲一藩之表。而群臣多奇才異能。萬志好古之士。苟率之以漸。摩之。以歲月勸之以慶賞。則必有雄俊英傑。出於一世。挑肩而興之。文足以明倫理。經家國。而武足以捍封疆。討寇賊。社稷有磐石之固。而邊徼無烽燧之憂。豈不更盛矣。信不省。叨以文學出入門庭。講經於館中。有餘榮焉。故不敢以謏。爾辭。謹爲之記。以諭多士。庶乎其有以自勵焉。而不負今侯之盛意也。

天保十四年十月

東奥 安積 信謹撰

第三節 明倫館(其の二)

小倉尙齋は明倫館の學頭となり、學規を制定し、課程を定め、書生を督勵すること十八年間であつた。元文二年、尙齋卒するや、山縣周南之れに代り學規學則を増減して益教養の事に精勵した。行事の主なるものとして毎月の朔望に生員を帥ひ、聖廟を拜し、講堂に於て列座せしめ「功令」を讀ましめた。讀む者は生員が輪次に勤むることゝなつてゐた。

功令

學校之設。達材成德。上焉以供國家之用。下焉以使有所矜式也。其若斯也。則學問果有益於人歟。抑亦獨狗也歟。其有裨裨風教歟。抑未歟。人將於我嘗焉。夫讀書學文者。將以明經通史。長養才德。待用於宅日。不則學雖博乎文雖富乎亦無所貴矣。昔我徂徠先生。年方四十。始修古文辭。蓋十年作辨道。先生之於文也。可見焉耳。諸生遊館下三年。爲一限。僅得千有餘日。白駒之過可立而蹶。朝夕孜孜務就功令。猶且恐不及焉。一日之中游惰竟時俄失日半。三年不復。三三百。古者女功一月得四十五日。加之以夜之半也。勤惰之分有如是者。鄙生以一日之長。

叨居諸生之先。今依故祭酒倉君所創。少增損。定學規。凡事無統領。責無所歸。每舍推長者一人爲舍長。進退作息皆聽命。而舍長聽命都講。都講聽命學長。學長聽命先師之靈。又立直日一人。諸生輪次。當直以董學務。其制條左具。鑒昭勿違。

- 一 卯時聞板而興。盥嗽結束。昇堂溫讀經書。
- 一 辰時聞板下堂。入厨會食。食畢入舍。喫茶。
- 一 巳時聞板就業各於其舍。若講日則聞板上堂。講畢入舍。各就其業。
- 一 未時聞板入厨。會食。々畢入舍喫茶。除會業外。游息從心。若欲出校辨事者。告館長迺出。館長不在則告都講。及酉時必歸。若以事留外廢夜業者。先具事由請館長。所許乃得出去。
- 一 酉時聞板就業。
- 一 戌時聞板入厨點心。畢即入舍就業。
- 一 亥時聞板罷業。就安。若欲卒業者。聽及子時。不許達旦。
- 一 直日生一名、諸生輪次。當直董督。當日學務。凡業序具設期會板報。賓客應酬烟茶。諸項皆在所管。時々循視列舍警勅廢業。

一 功令常業外、各自別受私業一部。臨時請業於館長。錄上都講、谷板子既已卒業。更轉他書亦如之。別具一冊子多少以視殿最。

一 非有父母尊長招呼。他有緊要事故。不得輒出校門。出則詢都講。

及直日生告學長而後出。歸則面學長若都講直日生。

元文三年戊午二月朔日

學長

又、學長申渡制條といふものがあつた。延享元年、周南の申渡に

一 講釋聽聞座席之事。

一 夜行禁止之事。

一 長幼禮讓之事。

一 言語鄙俗用捨之事。

附 爾汝狎褻、最可戒事。

一 會射策其外素讀等可準式事。

一 飯台場授々無之様に可有之事。

附 無用之雜話禁制之事。

一 神社佛閣佛事祭禮其外群集之見物所遠之事。

山縣周南

周南の十哲

とあつた。其の他周南以下各代の學長より申渡制條は時々發せられて生員を戒飾するこゝ屢であつた。

周南の在職は十一年間であつた。周南は荻生徂徠の高弟であつたので、此の時代から長藩の學は設園派に變じて來た。しかし、周南は徂徠の一人、其の性を殊にし、性其の徳を異にす。大なる者は大生し小なるものは小生す。君子は之を強ひす性易ふべしといふは非なり。』といつたと其の教育觀を異にし、性に差等あるは物に大小精粗あるが如し。大器は大成すべく小器は小成すべし。これをなすは教育の力である。』と信じ淳々教へて倦まなかつたので大いに學事の盛大をなし、中にも瀧鶴臺(名、長愷)、林東溟(名、義卿)、和智東郊(名、棟卿)、山根華陽(名、清之)、小田村郵村(名、望之)、小倉郵門(名、實廉)、津田東陽(名、恭)、田坂彌山(名、長温)、仲子岐陽(名、由基)、窪井鶴汀(名、惟忠)、等所謂周南の十哲は其の誘掖によつて輩出したのである。周南の後を承けて學頭となつたのは津田東陽(通稱忠助)、小倉郵門(通稱彦平)、山根華陽(通稱七郎左工門)、小倉郵門(再勤)、繁澤豊城(名、規叔、通稱權右衛門)、山根南溟(名、泰徳、通稱六郎)、小田村直道(通稱文平)、中村華

岳(名、敬・通稱九郎兵衛)があつて山縣大華(名、禎、通稱半七)に至つた。大華は周南以來、世々諉園の學派であり、初め龜井道載に従學してゐたが後江戸に出て宋學の盛に行はれてゐるに會し、悟る所が有つて其の舊く修めてゐた所を捨て宋學に就いて熱心に研究をした。天保六年藩命によつて學頭とあるや専ら宋儒の學說によつて生徒を教授し、學館の規中に朱文公の白鹿洞揭示を加へ建議して聖廟に周・邵・二程・張・朱の六子を從祀し漸次に藩一般の學を宋學に向はしたので、後には所在の家塾等も皆朱子の説を主として講ずるやうになつた。殊に明倫館の移轉重修の後には學則其の他諸事に改正を加へることに盡力した。天保年間の改正の教則や諸則を書いてみると、

教則

- 一 小學生素讀ノ次第ハ、最初孝經、次ヲ論孟中庸次ヲ五經小學トス
- 一 大學生會講ノ書ハ、最初、孝經小學、次ヲ四書五經トス。
- 一 講堂講釋ノ書ハ孝經小學四書五經ノ内トス。副講ハ、經書ニ限ラズ、家語近思錄等經翼ノ書ヲ用ユ。但シ皆學頭ノ指圖ヲ受クベシ。
- 一 諸生私業ノ書ハ、第一經書、次ニ歴史、次ニ諸子、諸集是亦時々

學頭ノ指圖ヲ受クヘシ。

- 一 毎月朔日、五日、十日、十五日、廿日、廿五日ヲ休業トス。
- 一 毎月二七ノ日、辰刻講釋講師順次ニ勤ム
- 一 同二ノ日、巳刻 孝經小學會。抽籤・輪講・討論。
- 一 同三ノ日、同 大學論語會。前ニ同シ。
- 一 同四ノ日、同 詩經書經會。前ニ同シ。
- 一 同六ノ日、同 音樂會。
- 一 同七ノ日、同 孟子中庸會。前ニ同シ。
- 一 同九ノ日、同 易經禮記春秋會。前ニ同シ。
- 一 同十一日、同 詩會。
- 一 同廿一日、同 文會。

但詩文ハ兼題ノ分モ當日稿ヲ出ス。

右會講共ニ學頭出席。學頭病氣障リノ節ハ助教席。尤モ孝經小學會及ヒ音樂會ハ助教出席。

- 一 同四九ノ日未中刻 小學講談講談師順次執講

學規

なほ學規として

- 一 每朝卯刻ヨリ辰刻ニ至ル經書温讀
 - 一 毎日己刻ヨリ末刻ニ至ル外來生看書
右看督トシテ舍長兩名宛順勤。
以上講堂ニ於テ其業ヲ課ス。
 - 一 每朝卯刻ヨリ辰刻ニ至ル小學生素讀
 - 一 毎日己刻ヨリ午刻ニ至ル同 習字
 - 一 同 未刻ヨリ復讀ト講談ト隔日ニシテ
但講談ハ講談師順勤
以上小學舍ニ於テ其業ヲ課ス。
- 一 經學
四書五經ヲ主トシ闡洛諸賢ノ書ニ通シ義理綿密ニ研究シ實學德行ヲ以テ本トスヘキ事
- 一 歴史
春秋及通鑑綱目、邪正褒貶之意ヲ主トシ、和漢、古今之歴史ヲ讀ミ

學規

治亂得失人物之藏否ヲ考明スヘキ事。
但經學ヲ以テ本トスヘキ事。
兵學 和漢
周禮大司馬ノ軍法ヲ本トシ七書ニ通シ和漢古今兵家之書併考ヘキ事
但經學ヲ以テ本トスヘキ事
諸子百家ニ涉獵シ天文地理經濟諸書ノ書ヲ讀ミ博聞宏記ヲ以テ專トスヘキ事
但 經學ヲ以テ本トスヘキ事

文章

周漢以來諸家之名文ヲ熟讀シ浮華ニ涉ラス鄙俚ニ陷ラス正大雄偉ノ
文ヲ學ヒ詩賦ヲ兼ヘキ事

但 經學ヲ以テ本トスヘキ事

等がある。其の他、春秋の試験法があり、随つて賞品授與の事があり、又、
成績により高足、日進、專心、遊息、積斥の五等科を設くる規定等もあつた。

教授科目

教授科目は 漢學、音樂、醫學(漢・蘭)、天文、地理、算術、筆道、禮式、兵學、弓馬、劍
槍、騎射、打毬、大砲、柔術、水軍、游泳、銃陣の諸科で文武兩道兼修せしめるところにあつ
てゐた。文武の程度の比例は文學で居寮生の科に在るものは武藝の目録以上
に當ることになつてゐた。入學は年齢を定めず、入學三年を一限としてあつ
た。

大華の後學頭さゝつたのは平田清濱(名、淳、通稱新右工門)飯田直方(通稱左門)中村牛莊(名、任、通稱伊助)小倉通齋(名、實敏、通稱齋藤)中村浩堂(名、弼)であつた。

職員

明倫館の職員は學頭以下事務員を合せて約三十名許であつた。

學頭一名 役料年米二石 藩札銀一貫目 助教一名 役料年米一石

藩札銀六百目 講師定員ナシ 役料年米一石 銀三百五十目 都講二名

役料年米五斗 銀五百目

これは明倫館再建の際の改正で此の外に講外見習、三名、小學教諭三名、書記一名、司典二名、廟司二名があつた。別に軍學、劍術、柔術、健槍、十文字槍、弓法、馬術、大筒、筆道、天文、禮式の師範もあつた。

生徒數は寄宿生の定員が四十五名。其の内、藩費生が三十名、自費生が十五名。これに通學生を加へると數百名もゐたのであつた。そして其等の學生は、一度束修の禮を行ふ外、別に授業料も要らねば謝儀も要らぬのであつた。學館の維持方法は、以前から漸次に蓄積した各種の資本が生む利子を以て支給し、別に藩士に賦課する等の法は設け無かつた。經費の平均は年額、

米 貳百石 銀 拾七貫二百目

が嘉永以前の分で

現米千四百石

内

二百二十石 飯料

千百八十石 和市壹石ニ付五十九匁(此金七十貫目)

これは江向へ移轉再建以後の概算であつた。

(参考)

小倉尙齋墓碑

先生諱貞字實操。小倉氏。號尙齋。小字萬太郎。長州幡岐人。泰慶侯侍醫宗爾之季子也。其先出于江之源氏左近將監實澄。名高千世。曾孫元實始來藝仕洞春公。至先生乃六世也。先生二載。患麻疹。遺毒發腫。遂爲跛。幼穎敏。長好學。適京受業伊藤坦庵。其知友伊仁齋。北可昌。他皆大父行。在京三年。歸省父母。青雲侯召見。講經賦詩。明年從侯東觀。復抵京。交游益博。凡淹京十四年而還。明年又東遊林檎字之門。擢部正德辛卯韓人來聘。先生授簡迎接。學士東郭有日東諸子總能文。大手羅擅獨許君之語。聲藉長都下。文廟探詩覽之。拊髀大歎。因欲聘先生。辭以廢疾而止。享保己亥。藩勳建孔廟。廣屬學宮之路。召先生於東都司業。明年春擢班同前隊長。是日役人。藩儒臣雖憐大也。未嘗有列此班者。儒林榮焉。先生率生徒有方。以德誘之。彬彬成興干學。延及郡下邦內嚮化云。在職十九年。元文丁巳十一月二日卒官。先生廉介公方。好直徑行。雖乏隨藉之風。而視人之陋如己有之。傾資教焉。其文學乃天性也。少長呻呶。老而不衰。宜乎儒宗藩而有功斯文也。歲五十而無子。養阪氏爲嗣。名實廉字彥平。後舉一子。名某。先生生延曆丁巳某月某日。享年六十一。葬長城南和泉寺。私諡曰長廬先生。

華陽 山根七郎左工門清撰

山縣周南行狀

先考諱孝鸞。字次公。一字少助。生于周之南鄙。因自號周南。先生爲藝人。本藩移封也。從而徙周海北。爲周縣封。君從升公朝。乃移家蘇府。竟爲長人。君以濂洛學倡於士大夫間。翕然稱碩師。每在侯左右如初。君學松村氏。生三男。長文興君。次青昌君。出嗣多田氏。長君先卒。乃以先考爲嗣。先幼穎敏。常兒。及童胤。其齋君嘗試授句讀。一再成誦。稍長授四子五經。輒通大義。其齋君家法嚴厲。其於子弟不取假辭色。使先考讀書樓上。無故則不聽下。先考亦專精不倦。膏油盡。當是時。文化未洽。都下乏書。乃多方尋索。士大夫及諸僧院所藏自佛老醫卜之籍。至稗官野史。借覽粗盡。乃慨然有遊官之志。年甫十九。其齋君携往東都。謁徂徠先生。是時先生倡復古學。經難繼起從信之士尙少。獨先考與藤東壁。一意從事斯道。左提右攜。羽翼大業。名聲籍々四方。爾後春臺。南郭。金條諸公接踵而臻。彼學士李東廓。洪鏡湖。嚴龍湖。南泛叟等。筆語唱酬。韓使來聘。維舟于赤岡園。藩奉教饗賓。命先考與諸文學。但出接。彼學士李東廓。洪鏡湖。嚴龍湖。南泛叟等。筆語唱酬。大觀國光。語見于正德唱和集。問棧崎當等。諸學士大稱其才。不置。馬鳴兩伯陽日以海西無雙。使者見先考諸作。嘆曰。不謂南方生才如此也。豈可不一見此人。面乎乃請延見。凡諸客之來。諸侯之臣。雖大夫。亦不得輒見。其使臣。蓋殊遇云。及見。賓指盆梅求詩。詩以梅開杯爲韻。其詩一揮而成。賓賞嗟不已。至東都。尙對口之。於是先考才名益噪於海內。享保二年。奉命至東都。侍侯講讀。兼侍奉恒世子。事導有方。世子日進矣。屢賜金及服。明年夏。侯就國。從歸。侍左右如東都。是時侯有意興學官。先侯獎順其義。且德更因相諸大夫。四年遂命儒臣佐源六及先考。審議學官制。及釐延尊式。考中華歷朝制。參以東都學式。新製宮闈釋菜養老之禮。及學成。命曰明倫館。集師儒。稟諸生。大聚典籍六藝及冷始創諸科。各立其師。使國中子弟日遊焉。春秋釋菜。侯自臨行。養老之言之禮。於是風化大行。文學之隆。美兩都。蓋先考之力居多云。是年亦從東觀。侍侯及世子講讀。

明年從歸。爾來每歲從駕。跋涉不休。十三年其齊君下世。居喪戚易兼至。是歲亦當從東駕。辭曰國家有制。喪期既闋。雖然至哀之情所不能已。且考母在堂。日逼哀衰。軫々子立。侍養乏人。願賜假一年。慰母氏目前。且終闋極私情。俟白縱假一年。而終身之痛何盡。母氏雖老猶健。温習有日。強起遂繼。十六年。泰桓公薨于東都。就葬于國。先侯請從喪歸。不聽。及禮光公立。又命侍講讀。侯好學尊賢。有光于先侯。親敬先考。倍於往日。侯東則從。居則每在左右。顧問應對。眷過益渥。元文二年春從東觀。是歲冬。明倫館祭酒尙齊卒。乃使先考代爲祭酒。拜命歸。入學。加祿若干。侯就國也。時々陪講。或待間燕。如在左右日。爲讀數年。立學規。課諸生。育才發德。訓勵不怠。諸生益進。侯屢入學。問道誠業。追思先侯所以興學之盛意。命先考作記勸石。侯好古樂。乃命先考便學館諸生肄業。春秋釋菜台樂公官。間燕亦張軒縣。侯自鼓篳篥吹簫。於是絲竹之聲盈耳焉。延享二年秋患瘧泄。至明年春不愈。辭職不聽。命山子灌田望之津士雅倉彦平。隔會輪次。權視學務。先考就家養病。拜恩命辱且謝曰。在其官不守其職。若戶位之毀何。居家不如居官之安也。猶在館中。開學務矣。寶曆元年。春觀光公薨。先侯哀悼之甚。病亦益劇。凡在得八年衰與老俱。國相諸參政患之。相與喻曰。京師今多良醫。若或治得其方。病有少減。不唯先生之幸。實一國之幸也。先生強起。乃不得。辭明年春就醫於京。留三月病稍愈。恐及秋涼復發。乃以七月還。亡何復大發。終不起矣。實寶曆二年八月十二日也。距生之貞享四年丁卯六十有六年。嗚呼先考爲人温養孝友天性。其事其齊君及祖妣。日夜奉其嗜好。承顏怡々。未嘗見憂戚之色。於昆弟宗族。體樂輯穆。無小間言。過子弟得一善。則賞揚。得一才。則推獎。循々誘掖。不大大聲色。而時々警發。令人憤排不說已。是以從遊之士。如山子灌田望之津士雅倉彦平。藤子善仲子路曾子泉林義卿。瀧彌八。縣魯彦。秦貞文輩。彬々而出。平居不以聰明先物。不欲勝人而上。每四方有請業者。乃辭曰。余也不敏。

豈堪抗顏爲人師乎。君等徒慕虛名爾。無已請列交籍末。其謙冲如此。其學一遵徂徠先生教。以經術文章爲學。文則秦漢。詩則唐明爲歸。而博綜強記無所不窺。最精國史治亂興衰之跡。皇朝文物典故。諸家講筵問。明如指掌。嘗奉命典水田政純。其撰公室譜牒諸臣家譜。所著有周南文集。講學日記。爲學初問。作文初問行于世矣。學既博通古今。加以自少遊官東都。東往如織。五方民俗。人情世態。歷練瞭悉。故其與人語也如江河有源。滾々不盡。靡々可聽。其應物也。不修邊幅。不見履綈。不設城府。而及出謀發慮。處大事。斷大事。獨見之妙。至剛之氣。侃然不可奪焉。是以自公室至公族巨室士庶。無不傾意推服者。其在侯左右。執經講拆。從容議論。或燕閒應對。援古徵今。多所獎匡啓沃焉。其於國事。雖不在其位。而與爲政諸大夫大吏。深謀密策。裨益不鮮矣。如或幸而不罹重患。天假之年。竭其才。究其力。則述作之盛。事業之美。必有大可觀焉者。嗚呼惜哉。配松村氏。長嶺氏。小野氏。皆卒。最娶綿貫氏。子男六。不肖及弟元恒。松村氏出也。元恒出嗣厚母氏。次元昇。長嶺氏出也。出嗣小野氏。先卒。次天。小野氏出也。次政恒。出嗣中山氏。次忠恒。出嗣桂氏。共綿貫氏出也。葬于府城北古萩里保福寺先登之次。竊惟先考以關西大師。兼驚海內。不肖不文。不能叙列其懿德行事。使其實稱其名。以取信於後世。姑錄次一二所知以祈不朽於名云。伏冀立言。君子垂垂亮鑒焉。不肖男泰恒謹狀。

第四節 醫學所(濟生堂。好生館。好生堂。好生局。醫院)

天保十一年、藩醫賀屋恭安、能美洞庵の二人は醫學成立御用掛の命を受け、萩江向字八町に在った藩主の別荘南苑に、假に醫學所を設け、學規學則等を立て、藩内の醫學を誘導すること、した。

賀屋恭安
能美洞庵

賀屋恭安は、京都の吉益東洞について古醫方を學び、吉門の十哲と稱せられた程の人で侍醫の上席であつた。能美洞庵は、早く蘭學を修め、醫學所創立以來、教諭役に在ること二十五年、和蘭醫學の世に益あることを信じ、青木周弼を薦擧して蘭學掛とし、又、其の子研藏・田原玄周・竹田庸伯等を擧げて西洋原書類取扱とし、尙、洞庵の子隆庵・久阪玄機・松島瑞庵等を以て蘭學教授に進める等盡力した。

天保年間の會讀定日及び其の掛員は、多少の改正はあつたが次の通りであつた。

毎月	五日	十五日	二十五日	素問會讀	醫學掛主幹	熊野玄宿
同	三日	十三日	二十三日	瘟疫論同	同	李家尙謙
同	十日	二十日	晦日	十四經同	同	大中益甫
同	二日	十二日	廿二日	傷寒論同	同	馬屋原大庵
同	七日	十七日	廿七日	醫藥正姑同	同	赤川玄成
同	九日	十九日	廿九日	外科必讀同	同	烏田良岱
同	十一日			洋書翻譯同	同	青木周弼

人体解剖
種痘

天保十三年十月には萩の鶯谷で醫師中をして人体の解剖を試みたこともある。

嘉永二年七月には、青木周弼の門人阿部魯庵が長崎から種痘の事を報道して來たので、周弼は之れを藩主慶親に上申した。慶親は、直ちに青木研藏を長崎に派遣して其の術を學ばしめ、十月青木周弼・赤川玄悦・久阪玄機を主任として藩内の諸處に種痘の實施を開始することになつた。洞庵晩年の詩に「幸逢教化日新時。濟得痘兒三十萬。」の句がある。亦以て當時の研究の旺盛であつたことを知る事が出来る。

嘉永三年好生館で唱へ科目を改定して醫經・經方・譯書・原書の四つとした。其の説明に次のやうな事が附記してある。亦以て當時の醫科教育の一端を察することが出来る。醫經は、

血脉經絡骨髓表裏に原き百病起本死生の分を論し、科目の素問靈樞等此主書とす。勿論、牽強之説も可有之候得共、金言確論多く醫門之經とも可言書に候得ば初學之徒其大畧を會得すべし。
經方には

藥名之寒温に本き、疾病の深淺を量り、其失常を平復せしむる方法を論じ、科目の傷寒論は此科の主書にして方法の鼻祖、醫門之金科玉條とす。注意研究すべし。

其餘唐宋以下、清朝迄の諸書并本朝先輩の著書多く此科に附屬す。博覽して其大概を會得すべし。

譯書には

西洋書於本朝翻譯を経たる書に就て學ぶへし。科目之解剖書、生理書、病學書、治療書、藥性書、舍密書此次序に隨ひ、漢學舊套の外に一新版を以て研究に候得ば西洋醫道之大義を會得すべし。

原書につきては、

西洋書之原文に就て習讀之科目也。初學は西洋之義理よりは文法を研究すべし。猶醫に限らず、究理書其外習讀不苦候。語辭諸記文法會得の上は専ら醫書を研究し事實に徴すべし。

本草科・産科・啞科の三科の外に鍼治科・口中科・眼科・外科の専門科を設け、其の家筋によつて學はすことにあつてゐた。

安政三年十一月明倫館の構内に移し名稱を好生堂と改め明倫館の所轄とした。翌四年には、大に醫學を擴張せんことを圖り、新に同地新堀に新築し、藩醫をして漢方蘭方を兼修せしめ、醫業録所として總て醫事に關する諸事を管轄さすことにあり、藩醫のみならず、陪臣藩、町村醫に至る迄其の指揮に遵ふべきことを布告した。又、各郡の中で醫術の拔群者を撰舉し、好生堂御用掛といふ名を與へて、其の郡の醫業を奨勵し、一方巫覡等の狡徒が妄に施療するのを視察せしめて之れを禁し、藥舖を管して藥品の善惡眞贋を檢せしめた。

嘉永三年には教則を増補し陪臣藩、町村醫たりとも入學することを許し、従來は十七八人生徒定員を増して三十二三人とした。而して従來は本道・外科・針治科・口中科として専修せしめてゐたのを合併して研究せしめることになつた。文久元年に至り更に規則を増補して三科六目とした。

藩主敬親山口に轉治するに及び、文久二年十月山口に移し諸兵隊設立の際設けた同地大殿小路龍福寺内の病院を合併して好生局と稱し其の修學せる所を臨床講義せしめた。一般町村醫の子弟を入學せしめ専ら西洋醫法を研究せ

醫院

しめた。教授には當時病院の總管であつた竹田祐伯・坪井信友・日野宗春等が之れに當り廣く町村醫の子弟を入學せしめ西洋醫學を講究せしめた。後、李家修謙・藤田泰純等が相次いで事を理した。後、病院廢せらるゝに至つて、山口の西門前町裏に新築して醫院と改稱し烏田圭三・福田正二等教員となり獨逸語をも教授することにあり、明治七年三田尻に移轉するまで此に在つた。

三科六目の制は以て其の頃の醫學の程度を窺ふこと、當時の當局者の抱負を揣摩することが出来るものであるから参考に書いて置く。

好生堂増補御規則

方今、天下醫術大に開け候に付、修業方も亦日に新ふるに隨ひ、一廉實者の工夫を積み、好生の御主意行届き候様、被_レ仰出候旨も有之候に付、此度好生堂御規則増補被_レ仰付、學令御改正被_レ仰付候。凡そ醫校の義は、漢洋を相兼ね、博探通覽を旨とし、偏執固守を嚴禁する所たり。然る處、洋醫道世に行はれ格致を本とし、學業日に盛に月に精く、事術上に裨益尤多し。故に、初學の輩は、先、醫經經方の要書を熟讀し、漢術研究の上は、洋書

好生堂
補規則

に就き勉勵講究すべし。先年來、學則治法共、洋醫道之儀御取用被_レ仰付事に付、舊套の外に一活眼を開き、彌以、實着に講習あるべし。洋書に従事する者は、譯書・原書の別あり。譯書は規模狹隘にして隔靴の憾あきこと能はず。少壯の輩は、原書に就て學ぶに若かず。人身は小天地にして靈妙不測の活機を具有し、外は萬物に感應し生々窮り無し。是を以て、上は日月氣域より、下は萬物に至るまで醫道に關係せざる者あし。其區域廣大なりと言ふべし。

今經緯の兩道を立つ。經道は眞に醫學の範圍にして、其科目を設くること左條の如し。星學・地理學・重學・度學・窮理學及諸化學の如き、資つて醫道の補助とすべきものは緯道と名く。入學の輩は、經道に就て精覈に研究すべし。餘力ありて緯道を學ぶも禁ぜざる所なり。所謂、經道の學則を分て三科六目とす。次席に従ふて講論すれば、自から眞醫の深淵を窺ふ事を庶幾すべし。

第一科

是科は人身平生の法則にして、諸臟諸品の系統及其官能を論ず。健康は

常にして疾病は變なり。常を知らざれば變に應ず可らず。則ち醫の本源たり。今分て二目とす。

一 目 解剖學

人身の内景を觀視す。則ち臟腑の位置、經脈の纏絡、諸器の組織、條分縷析す。

二 目 生理學

人身の活機外物に感應し、諸臟諸器各自の官能を營爲して、外は聲・香・臭味・觸・内は精神の諸用・血液の運行・飲食の化生等、諸機和諧合一して大作用を致す處の法則を論ず。

第 二 科

是科は、人身の變常の法則を論ず。諸臟諸器の機能障礙せらる、所ありて、其常然を保つこと能はず、非常の抗抵を發す。即ち疾病なり。其抗抵の各異あるに従ひて、疾病千狀万態舉て數ふ可らず。症候を診問して原因に遡洞して治法を定む。是を分て二目とす。

一 目 原病學

身体の活機・病毒刺戟に抗抵する所以は、諸臟諸器中各自の生力を稟含するに因りて、非常の運動を起して之れを排斥し其常調に回復せしむる自然良能の標的とす。其抗抵の強弱及異態と、原因の差別によりて、病狀一様ならず。畢竟、此學は、生力非常抗抵の法則と、原因症候等を論ず

二 目 治法學

疾病に各自の正症傍症有て條理燦然として混淆せず。診問によりて症候を探索し、原因に遡洞し、病名を定め、虛實を辨し、死生を判ち、從て治則を設け對應し方法を處するここを論ず。

第 三 科

是科目は、疾病を救療する所の諸物を論ず。營に動植金石のみならず、醫家資て疾病を療する所の諸器械に至る迄悉く之に屬す。是を分て二目とす。

一 目 藥性學附本草學

動・植・金石の形狀・產地・集採・製煉及其氣味・能毒より、主治試驗等を精細に論ず。

二 目 舍密學

諸物の元質及び其妙合の機力を本として、製煉、配合等を論ず。輒近、發明の神藥を稱する者、悉く舍密學の所作をす。藥性學も此學を精究せざれば、徹底すること能はず。

學校の經費は、總て明倫館の内から支辨することになつてゐた。教職員は教諭一名、助教一名乃至三名あつて明倫本館を兼務のもあつた。

第五節 博習堂

安政三年、萩の南苑に在つた醫學所を明倫館に移すと同時に、其の洋學所を分離し全六年七月博習堂と改稱し、専ら船舶の運用術を講究せしむることにした。創設の當初は田原玄周・青木研造・松島剛藏・能美隆庵等が更に頭取役となり教授の任に當つた。大村益次郎も嘗て御用掛となり教授に従事してゐた。其の時から旁ら火技の事も研究することになつた。

學校奉行・學校監察・檢使役等は明倫館より兼務し、教員三名・職員若干名・門衛が二人・使夫一人といふ職員數であつた。生徒は寄宿生が約二十名通學生が凡

役員

生徒

學科

二十名位であつた。もとより藩立の事であるから束脩も謝儀も要ふかつた。唯年頭・年末に師範家を廻禮して青銅百疋を納むる者もあつた。

學科は、蘭學・英學及び算術であつて、軍艦運用術・砲術を研究せしめた。尙、其の細目と教科書とを見ると左の通であつた。

教則

海陸兼用

砲術科翻譯書業本

第一目 野戰砲科

其 一

一 射放術

野戰砲ノ射放裝藥點火運動使用ノ技藝ヲ授ク

其 二

一 彈藥製法

前件諸種ノ砲ニ用ユル諸般ノ彈藥附屬ノ物質ヲ製作スル術

其 三

第二章 毛利氏藩政時代

一 武器兵糧運輸ノ法

三兵ニ用ユル武器兵糧其餘宿營布陣ノ諸物資諸具等ノ運漕ト大砲隊ノ司ル所ニシテ豫メ其一科ニ就テ此ヲ辨ヘシムルノ學

其 四

一 野戰造築術ヘルドフルステルキンフキユンスト兵學業本ノ第一等ニ同シ

其 五

一 多若知幾

實戰法ヲ云フ

其 六

一 諸器械製作術

此術餘力ヲ以テ學フベシ。實ニ其關スル所極メテ廣シ、翻譯書ニ就テ學フ事未難シ。故ニ原書ニ讓ルベシ

其 七

一 彈道論

餘力ヲ以テ其理ヲ窮ムヘシ。彈道之理ハ砲家ノ要ナリト雖モ世ノ砲術ヲ學フ者往々此術ニ拘泥シ徒ニ時日ヲ費シ實戰ノ用ニ暗キモノ多キヲ見ル

以 上

第二目 攻城砲科并艦砲科

一 射放術

一 彈藥製作

一 武器兵糧運輸之法

一 野戰造築術

一 攻城并ニ軍艦戰法

一 諸器械製作術

一 彈道論

以 上

第三目 守城砲科并海岸砲科

一 射放術

一 彈藥製作

一 野戰造築術

一 守城法并海岸防禦法

一 諸器械製作術

一 彈道論

以上

○

諸科業本之順次書

海軍科業本ノ順序

第一等 運用術

一 帆前并諸具製造術

トイスマステン・セーレン

ビラール著

運用書

コムテ著

出帆檣布諸網ノ製造并其用ヲ教スルノ學ナリ

一 帆前運用術

ベスチトリンフ・ハン・ヘットシキツフ ケルウンレーキ著

一 右帆前諸網ノ使用運轉ヲ示スノ學ナリ

一 ゼーラルテル

右船中規則司舍等ヲ示スノ學ナリ

一 軍艦運用術

マストフル・メット・セールシキツフ

ボンチホーウエーキ著

第二等 航海術

一 算術

レーケンキュンデ

グンデル著

一 測量學

アルレルエ・ルステゴロンデン・メートコ

ゲルデン著

一 航海術

右ハ按針ヲ司リ海路ヲ示ス學ナリ

以上

右海軍之科卒業相成候上尙餘カアラバ兵學ノ科ニ就キ戰鬪攻守ノ術ヲ學

○ 船將ト成ベシ

海陸兼用

砲術科業本

- 一 カニールスマール
- 右砲手操練ノ書ナリ
- 一 スチックケンスコール
- 右二門運動ノ法式ヲ述ルノ書ナリ
- 一 パツテレスコール
- 右砲隊運動同斷
- 一 タクチーキ
- 一 艦砲使用
- 一 エキセルシチー・メット・ヘットゲンキユト
- 一 テフリチセアルチハレリ
- 一 ラーフル 陸砲書

カルテン 艦砲書

- 一 パツテレীগシキユト
- 右諸砲臺製作利用ヲ示スノ書ナリ

以上

右砲術之科卒業相成候テ尙餘カアラハ兵學之科ニ就キ戰爭攻守之術ヲ學ビ以テ將トモ相成ベシ

○ 兵學科業本之順序

- 一 ヘルドフルステルキングキユンスト
- ベル著
- ケルキウエーキ著
- エンゲルベルツ著
- 右村落街市寺院架橋渡津等ヲ防戰攻撃スルノ利害ヲ其地理ニ因テ勘考シ壘障ノ工ヲ施シ其他ヲ堅固ナラシムノ學トス故ニ兵學ノ入門トシ士タル者先知ラズンバアルベカラザルノ學ナリ
- 一 インユンジヘヂインスト
- サハルト著

右堡砦ニ戍兵ヲ置ク法度或ハ四分營ノ作法或ハ宿陣中ノ規則都テ敵ニ對セザル間ノ規則ヲ立其指揮手配等ヲスルノ學ナリ

一ヘルドゲンスト

右敵ト對陣シ又ハ行軍ノ規則及ビ其手配リ等ヲナスノ學ナリ

一ホールボステンヂインスト

右先鋒トナリ敵ノ形勢ヲ窺ヒ虛實ヲ計リ惣テ敵情ヲ觀察スル等ノ學ナリ

一ケレーネヲ、ルロフ

右全軍ニ關セズシテ小戰ヲ以テ渡津架橋城門等ヲ攻守シ或ハ纒カ

一隊ヲ成シ先鋒トシテ暫ク敵ヲ拒ク等ノ術ヲ示スノ學ナリ

一タクチーキ

右戰場ノ際決戰ノ術ヲ示スノ學ニシテ司令ノ專務ナリ

一ストラトギー

右万理ニ貫通シ時勢ヲ計リ政事ニ涉リ治亂興敗ヲ明ラカニシ廟算ヲ立三軍ノ命ヲ司リ實ニ將師ノ學術ナリ

右此等ノ學術ヲ以テ陸軍ヲ學ノ經トシ一モ缺クベカラザルノ事ナリ文典書卒業ノ後ハ此順序ニ隨ヒ日課ヲ定メ獨見聽講シ一日モ怠ルベカラズ自餘ノ學科ハ兵學ノ補助ニシテ之ヲ以テ緯トスルガ如シ故ニ餘力アラバ學ヲ其智見ヲ發カン事ヲ願フノミ

一歴史

一地理志

右兵學ノ補助トスレ共歴史地理志共兵學科ト一部ト云ツモ可ナレバ亦學ブベシ然レドモ其歴史ヲ後ニスルモ利ナキニアラズ

一理學

一分析學

一數學

一度學

一天文

右五等ハ兵學ニ於テ學ブニ順序ナク只餘力アラバ好ミニ應ジ學ブモ可ナリ

以上

日課

そして日課は

- 一 毎月 一日 五日 十五日 廿日 廿五日
- 但稽古休、尤軍艦御製造方承合哨船運用
- 一 毎朝六時ヨリ五時迄ハ半時ヨリ七半時迄素讀之事
- 但師範校并授讀師二人講舎長順番ニシテ出勤
- 一 九ノ日毎月三日宛朝五半時ヨリ
- 但講釋
- 右講釋出勤
- 一 二七ノ日 毎月六日宛朝四時ヨリ
- 但和蘭文典書討論會
- 一 三八ノ日 毎月六日宛朝四時ヨリ
- 但航海術稽古
- 一 六ノ日 十一日・廿一日 晦日 毎月六日宛朝四時ヨリ
- 但艦砲稽古

古安政六年には増築があつて益々洋學の研究を獎勵した。其の二月には、左の注意條々を達して内外本末を誤ることなく、洋學所設置の本旨に副はんはんことを示した。

注意條々

條々

- 一 此度西洋學所増建被_レ仰付、廣く殊域之藝術事情等研究、海防之要務を令_レ補益候様、被_レ仰付候條、從學之面々、往々國家の要に供し候様、着實の修行可有_レ之候。然れば、本邦立政の深意を不察、徒に外國の風俗等を慕ひ候ては、學所御造建の御主意に不相叶事に候間、内外本末を辨明し、國体を相立候心得、肝要に候事。
- 一 從學の科目被_レ立置候に付、其身の才に應じ、其志に従ひ、勲業可有_レ之候。尤も進學の等級に因て、讀書之次第、師範役可有_レ差別候事。
- 一 名物稱謂等、可_レ成程は、洋語相省、和漢の譯言可_レ被_レ相用候事。
- 右之通被_レ仰付候條此旨無_レ違背宜_レ相守候。以上。

同月又重ねて

- 一 博習堂講學の儀は、西洋諸國の兵制沿革、政事之得失、人物の減否

等、兼て令講習、假初にも功利譎詐に不陷、道德節義を專一とし、正大純粹の材徳成就せしめ、國家の御用に相立候心掛、可爲肝要候。少年の間、知見未定候内、動もすれば、奇説異聞に惑ひ、徒に外國之風俗等令歎慕、終に本邦固有之忠魂を失ひ、怯憶を生じ候様相成候ては不相濟事に候條、能々可被相心得候事。

一 諸生會講之書、兩文典を令熟讀候上、各其志に従ひ、諸科之内一科を専務として、修業可有之候事。

一 本講釋は、海陸兵制書、可被相講、添講釋は其外砲術書築城書等、兵事に致關係候書類は、可被相講候。尤、講草之儀は、師範役の差圖を可被受候事。

右之通、能々相心得、夜白にて修業候様、被仰付候事。且、心得書を發して學生を戒むる所があつた。

又、經營施設については、全年三月、松島剛藏・田原玄固より左の覺書を以て其の筋に申請し、

經營施設の覺書

經營施設の覺書

方今、西洋諸國の字内に跋扈仕候譯は、海軍強盛と、航海熟練との二つに基き候事に御座候。既に我皇國之諸夷より凌辱を受け候も、亦前段預備無御座故に奉存候殊に御兩國の儀は三面大海を引受居候事に付、急速海軍初置航海習練被仰付度事に奉存候。素より洋學御興立も、追々右等之御成置被仰付度、御主意と奉存候。然は海軍取調一件、西洋學所引受到被仰付、先只今入込仕居候諸生、孰れども海軍掛りに被仰付、試に御有合のスクーヰル御船を以て運用航海仕候て、第一に御兩國近海風潮の順逆、海路の險夷等を始め、追々瀬戸内、江戸大廻り等の乗り筋をも、穿鑿被仰付候は、書籍にて理解仕候處實地に試驗仕、知行相兼、屹度御用に相立候人才も成立、且又一統殊更勉強可仕候様奉存候間、此段宜敷被遂御詮議可被下候、以上。

本書、追々御詮議可被仰付儀候處、運用航海之兩術、一通り會得候も、不容易儀に付、遠海乗廻は、先見合、書籍雜形等にて研究仕置候様、尤丙辰丸船を以、御領海乗廻し候儀は於干時沙汰被仰付候事。

續いて其の六月には亦松島剛藏より覺書を以て當局に申請する所があつた。

一 御發駕前、追々申立置候様、西洋學所之名目御改革にて、何卒館號被差免候様、急速御詮議奉願候。無左候ては、好生館、彼是意味合も有之、御引立に差支候事と奉存候。

一 西洋學所、御普請成就之上は、近々御稽古始式も可被仰付、左候得は、明倫館同様、毎月講釋日割等も御座候處、御發駕前御規則草案被差下候而已にて、掛額等も無御座、至極不都合にて、是亦御引立にも差支候事故、何卒早々本書之渡方懸額被仰付候様、御詮議可被下候事

一 圖書并諸器械、直註文、猶又當度入港之關船持渡候圖書、諸器械等公儀御用残り、御買揚相成候様、御願一件如何被仰付候哉、長崎表、彼是と都合も御座候間、何卒急速御開濟相成候様、御詮議可被下候事

一 國相府、被申出候翻譯書類、江戸に於て、御買揚、何卒早々被差下候様、御詮議奉願候事。

一 西洋學所へ入込被仰付村上兩組之諸士中、孰れも柔弱にて、實着に事業相勤候心底無御座候、元來三田尻一統の惡習にて、自然拔群致勉強度所存之者無御座候得は、同列中相忌み候風習に相成居、御爲筋甚

以不宜候。此義は精々被遂御詮議賞罰嚴明に被仰付度事に奉存候。

一 大御軍艦御製造に取懸り居候所、一艘にては御間に合兼、且、當今は、西洋各國にても、専ら蒸氣船を主用仕候間、御物入莫大に御座候得共、何卒一艘は御註文御取寄、被爲在度、其餘は「コソトル」形御船御製造被仰付候得は、御物入も手輕、荷物にも相成候間旁御詮議有御座度事に奉存候事。

いかに當事者の熱誠と努力とを以て教育の任に當つたかを知る事が出来る。其の後、安政六年六月に至つて、それ等の規則は改正せられた。師範役から出たもの、一二を次に書く。

此度、西洋學所御改革、御規則御増加、御家來中人込をも被仰付候御主意は、全く、西洋諸國之海陸兵制沿革、政事得失、人物減否等を始め、當今之事情、精密に致探索候て、海防之御用に相立候様、被仰付候事に可有御座候。然は、從學之衆中、上之思召厚く被致服膺候て、假初にも、功利譎詐に不陷、道德節義を第一とし、正大純粹之心掛を以、日夜無怠可被致勉強候、今、明倫館之振合に依て、每舍先輩一人

を以舎長とあし、一舎之事務一切、皆其統領する所なり。又、舎長は令を都講より受け、都講は亦令を師範役より被請候義、勿論の事に付鄙生不肖の身を以、叨に諸生の先に居り難堪其任所深耻に候得共、凡事無制令ときは、類敗の基に候間、左之通諸生日々制條相定置候條、被致違背間敷候事。

一 朝六時板を聞、都講舎長を始、總て諸生中不殘講堂罷出、可被致温讀候事。

但早朝より、御用又は自用にて、業を開き、被致他出候衆は、其由師範役、及都講直日生工被相候儀勿論之事に候。

一 五時板を聞、業を罷、於飯臺場可被致會食候事。

一 五時より四時迄を業ミす。

一 四時板を聞、各其舎に於て業に付く、若、當日會業の面々は講堂罷出候事。

但、講釋日には、五半時板を聞き、都講舎長を始、總ての諸生執も昇堂之事。

一 八時板を聞、業を罷、於飯臺場可被致會食候事。

一 八時より暮六時迄業間ミす。遊息各被任其節に候、若校門を出用事被相辨候衆中は、師範役及都講直日生へ被相違、左候て、暮六時には必可被歸候。自然、無據趣有之外宿被廢夜業候衆は、前以其旨趣委敷師範役及都講へ被相違候上にて可被罷出候。尤、八半時より七半時迄、又々致授讀候條、早朝素讀不相濟候面々は、講堂罷出可被致習讀候事。

一 暮六時板を聞、各其舎に於て業につく。

一 四時板を聞、業を罷、可被寢候。縦令、讀殘候業書難差置候共、九時過候事は堅く可被相禁候。

一 直日生・諸生・輪次に相動候て、當日の學務を被致監督候上は、業席具設期會・板報等を始、時々列舎被致巡視候て廢業の衆被致警勅候儀勿論之事に候。

本書根の御規則をも未書出不被仰付事に付、此個條の趣を以て、日々
の制令先取行ひ心見、追て増減可呈の上、元の御規則一日揭示被仰付

候事。

終に参考のため當時の科目の内容を知るべき文書を次に記しておく。

西洋學科目

記誦

字體ヲ辨シ、字訓ヲ知り、語點綴ノ法ニ通シ、單語會畧問答ヲ記シ
文法書類ニ就テ句讀ヲ受ケ、熟復讀誦スヘシ。

解義

文法書類ヲ取り、其意義ヲ了解シ、彼此參考シテ、字法句法章法ヲ
知り、語意ニ緩急アリ文勢ニ順逆アルヲ悟リ、以テ洋文ノ法ヲ領會
スヘシ。

兵學

海陸二科ヲ分チ、其兵制陣法ヲ明カニシ、攻守策ヲ講シ、煩曠ノ用
器械ノ利、戰艦製造ノ法、城堡營築ノ式、總テ二科要領ノ節目軍旅
ノ事ニ關係スルモノハ、細大無遺講究辨明スヘシ。

理學

天地ノ功理ヲ察シ、万物ノ性情ニ原キ、人戰ノ所以生死、草木ノ所
以、榮枯一々推究シ、諸氣ノ用ヲ發明シテ、舟航車輻ノ理ヲ究ムヘ
シ。

分析學

聚散離合ノ方法ヲ以テ物質ノ精粗純雜ヲ検査シ、元行ノ多寡、受力
ノ有無ヲ辨シテ、造化ノ工ニ參スヘシ。

度學附數學

天度ノ經緯ヲ定メ、地面ノ遠近ヲ測リ、物ノ數量尺度ヲ積算シテ、
長短方圓ヲ定ムヘシ。

天學

日月星辰ノ象ヲ觀察シ、經度ノ盈縮運行ノ遲速ヲ測リ、曆ヲ正シ、
時ヲ授ケ、陰陽變理ノ道ヲモ識得スヘシ。

地學

輿地ノ廣袤ヲ極メ、万国ノ形勢ヲ察シ、山脉ノ起伏、海程ノ通塞、
及ヒ各國人民ノ多寡・勇怯・風俗・好尚・興亡・沿革ノ迹等、精細ニ辨明スヘ

凡、爲學ノ道、自ラ次序アリ。其序ヲ得サレハ、勞シテ功ナシ。西洋ノ書ヲ讀ミ、其學ヲ修ムル、文法ヲ知ラサレハ、讀書窒礙スル所アリテ、義理ニ通曉スルコトヲ得ス。故ニ、文法ノ學ヲ諸科ノ入門トス。文法己ニ明ナレハ、諸科ニ從事スルニ及ンテ、カヲ用キルコト少シテ功ヲ得ルコト多カラン。

後、元治元年七月、これを山口博習堂に合併し、慶應元年四月晦日三田尻海軍學校へ合併した。後、慶應四年正月三田尻海軍局に語學校を設け米人クローゼーを聘して語學を教授した。これを洋學塾と稱した。局の主任は山田宇衛であつた。

海軍學校は慶應元年四月、三田尻に設置せられた。其の位置は現時の佐波郡役所の西、今の區裁判所出張所の邊にあつた。校長には松島剛藏任せられ、三浦誠輔、興國寺繼三等は舎長を命ぜられた。學科は博習堂時代のものを繼紹したのであつた。

第六節 山口明倫館

山口明倫館は、始め山口の中河原に在つた。文化年間、藩士上田鳳陽（通稱茂右衛門）家塾を開き子弟を教導するに始つた。鳳陽常に郷に學舎なく、且つ書籍に乏しきを憂へ、地方の豪農巨商等と謀り遂に學舎を建て、聖像を安置し、汎く書籍を募つた。是れより靡然として學に嚮ふ者多く、一時其の薰陶を受くる學徒多く、嚴然たる郷校を爲した。藩主も廻郡の際、臨校すること再三。又、江戸參觀の歸りには、多くの書籍を齎し歸つて下附すること數度あつたので、遂に書庫を設ける程にあつた。天保四年講習堂を改稱した。

山口講習堂御引立として、御代々様より御書物御下渡被_レ仰付候に付、是迄の儀は講堂に差置候得共、近年餘分に相成、其上、當時御稽古別て御引立に付ては、講釋並に會業之節、聽衆其外多人數にて、下地手狭の講堂江、前斷の御書物差置候ては、稽古人其外出席等込相、御書物も自然と倉畧に相成、旁以差添に付、邦憲院様（毛利齊元）御遺金講習堂エ被_レ付置候別延銀を以、九尺二間之御書物藏爲_レ火用心瓦葺にして建調し、尤

鬼瓦え御紋付調被_レ仰付候は、至_レ後、後免畧に相成間敷、其上御遺金を以て建調候付、旁、前段之通被_レ仰付候様、被_レ遂_ニ御詮議可_レ被_レ下候事。

子(天保十一年)九月 上田茂右衛門
本書鬼板瓦御紋付調被_レ仰付候事(指令)



(山口明倫館) 山口明倫館

山 萬延元年十一月より三田尻の越氏塾と同じく、明倫館一手捌といふことになつた助教・舎長・及生徒等を萩明倫館より派駐することにあり、隆盛になつた。文久年間、これを山口長山の麓に移轉し、元治元年藩主山口に轉治の後、改めて鴻城明倫館と稱し、其の組織を改革して益々隆盛を極めることになつた。即ち、校舎を建設し、塾寮を増加し、文學寮は中村弼教授とあり、岡村熊七(實齋)・赤川又太郎・坂忠介等更に相續いて助教とあり、家老大夫の子弟の學問所たる成器塾・幼童の爲めに設けたる小學舎、諸郡の郷校を主管せしめ、別に兵營寮を置き、大村益次郎を以つて教授とし

(兵學寮の建築なき以前は山口の普門寺に一時大村の塾が在つた。步騎砲の三兵學塾の主管とした。(劔槍塾といふのもあつた。)) 本校の學制其他については、維新前後國事多端の際、變更數次であつたが、其の概要を記すに、左の通りであつた。

學業科目

(一) 本學寮 (文學寮の内)

神典科

古事記並六國史ヲ本トシ、大日本史其外之諸史ニ涉リ、第一皇國君臣之大義ヲ明辨シ、國体ヲ主張スヘキ事。
但、漢土之經書歴史ヲモ併考スヘキ事。

法度科

宣命、祝詞、詔勅、上表ヲ始メ、大寶之律令・弘仁格延喜式・職原抄等取調へ、皇國歷代之御法度ヲ研究シ、國体凜然相立候様修業スヘキ事。

但、漢土之三禮、六典ヲモ併考スヘキ事。

歌文科

文ハ古事記並宣命祝詞ヲ主トシ、諸語諸日記等ニ涉リ、歌ハ万葉ヲ本トシ、八代之集ニ涉リ、猶、諸家之集ヲ讀ミ、國体ヲ立ルヲ以テ本トシ、淫艶之題詠堅ク禁止スヘキ事。但、漢土之詩文ヲモ併考スヘキ事。

以上

(二) 漢學寮 (全 上)

經學科

四書五經ヲ主トシ、洛閩諸賢ノ書ニ通シ、其心事公明正大ニシテ、無私以テ本邦神典之旨ヲ明晰ニシ、文武忠孝之大道ニ誠ヲ盡シ、眞知實行ヲ要トスヘキ事。

但國体ヲ知ルヲ以本トスヘキ事。

歴史科

春秋尊王攘夷之意ヲ主トシ、和漢古今之諸史ヲ讀ミ、理亂興敗之幾ヲ察シ、政事之得失、人物之忠姦ヲ明辨スヘキ事。

制度科

三禮ヲ本トシ、和漢歷代制度之沿革ヲ考ヘ、經濟諸家之書ニ通シ、就中、天明之法制ヲ重シ、律令格式ヲ初メトシ、禮儀典章ニ熟シ、鎌倉以來武家ノ法度、本藩之御條目、諸法度類等併考スヘキ事。但、國体ヲ知ヲ以、本トスヘキ事。

文章科

周漢以來諸子之名文ヲ讀、和漢古今之集ニ涉リ、唐宋八家之法ヲ主トシ、浮華ナラス、鄙俚ナラス、光明正大之体ヲ學ヒ、詩賦ヲ相兼、猶和歌和文ヲモ併考スヘキ事。

以上

國体の尊嚴あることを辨へ、君臣の大義を知らしめ、文武忠孝の道を勵まし、世に處するに公明正大の精神を以てすべきことを要旨とした所は最も味ふべきこと、思ふ。後、明治元年十二月二十八日に改正があつて課業四科にあつた。則ち、

經學 附 諸子

歴史附 制度圖書

詩文附 諸集

和漢兵學附 西洋

右四科の内で、經學は本課で、歴史科以下は孰れも兼學することにあつてゐた。

毎月諸會の定日があつた。次に、擧げたのは慶應二年正月に制定せられたものである。

毎月諸會

文學寮

三八ノ日、小學會。四九ノ日、孟子會。六ノ日、左傳會。七ノ日、日本外史會。十一日、詩會。二十一日、文會。

步兵塾

一六ノ日、教練書。七ノ日、新論。三八ノ日、兵書會讀。

騎兵塾

二ノ日、兵學。三ノ日、騎兵書上等、四ノ日、騎兵書下等。六ノ日、騎兵書上等。七ノ日、騎兵書下等。八ノ日、兵書。九ノ日、騎兵書上等。一ノ日、騎兵書下等。餘ノ日、騎兵仕込書會業。

兵學寮

砲兵塾

一六ノ日、策問。三八ノ日、操練書會讀。四九ノ日、火攻

精撰會讀。

小學舎

二七ノ日、論語講釋。二七ノ夜、論語會講。四九ノ日、小學會講。五、十、二十ノ日、試業會。六、二十六ノ日、復文會。十六ノ日、詩會。

始め元治元年二月に定めた規則は

一 朝六時より五時迄執業。

一 但二六ノ日同刻ヨリ兵書講授討論。

一 朝五時ヨリ晝九時迄武藝修行。

一 晝九時ヨリ夕八時迄隨意。

一 夕八時ヨリ會業々後隨意。

一 但四九ノ日兵書輪讀。

一 暮六時ヨリ五時迄執業。

一 二六ノ日朝五時半ヨリ諸士中並足輕以下訓練之事。

一 三八之日朝五時半ヨリ地町兵訓練之事。

一 每舎々長一人宛被立置候付、舎内諸事可有管轄候事。

一 當直一人司令士以上輪番ニシテ相勤、出入・病氣等帳面工付記、諸事教

授方申合セ取計可有之候事。

- 一 病氣快氣外出歸塾其餘有廉事柄、教授方、及、當直工届可申候事。
- 一 喧嘩口論ハ不及申、無益之難談禁止之事。
- 一 夜中他出禁止之事。

但、公用、尙難差用事之節ハ、其段教授方及當直エ相違候上他出之事。

とあつて嚴重に監督し、別に入込規則といふものもあつた。

- 一 未明、遠響二發。
- 一 朝六時、貝ヲ建、銃陣調練。
- 一 朝五時、打鼓喫。
- 一 朝四時、打鼓調練止、劍槍諸武藝其外勝手次第。
- 一 晝九時、打鼓休息。
- 一 晝九時半、時貝ヲ立、銃陣調練。
- 一 夕七時、打鼓調練止。
- 一 貝ヲ建、分散。

校紀嚴正に、貝鉦陣大鼓の音、時に起つて鴻城の諸山に反響し規律ある調練のあつた當年の士氣の程が想はれる。翌年達令の條々の中にも、

- 一 文武は人材生育之基礎にして、不可偏廢候條、兩道相兼、國家之裨補と相成候様講習候事。
- 一 階級持方に拘らず、親睦一和し、互に敬禮を盡し、長幼尊卑之倫序不レ失様銘々厚相心得候事。
- 一 文武學校ども、紀則嚴肅に相守、互に救助はた、唇齒手足と相成、太平柔情之弊風を一洗し、苟も不レ失士道切磋勉勵衆人之模範と相成候様實行可爲肝要候事。

とあつて士庶の區別あく、何處までも國家の爲め人材の教育に努力したことが窺はれる。當時の入學生は、ひとり防長の子弟のみならず、鷹司、壬生等公卿の公達、彦山座主の息子、島津家の世子、その他、福岡・久留米・熊本・大村平戸・津和野・高知等の諸藩からも青年が入學してゐた。尙、慶應四年に當り生徒の動息出入等につき取締の目的を以て制定した校則があるが省畧する。明治元年の末に、稽古始・稽古止の規則が定められた。則ち毎年の正月七日が稽

古始で、十二月二十五日から稽古止（休業）になつた。正月の稽古始の日は、當役中の者も生徒も、一同朝の五時に出揃ひ、文學部の方では講堂にて學頭役が大學の三綱領を講じる。講義が終ると熨斗三方を講堂の中央に置き一同が拜禮して退場する。兵學寮の方では同じく講堂で教授方が答古知幾（實戦法ミいふ）を講じ、後、文學寮の者と同じく敬禮して退く。又、稽古場で劍槍の教授方、助教が申し合つて試合をする。更に練兵場で三兵（歩騎砲）の合同訓練がある。これには千城隊又は山口に居合てゐる諸兵も勝手に加ふことが出来た。以上が済むと教授方、助教、其外役附の者は、政事寮で御吸物と祝酒を載くのが例であつた。萩の明倫館も稽古始は同様であつた。其の外には、藩主發駕の日、歸城の日。家來中が御目見仰せつけられた節。重要な藩主の御書付を拜見の當日、藩主の正統にあたる人の二夜三日の御法事満散の當日。五節句。干闥盆會（七月十四日ヨリ、全十六日マデ）。八幡、三の宮、今天神祭禮の當日。祇園社の祭事（六月七日ヨリ、十四日）そして夏には朝六時より晝九時の時迄勤業。午後は隨意ミいふことになつて居た。

釋菜祭記

從來、萩明倫館に於て舉行せし春秋の釋菜は藩主山口へ轉治の後、國事多

楠公祭

端であつて本館開設以來は變更常なく、始め神祭式に改め文宣王を孔子の神と唱へて享祀し、又、毛利家祖先の靈社と唱へて祀つたこともあつた。後、孔宣父と唱へ、菅原道真を合祀したこともあつた。別に元治元年に至り、楠公殉難死節の日を以て公の靈を祭つたこともあつたが、慶應二年に復た舊の儒祭を復活した。

藩主の臨校上聴は、山口轉治後は舉行するに暇あかつたが、時々、銃陣訓練のときは多く臨觀があつたのである。

經費は米と金とであつた。米は年二百石。金は維新前内外多事の際文武稽古場の改廢屢々であつたので一定しなかつた。蓋し支途が多端であつたので巨額に上つたのであらう。

本館は、明治維新後、内外各般の事、未だ整理に至らざる中、學制頒布前の改革に際し、明治四年、其の文學寮、算學寮及洋學寮は合せられて中學校となつた。

第七節 凝成館（五十鈴學館）

凝成館は天保十一年藩主慶親の命により、専ら國体を闡明するを以て目的とし萩に設けられた。河本越前、佐伯勝馬指導の任に當り、主として防長二州の神職及び其の子弟を教養した。文久三年毛利公山口に轉治の際。この館も亦同地鴻嶺の麓太神宮の附近に移轉し、名を五十鈴學館と改稱した。

（參考）

補公祭條文

維元治紀元 夏五月二十有五日。實美等在防州、乃以清庶蓋之奠。祭補公神靈。嗚呼。公乎忠誠義烈。神智大備。竹帛既垂。今又何說。持其臨死相矢。七世生々。兇賊之弊。嗚呼公乎赫々在天。臨之何其今何時。公寧不知朝焉朝焉來降。千茲。設不躬降佐實美等昏迷。近披旬折之怪靈。遠攘海隅之妖氛。以揚日嗣之昭々。運維權原之巍巍。勾斯惡曜。萬民高仰帝徽。實劍斯研。四方遠震國威爲之實在今日。嗚呼實美等。得其志而莫過今日。尙鑒。

鳳陽先生碑銘

鳳陽上田先生。諱續明。字恭述。以明和庚寅生子周州山口郷。實官崎猪兵衛、諱在政之第三子。効爲上田平右衛門

清房所養。清房卒承其後。先生自少慷慨。欲樹功於當世。其在山口而教授子弟也。當憂郷無學且乏書籍。乃奮然興志。與邑豪農巨商謀。遂建學舍安聖像。號曰講習堂。汎募書籍。於是。閩鄉雖然嚮學。一時所陶鑄學徒濟々。嚴然爲癩校矣。公至山口則必入校而視學。且每至自江都。必購書籍。準國學及周府癩校之例。以功進階賜服。增俸若干。嘉永三年。命編祖宗實錄。未竣其功。同六年十二月八日以疾卒。壽八十有五。葬于山口郷、樂福寺境内。娶長見氏。生一男二女。長男某早卒。養坂井氏三千信美爲嗣。以中女妻之。勸余與先生同入國學。討論切磨。相與言志。先生常慨然曰。大丈夫當以經理天下爲志。何必區々尋常摘句之爲。且彫蟲未技亦何玩愒歲月哉。其在學舍。晝夜乾々。讀書而不倦。忽拍案絕叫曰。奇妙々々。既而又罵曰。死賊々々罵極而哭。人驚往見之。目光爛々其狀如狂。蓋其感激之性乃爲然矣。其誦書至於忠孝貞烈之事。則歎歎嗚咽不能已。暫廢而後講。說經君所亦如此。朋友故舊有自遠來訪先生者。則必酒食以饗之。歸必送之。晴皮履。雨則著木屨。伴行率二三里。若四五里。人固辭而後止。猶踞石而目送。不見其人而後還。亦其性也。學兼和漢。尤精國典。而好古之性老益遒。有聞有古文書古器物。則雖遠必往見之。年八十餘。行步不用杖。讀書不假眼鏡。髮黑齒完。健啖如少壯。一旦得疾終不起。嗚呼命矣哉。銘曰。孰謂君僻。學莫不通。孰曰君狂。交必竭忠。一郷建學。叨道興隆。有材有基。永貼厥功。

安政二年乙卯秋九月

萩府 山縣 續 撰

第八節 三田尻學校。越氏塾

三田尻學校の濫觴は、河野養哲の創立にかゝる上之町に在つた越氏塾であ

つて、安永八年全町北邊に再築し、萬延元年之れを同地御茶屋筋に移して學習堂と改稱し、元治元年二月更に講習堂と改めた。

三田尻の地たる海陸の要衝に當り、往昔は程遠からぬ牟禮に國司の廳も置かれてあつた程である。慶長年中、毛利氏は御船手を下松より此地に移し、警固方を置き船艦の事を司らしてゐた。現今猶、同地に局の内、警固町等の地名が残つてゐる。

河野養哲

河野養哲は勝間の人で其曾祖父の時より世々警固方に仕へてゐた小吏の家に生れた。

人として爲り伉俠廉潔汚れず、膝を屈して吏たることを好まず、最も讀書を好み、遂に家業を捨て、醫とあつたが、醫も亦其の好む所でなかつた。よつて其の家を塾とし子弟の來り學業を請ふ者を集めて教授した。越氏塾と稱するは河野氏の家系が越智氏であるからである。養哲、儉素自から奉じ、教導を樂しむ。遠近相傳へて其の門に集る者多く、小倉邸門・山根華陽・小田村邸村の如きも其の門に陶冶をうけた者である。遂に享保四年藩主より謁見を賜り家宅御免地の恩典に接した。

越氏塾由來及仕法

享保十二年九月、養哲死に臨み遺言して官に告げ、長く其の家を以て子弟習業の所となさんことを以てした。官、これを偉とし之れを修繕して子弟習業の道場としたが後、費用の都合で一たびは廢塾となつた。後、元治以來文武興隆の氣運に會し、三田尻御茶屋筋に移轉し、劍槍銃陣をも練習することとなり、萬延元年十一月より山口講習堂と同じく萩明倫館の一手捌といふことになり、飯田樂軒・吉田慎庵・吉武江陽・吉賀恪齋・今津桐園等相等ぎて學を督し本藩學校の一として維新後に至つた。尙詳しくは、文化七年九月に出來た「越氏塾由來及仕法」といふ文書がある。

越氏塾由來及仕法

一 越氏塾之儀は、當時河野源右衛門先祖之二男養哲、家宅年來素讀指南門弟取立仕候處、享保四年、上山庄左衛門方より御當役桂三郎左衛門殿へ申出相成、御相見有之、被爲對前功家宅御免地に被仰付同十二年九月二十七日、養哲死去之節門弟へ申置候は、死後御願申上候て、手前廢宅をば稽古場に仕候様之由、其趣都合人、赤川半兵衛方より、御當役毛利筑後殿へ申達相成、遺言の通被仰付其後、財用行届不申、稽古場破廢仕

居候處、都合人役中川與右衛門方より、御當役山内縫殿殿江申出相成、右之稽古場修飾被_レ仰付、以前之通御取立相成、其止修甫米錢をも被_レ立下候て、養哲在世之縁稽古相成候由、碑文に相見申候、越氏塾と申名目も河野家越氏にて其家塾之儀と承傳候事。

一 明和四年、三田尻之儀は、御船手兩組、御船頭中、其外在郷住宅之諸士中數多有之、御城下表相隔、稽古等も不得仕、學問の儀は、別て幼少より稽古不仕候はでは不相成_レの御思召を以、萩より儒役一人宛輪番として被_レ差出、會頭役之儀は、御船頭之内、飯田市之進足立善右衛門、其外追々被_レ差出所勤仕候、右儒者衆御扶持方、其外御仕成、并會頭役御仕成之儀は、前段に相見候修甫料より、御拂方相成候様相見申候事。

一 安永三年の年、萩より被_レ差出候儒役御引せ被_レ成、飯田市之進儀會頭役より儒役之所へ御雇被_レ差出候段、御沙汰相成、夫より以來、御船頭衆之内、追々相勤申候事。

一 同八亥年、先年より有り掛り之塾、古損其上御船頭中、海上寄合於_レ御茶屋仕來候處、御内用御普請就_レ被_レ仰付候、寄會場所無之に付都合人衆よ

り申出之上、有掛り之古塾御賣拂相成、只今之所へ所替被_レ仰付、御茶屋古木被_レ下建調相成、御入目之儀は、古塾御賣拂代銀、且有掛り修甫銀、并御船手兩組、御船頭中、飯田市之進より御馳走銀取合、仕調被_レ仰付候事。

一 御普請之節、劍術場・手習場・長屋・建調被_レ仰付、夫より諸武藝、手習をも稽古相成來候事。

一 前段有掛り之塾、古損、其上手狹にて槍場等も無之、大殿様御思召之旨有之、御普請可_レ被_レ仰付之段、一應御沙汰相成候處、御不例に被_レ遊御座、相止み、其後寛政四子年、三田尻御殿、御不用之御家被_レ遣、只今之本堂、槍場等建調被_レ仰付、御入目之儀は、修甫米銀を以仕調被_レ仰付候事。

一 元銀三拾二三貫目程
但、塾修甫銀、當時凡右之辻有之於御銀子方貸付、利倍被_レ仰付候此銀之儀は、最初御取立被_レ遣候米銀にては、修甫不行届、儒役會頭御仕成及不足候趣に付、明和六年之比、御撫育方より、銀拾五貫目無利年賦返納にして御貸付被_レ仰付、前段有掛り修甫銀へ受添米之儀も、銀一統にして御

貸付、利倍被_レ仰付_レ御遣方相成候得共、御撫育方へ返納難_レ相成_レに付、安永八亥年、上山三郎右衛門方より、御當役國司御前殿江申出相成候、右拾五貫目拂切にして、被_レ立下_レ候、猶其御稽古成立等之仕組相成候處、修甫料銀之内餘分御惱に相成、利下被_レ仰付_レ候故、利銀行届不申に付、御利息として、三百七十目宛、年々被_レ差出來候、尙、又、其後只今之塾、御再建以後、御仕組替被_レ仰付、今以其通り相調申候事。

右之利銀之内、
八拾文錢二貫五百目程、

但、年々塾江受方被_レ仰付、儒役御仕成貳人扶持、日別壹匁宛を壹歩引にして被_レ立下、儒役會頭役人、手子御心付、諸稽古道具修甫、御家廻り諸道具共、修甫御用紙筆墨、其外御遣用に被_レ仰付_レ候事。

一 米拾八石宛

但年々地方より受方被_レ仰付書生御賄料相被_レ成候事、

一 銀壹貫目宛

但於塾取立相成候利銀之内、年々右之辻、引除、右米銀を以、當時御賄

書生五人付飯五人以上十人之飯米雜用に被_レ仰付、并に役人、御番食料手子、小使御心付、其外雜用に御拂方相成候事。

右米之儀は、安永九子年、赤間關町人内海七郎右衛門より塾修甫米として四百石萩差出、右利分九朱之御積りにして、三十六石之内拾八石は、御扶持方十人分として、永々七郎左門へ被_レ下、残り十八石塾修甫米として、年々被_レ渡下、書生御賄料に相成候事、

一 米百七十一石八斗七升餘。

一 銀十六貫七百六十一匁餘。

但、當午の年塾修補元米銀之分、此利銀之内、壹貫目前に有之、書生御賄雜用其外江御遣方相成、并に當時定雇夫々壹人被_レ召仕候恩銀飯米等之御拂被_レ仰付_レ候事。

右此米之儀は、安永十五年、小拂方御米被_レ成御下被_レ地下直拂被_レ仰付_レ御藏引拂之節、延米貳十三石餘有之、塾修甫米に被_レ立下尙、又、三田尻町人土井彦四郎より、米百石五朱利年賦にて借上相成、兩條引致_レ貸付_レ利倍被_レ仰付、當時、一つ書之辻、相備り居申候、尤、銀方之儀は、過る午之

年、諸士貸付之分、引米借御仕法に付、銀に相成米方引去に相成候事。
一 御書物之事。

但、先年より、御都合人、追々仕置、三田尻御内用方よりも被下、塾修
甫銀にて御買入、國司與三兵衛殿、萩三田尻諸士中之内より、献納、地
方勘場よりも献納、醫師陪臣寺院其外町人百姓等よりも献納、又近來御
下向之度々、御小納戸より被遣分も御座候事。

右越氏塾由來、并修甫米銀御取立、彼是凡前書之通御座候以上。

尙々、風土注進案によつて見ると當時に於ける越氏塾の構造を略知するこ
とが出来。左にそれを鈔録する。

越氏塾の構造

一 越氏塾壹ヶ所 上ノ町に有り

本門壹ヶ所

但行壹丈二尺五寸、屋根互葺にて、京線は小門仕付、行六尺二寸五歩、瓦葺之事。

本堂壹棟

但、貳間梁に桁行六間、西南の方折廻し半間、六間半之内椽床共に式蓋、向貳間入に壹間半壹間に五間之葺流し、書
生寮、廻行貳間六間、西北東三方、半間宛之葺下り、北の方壹間葺流し、内、湯殿、用場有之、小式蓋より儒役居
所、御算用方蓋所之方三間半、梁に桁行五間、兵衛場納出、壹間半に貳間にて惣坪數六拾二坪二合八勺、屋根瓦葺に

して、式蓋に曾木葺釣庇有之候事。

御書物蔵一棟

但、二間梁に桁行三間、坪數六坪、戸前口壹個所葺有之、屋根瓦葺之事。

西長屋一棟

但、檜場二間半、梁に桁行七間折廻し、射術場三間梁に桁行四間、北之方一間に半弓之し、坪數三拾坪、屋根瓦
葺にして、投庇有之候事。

東長屋一棟

但、劍術場手習場其外鍵之手にして、貳間、桁行十間見所半間に行四間有之、鐵北の方壹間半に二間之置物有之半
間之用場にて坪數二十六坪、屋根瓦葺にして曾木庇有之候事。

儒役居固屋一棟

但、一間半梁に桁行三間半二階三坪有之、折廻し一間半梁に桁行五間、北方之半間□葺流にして西の方一間葺葺お
ろしにて、坪數十六坪七合五勺、屋根瓦葺にして、外に風呂場・薪固屋・等有之候事。

裏門一ヶ所

但、行壹間屋根瓦葺之事。

本門前石橋一ヶ所

但、長一尺五寸横九尺五寸。

門前同一ヶ所

但、長一尺二寸横三尺。

井戸一ヶ所

有、屋敷床田、壹反高五斗九升七合、御除田貳畝二十五步、高七斗五升九合年貢地之分御物成、修市銀より拂出相成候事。

學科

越氏塾時代は主として經書詩文の教授であつたが明倫館一手捌きあつた後の學科は、漢學・禮式・音樂・天學・地理學・算術・弓術・劍術・兵學・槍術・砲術・水練・銃術・柔術等總て明倫館に準ずるとなつた。

生徒には必ず文武を兼修せしむる規定ではあつた、しかし其の人々の資をなすものも表面上許可はしないが、矢張其の長する所に任せてゐた。

教科書は四書五經は勿論、近思錄、春秋左氏傳、文章軌範、唐宋八大家文、說苑、孔子家語、資治鑑、其の他和漢の史書であつた。

素讀科・白讀科といふ階級を設け、素讀には、孝經・大學・論語・孟子・中庸・詩經・書讀



越氏塾聖像
(華小學校藏)

性により偏修することになつても問ふことはなかつた一科目の専修

教科書

修業時間

易經・禮記・春秋・唐詩選・古文眞寶・明七才子詩等を用ゐ、これを卒業して自讀科に移り素讀科の書籍を自讀し、更に史記・漢書其の他の歴史類を通讀することになつてゐた。

討論・會讀・輪讀・文會・詩會・音樂會・講釋等の授業は、毎月定日があつて、殊に二三、七、八の日の四つ時より九つ時迄の講釋は公衆をして聴くことを許した修業時間は、毎朝六つ時より五つ時迄、四つ時より八つ時迄、夕七つ時より暮六つ時まで業間。六つ時より四つ時迄夜業のこゝ、してあつた。

元治元年學習堂と改稱せられた後の規則には、神典・圖書類を加へられて講釋・會講があつた。すなはち、

- 二七日の日 神典書經講釋 三の日 四書會讀
- 四の日 國書會讀 但し新論皇朝史略日本外史等の類
- 六の日 五經會讀 七日の日 兵書會讀
- 九の日 六國史會讀 十一日 詩歌會
- 廿一日 和漢文會

といふ規則になつた。

越氏塾時
の職員
生徒

越氏塾時代は教授・都講・會計吏・屬吏・炊夫各壹人の外使夫二人であつたが講習堂を改稱以後は、文學教授方・都講兼舎長・小學助教・手習師・歩兵引立掛・騎兵引立掛・砲兵引立掛・擊劍引立掛・各一人稽古方、世話役二人といふ職員になつた。

越氏塾時代の生徒數は分明でないが通學生二十人乃至三十人位であつたこと、思はれる。藩學となつて、寄宿舍拾五人内六人は藩より賄五人は半賄であつた。自讀生・素讀生彼これを合計して六七十人内外のこゝ、思はれる。

學校の經費は越氏塾時代は前記の通りであるが、萬延以來、明倫館の一手捌とあつた後は、學校の隆盛に伴ひ隨つて費用も増加した。

藩主は參府の上下又は廻郡の際年一回、又は隔年に一回臨校して書生の講義を聽き、探題として詩文を作らせ、槍劍の技を覽ることがあり、秋試の時は生徒を撰拔して藩主の居城に上らしめ經書の講義又は詩文を作らしめて獎勵すること、あつてゐた。

慶應二年三月十七日の沙汰を以て山口明倫館管括といふことになつた。尋いて其の二十三日學長より

三田尻學校之儀は、是迄足輕以下子弟而已稽古罷越候處、何卒以後之儀は

山口小學校之振合を以、諸士中子弟一同郷學校に於るて素讀手習共相授、追而素讀相濟、小成之後、諸士中子弟之儀は、自身學業專一に修業仕らせ度奉存候、旁宜御沙汰可被下候以上。

どの申請もあつたので「有掛り手習場にて士庶共罷出素讀手習等」をすることにあつた。爲に講習堂手習場が狹隘になり、其の六月には同地の明覺寺を借り上げて使用することになつた。

釋菜・楠公祭の如きも皆山口明倫館同様に執行して維新に及んだ。(釋菜のことは後節に詳しく書くことにする。)

(参考)

周府處士河先生碑

先生姓河野氏。名通文。字養賢。周州郡人也。其族自曾大父時也。給事水軍爲小吏。先生幼時。其父兄與異姓共事者爲子。亦嘗受水事役。及長不樂。乃夜私讀書。爲人仇俠。自喜廉潔不汚。自度終不能風塵。事所不層。遂附籍於人。脫身而還去爲醫。々亦非所樂。托以爲號已意謂此亦爲政也。何必爲爲政乎。則第其慮。傾刀圭之贏。給經費以授子弟請業者。於是欲修飾子弟者。胥率歸之。唔伊聲四時不絕。一得才俊業動者喜忘食。視若子孤貧。如田公望。實成於明翼也。弟子日益進矣。其高弟如倉實藤・山清・田公望輩。陸續擢補學官。其於郷

人也。趨人之急。如同室。見爲善則與之。有加以親戚。不若善者則喻以理義。繼以泣涕。猶或不喻則喞然起去。視爲匪人若欲唾其面。然其人改則悅如故。愈益從與。衆皆不長。父兄唯先生是畏。其強梗不從者亦內恥不爲。非矣。是以先生世其黨無以無行敗者。邑宰上山經匡舊知其賢。享保四年春。以問國相桂子。桂子延見問曰。子亦有所欲乎。對曰無。一揖而出。其亢簡不可援者如此。相爲復其廬。不修。十二年九月廿七日以壽終焉。六十七歲。不娶無子。臨死囑其徒曰。吾死告官。留吾廬爲汝習業之所。吾雖死也猶之不爲死乎。如有不爲得請。必假諸無以貸於親戚云。邑宰赤川周昭上其事。國相海北君高其義。屬宰終先生之志。後數年有務財用者害經費而徹屋廢。今宰中川清一議告國相山內子。就舊廬與屋復。且出錢穀若干。取息供經費。設求遠之計。邑子弟復歸就業者如先生在時。子游曰。君子學道則易事。小人學道則易侮。耶耶雖偏少乎將有君子焉。將有小人焉。籍令先生之志有終則是亦爲政也。何必爲之政乎。其惟先生哉。宰業已復。學謂是猶大學之有先師也乎。因謁余爲者。山清具狀。余昔一再面其人。語々奇士也。今盡山生狀。余亦不皮相哉。山生又語子曰。先生之爲也。席以爲藏身之所。已富家重精而至往々不應。及貧賤者至輒盡心治之。有齋謝者量其家貧富。辭多受少。他一介不取於人。一表一葛。炊於一釜。自奉甚苦。度一歲之計。不陷一人之中。是其所以有餘。供於經費也。蓋其愛才尙德乎天性。知名之士至則斥等珪。雞黍盡歡而罷。以是樂終。天年一矣。古人曰。身已隱矣。何以文爲也。先生豈近名者哉。嗚乎天下之善莫大於人。而君相之憂也。河子何爲相耶。匹夫而君子如河子者。吾無問然已。銘曰。

千頭弗視。一瓢安會。育英樂賢。諄々誘人。於式鄉黨。遺德日新。
長澤學館祭酒 山縣學 彌少助 撰
同府 後學 草場安世 仁甫 書

第九節 時觀園 (學文堂。文教館)

時觀園は、佐波郡右田村、杉の馬場に在った。寛永五年これを創建し文武の道場とした。實に徳川幕府が設けたる江戸の昌平校に先つこと五年、本藩の設けたる萩の明倫館に先つこと九十六年前であつた。延寶年間、山縣長伯(通稱治右衛門)を儒學の教師として生徒を教育せしめた。正徳享保の頃は瀧鶴臺(通稱彌八)教授の任にあたり、後、門人若月大野(通稱大中)、宮原敬齋相繼ぎ、文化二年杉山良哉之れに代り其の後、松岡大仲・杉山威八相繼ぎ、嘉永二年大田稻香(通稱梁平)これを承けて教師となつた。翌年三月同地、追山に新築して學文堂と稱し、大いに文武兩道の教授を盛にし、又、其の東側に日新舎を創設して足輕以下の演武場とした。時觀園時代は、四書、五經授讀の後、史記、前漢書、後漢書、三國志等の自讀の外、孝經・論語の講説、又は禮記・貞觀政要・蒙求等の會讀をなさしめた。學文堂創立より朝卯の刻を始業時とし、夕申刻迄を終業時と定め、等級を七つに分ち初級生は素讀、二級生は自讀、三級生からは順序に従つて無點本

江戸昌平校設立に先つこと五年

是

教科書及程度

嘉永三年以後の教科

職員

生徒

自讀。經書并に左傳・國語・戰國策・世說等の會讀、其の外詩文子集の内一部宛を日割として毎日兩度宛教師より講説を與ふることになつてゐた。

嘉永三年以後は漢學教授の外、算術・筆蹟・小笠原流習禮・甲州流・楠流等の兵學・日置流の弓法・八條流の馬術・夢想流・佐分利流・自得流の槍術・新陰流・無念流の劍術・一甫齋流の柔術・萩野流・隆安流の砲術等を日習稽古せし、文武兩道を兼修せしめることとした。洋法銃陣行はるゝに至つては、始め關式をとり、後英式をとつて大に操練を改良した。文武共に一年間の勤惰を檢し、賞罰に差等があつた。

職員は學文堂の盛時、奉行學監・助教各一人、都講・習字師範各二人、其の他習禮・弓・馬・劍・槍等の師範十五人、會計方・使部各二人總べて二十七人もゐた。奉行學監は右田毛利家の家政掛より兼任で俸祿は給せなかつたが、教授は二人口、助教は一人半口、都講以下は一人口を給した。

寄宿生三十名（内、舎長三名を置き各一人口を與へた）。通學生は時に増減もあつたが約百二三十名。薪炭及び湯茶を供するの外學藝俊秀の者は學資を給して在學せしめ、若くは他方に遊學せしめる法が設けてあつた。

經費

學校の經費について往時は詳でないが、嘉永三年以來は、一年間の學費を米六拾俵、銀六貫目と定め、元米貳百石の外に右田毛利の家臣三宅肇の献納米二百石を合せ、其の利息米の外に本勘定限中から不足を補つて來た。然るに嘉永の末、安政の初より文事武備の一日も忽にすべからざる秋にあたり、更に一年間、銀十貫目餘を加へ、領内士民の献米貳百石・献銀三十貫目を資金として其利息を學費に充てる法が立つてゐた。

領主毛利元亮は常に萩邸にあるので、毎年二回題を與へて詩文を作らしめ或は臨時に文武精勤の者を召喚して其の成績を試み、其の采邑に歸つた時は時々臨校して親しく文武の諸藝を獎勵した。

春秋兩度の釋菜、養老の式は、他の學舎に行はれし如く、こゝにも莊嚴に行はれた。

(参考)

大田梁平小傳

稻香先生。諱穀。字有年。稱「梁平」。其先出自「天野氏」。十六世祖諱氏元。稱「大田中參河守」。後改「若槻」又若月。仕「公族海北君」。至「五世祖諱善近」。別建「家」。俸食「二十餘石」。祖諱「義胤」。有「坊號」諱「祿」。寛政中籍「醍醐寺」。改「大田氏」。考

第二章 毛利氏藩政時代

諒敬忠稱秀楠。業醫。娶淺村氏。生先生於周府勝間村。文化庚午十二月十四日也。幼穎悟。骨貌不凡。秀楠君常成曰。汝不識文字。爲賣鹽兒耳。先生發憤讀書。刻苦難涖。嶄然見頭角。文政丁亥遊豐後。寓福澤某門。學業入進。庚寅赴崎陽。就邑大姓借書備覽。旁學砲技。屢與清客唱酬。詩律益細。中間歷遊薩及京攝。天保辛丑從高島秋帆遊江門。演砲于德丸原。其八月歸。應海北君之召。班中臣。受佛三十石。補教授。建議創學文堂。既成。移住其中。遠近從遊者愈衆。文教蔚然爲諸邑最。於是準出頭。累有賜與。慶應乙丑。幕府徵兵。我。四境戒嚴。周府當其要衝。而海北君爲其總督。使先生兼參軍局。裨補極多。以其特有功於文教。丙寅正月。藩府有不次賜謁之命。蓋特典也。先生爲人嚴毅。衆望而憚之。其接物温如春風。語不後進。諄々不倦。隨村施教。至書算之技。受業者皆有所得焉。其講書。務明經文。不依注疏。每講會。門人據註抗論。先生輒叱曰。聖言彰明。寧祇後儒糟粕邪。詩文亦別出機軸。不倚人藩籬。其歌會拔俗之見。終始不渝。所素養可推已。但積年苦學。加以憂世之功。羸虛善病。以故難過勝會。一飲不過三酌。至口腹之微。猶有操守如此。丙寅之役。生徒自馬關歸。載捷。先生欣然。軒眉置酒。慰勞爲說攻守之策。生徒退。先生就寢。既而轉內喘氣促急。舉家愕。往撫之乃逝。慶應二年八月六日也。享年五十有七。門人相議。葬邑法雲寺。配三吉氏。三男一女。長嘉迪稱瑞太郎。襲祿。次祥胤。季々安。女未嫁。

第十節 敬業館 附集童場

敬業館は長府裏侍町に在つた。長府毛利家第十世匡芳の時に設立されたものである。

是れより先き、慶長七年、長府藩祖秀元は、府中にある天臺宗の極樂寺を振興して臨濟宗とし、佛智大關國師を山城の東福寺より迎へて之れに居らしめて之れを師とし常に之れを居館に延いて儒書を講ぜしめた。又、藩内に從學する士も多かつた。後、醫師菅玄正を京都より聘して、儒學を藩内に教へしめた。當時雲巖院といふのを以て講武の場所とした。第三世綱元も悦山を黃蘗山に迎へて之れを師とし覺苑寺を建て、開祖とした。藩中の士も亦從學するものが多かつた。後、河野玄遠内藤好庵等相尋いで儒學の教授をなした。匡芳に至り寛政四年五月敬業館を創建し、藩儒小田享叔を以て學長とし準士以上皆人學を許した。時に儒家の臣五家、弓馬劍槍の師拾餘家、算學習禮の師二家あつて皆敬業館に習業した。其の時の布令に

一 文武の業御振興の儀は、年來御詮議に被懸候處、今般深き思召を以て敬業館御創建被爲成候に付、御家中府内居の面々、男子有之候へば、幼年より敬業館に差し出し、學問爲仕、年十五に及び候迄、館中に於て定の通り孝經論語詩經書經等の素讀相誦候様可仕候。若し、病身不具等にて十五歳に滿ち候て、素讀も難濟者は、其段書付を以て父兄其外親類にても可届

申候事。

類の館業敬



々館中に差出し、猶出精爲仕可申候、最も其趣掛り御目付へ可申届候事。

敬業

一 當年十三四歳に相成り、是迄學問不致、又は、學問致し候ても、等閑にて入學不致同様の者は、其趣三月二十九日迄に掛り御目付へ申出、然る上、早々館中へ差し出し、學問爲仕、十六七歳迄に素讀相濟候様爲仕可申候。十五歳以上の者たりとも、若年の者にて、是迄學問不仕候者は、其の譯掛り御目付へ申届、早々入學仕り、素讀相濟候様可仕候。最も素讀計にては、道理の主旨も難辨事に候へば、素讀相濟候ども、其才有之者、其志有之者は、勿論縱令文才乏しく候共、無懈相學び可申候事。

一 在居の面々は、其の方向に於て、師範相求め、十八九歳迄、内々孝經論語詩經易經等の素讀相濟候様爲仕可申、最も讀辨等に不拘、僧侶醫家其の外にても師と可相成相頼み、油断なく學問爲仕可申、左様候て、素讀相濟候は、其の趣掛り御目付へ可申候。尙又、其の志有之者は、無懈相學び可申候。若し、其の方向にて師と可相頼者無之候者は、其の趣可申出候御吟味被仰付にて可有之候事。

一 家業有之面々は、先づその本業を専修可仕、乍去武藝を業とするものども、文事なくば義理通達難相成、文藝の業たりとも武を忘れ候ては不相濟事勿論に候間、本業の暇には、互に相兼學び候様可仕候、最も醫家畫家茶堂の類は、格別本業の暇無之者は、先づ文藝を學び、猶武事をも忘れ不申様可仕候事。

右之條々、堅く相守り、御家中一和文武兩道一際相勵候様可仕被仰出候事
そして、その時定められた壁書に

定

一 從公儀仰出候御法度の趣堅可相守事。

及申、御銘々所持の書物たりども、熟覽の中破損無之様、隨分可被入御念候。一冊毎に此書によりて、古道にも通じ、歴史治亂興廢をも辨じ候大切の者たる事を御感じ有度候。

一 御座開始、掃除被入御念於寮々も衣服書籍等取散不行作無之様、平常有御懸念事。但し、草履下駄等踏違無之様、便所等に於ても、亂裸無之様互に可被付御心事、右の通り、此度相伺候上定置申候間、御受用可有之候總て、學問申す事、別義に之ある間敷候、唯、先聖の道を學び、之を以て身を修め、家を齊へ、其の至る處、國の利益にも相成候事而已に候。殊に、御家中より入込みの御衆中、生來、君恩にて御成長の身柄にて候得ば部屋住の中、文武の藝術を修練し、御奉公の日に當り、一方の御役にも相立ち、御高恩の万一をも奉酬度御心掛無之ては、人の人たる道とは申し難く候。假令、書籍を弘博に讀み、詩文に長じ、高大の議論を立て候ても、躬行不正の者は、才能却て道を害する具と成り候、此所よくよく御勘辨有度事に候。留學の日數三年一限に候得ば、僅に千有餘日、寔に瞬息の間に候間、寸分の光陰と雖も、徒らに御過し有之間敷事。

第十一世、元義に至り大いに儒學を尊崇し、天保二年八月聖廟を敬業館中講堂の北に創設し釋菜の禮を行ふこゝ、なり學館の體が備つた。同十六年藝川の儒員吉村重助等を聘して學風を變し學則を改め、學業俊秀の士を撰で他藩の師に就きて學ばしめた。文化の初年には、藩士の子弟にして特出の者を撰び、皆藩費を以て入校せしむる等漸次に張興せしめたのである。小田享叔の後、訓導(會頭)とあつたものは享叔の義子順藏(南峻)國嶋傳右衛門(確所)其義子恂介(香崖)であつた。

文政八年に小田志の記した規約がある。

規約

- 一 御開館以來御壁書之旨、堅可相守事。
- 但、舊規約同様之事、
- 一 學問心得之事、
- 但、大學三綱領八條目之旨、第一可相心得事。
- 一 課業之事
- 但、毎日經史其餘は詩文倣書隨意。

- 一 授讀句讀入念候事、
- 一 風儀之事、
- 但、總て輕薄を除き、敦厚に歸候様。
- 一 禮法之事、
- 但、館内外諸事不作法無之様。
- 一 長幼順平生心得之事、
- 但、有廉節は、御定之席順に可仕候事。
- 一 火用心之事、
- 一 酒宴遊興禁制堅可相守事。
- 但、諸會計等不理無之様。
- 一 直日入念可相勸事。
- 一 他出夜行用捨之事。
- 但、御壁書之通、相守、猶又、御門限届等之事、常々心得之事。
- 右之通、館中一統申合堅可相守候、自然心得違之人も有之候ては、互に忠告を加へ、業事出精學徳並長し候様可相勸候。

學科

教科書

須知

小田 忠 誌

文政八年乙酉初夏定
 學科は漢學、算術（笹尾流）筆道、習禮（小笠原流・同御家流）音樂、弓術（日置流・吉田流）槍術（寶藏院流・自得流）劍術（新陰流・今枝流・田宮流）砲術（外記流・泰西流）であつた。この外に馬術は校外に別に埒を築て之れを教へ砲術も別に射的場があつて師家に就て學ぶものが多かつた。柔術・兵學・醫學は皆それ／＼師家について學ぶこと、なつてゐた。

生徒は文武兩道を兼修せしめることになつてゐたが、其の材に應じ或は文藝或は武藝の一科を専修することも出來た。文學と武藝との程度は、粗、自から文藝を了解し入校を得る力を有するものは、武藝の免許以上に當ることゝしてあつた。もし、學を解せず武藝の一科をも成し得ざるものは、嫡子は廢嫡せられ、二三男は他家の養子と爲ることを得なかつた。

文學方面について天保改正の學規は次のやうなものであつた。
 孝經、大學、中庸、論語、孟子、易經、書經、春秋、體記、小學、文選
 右は通學兒童の素讀書の順序である。此の素讀を了つた者を「讀み上げ」と

生徒研究
法

稱して年齢十五歳迄に必ずこれを讀み了るべき規定であつた。館中の生徒研究法に素讀・背誦・輪講・會讀・講義・討論・文會・詩會・夜業・質問・月課の法があつた。素讀は、毎年正月二十一日より十二月二十日に至るまで朔・望・五節句、大祭法事、七月曝書を除くの外は、卯の七つから己の刻に終る。學頭會頭が出勤して授讀し、監察を記し名簿に記入する。背誦は、毎月二度。生徒の教はつた書を誦するるのである。之れを獎勵するに秀異・精敏・強記・勉勵・落弟の五科とし秀異中の第一位者へは筆を賞與する。輪講は、毎月兩度。生徒の四書を讀み了つた者に李翰蒙求を講せしめる。下等は訓義を入校生徒に受けて講じ、上等は自らこれを釋義する。入校生徒は、孔子家語・說苑・小學等を講じる。會讀は、毎月三度。易詩書の素讀を了つた者をして十八史略、蒙求等を討論せしめる。入校生も同様。講義は、毎月二七日の日。教授（學頭）訓導（會頭）が交替で四書、近思錄の類を講じる。

討論は、毎月四・六の日に行はれた、入校生徒并に館外の有志者も集つて四書五經左傳、國語漢書等について爲る。文會は、毎月一度。宿題があり席題があつた。子供は來て復文を爲る。大文・瞻辭等の科を設け筆を賞品とした。

詩會は、毎月一度。宿題、席題がある。館外から同好の者も來て生徒と同じく詩作をした。詩文は之れを稿にして教授・訓導の訂正を受けて館に藏める時には藩主に出して見せることもあつた。夜業は毎夜入校生徒が講堂である。訓導も出て席に居り、暑寒の時は初夏に止み他は二更を限りとする。質問は、入校生の爲めに之れを設け毎月二七日の講義の後之れをする。教授訓導が之れに答へる。

月課は、入校生徒が其の月中の課業書は書物を定めず月末に其の書目冊數を記して訓導に出す。訓導はそれを記録しておく。

春秋の試験には藩主及老職以下の藩吏が必ず臨校して生徒の業を試み、時には席上作文探題を命し又臨時討論に臨んで生徒勤怠情況を検することがあ

職員

職員には藩廳に在務して學校事務に關係してゐる加判目付・横目・筆者・目付・屬吏各一人あり。直接に教授訓練に關係する者は維新前に教授（學頭）一人、訓導（會頭）四人、監察（都合役）二人あり、維新前後には教員五人と事務どがゐた。

生徒

生徒數は、文久二年前は寄宿生二十人、通學生八九十人であつたが、文久三年以後は士卒混流入學を許すの藩議になつたので寄宿生五十人、通學生二百人内外もあつた。

經費

經費は一個年、高米千石と定めてあつたが其實額現米は三百五拾石で豊浦郡彦島全島千石を以て之に充てた。維新後學制頒布前迄の費額は米貳百七拾七石四斗八合六勺、金千六百四拾六兩三步壹朱、丁錢八千五拾貳貫文であつた。そして此の費用の中で、生徒を東京長崎又は外國に遊學せしめ、且つ洋學教員を雇つて藩士の教育をした。

釋菜は、天保二年以後、朱文公滄州精舍釋菜の禮に據り、聖像を掛けて之れを行ふことを恒例としてあつたが、廢藩後明治五年館を毀つに及んで之れを廢した。長府史料に「聖像は之を祭主結城恂介の家に托し祭器は之を焼く但し樂器は之を租廟に存す。」としてある。

(參考)

館 中年中の諸例（舊豐浦藩教養館沿革取調書）

藩主、江戸より至るの始め、必ず來りて聖廟を拜す。其の藩を出で、江戸に赴く時も、亦然り。其の在藩の年は、正月十日を以て來り拜す。入校生徒毎に樂を奏して之を送迎す。學頭・會頭之を館外に送迎。奏樂は、還城樂・令歡宴・小飲酒破等なり。

藩主の來る毎に、生徒列座して、同じく拜、一拜、名簿を側横目に進む。

毎月朔旦、學頭當直の會頭と、生徒とを引いて講堂に座し、聖廟及び創館主を拜す。終て、列席して寮中規約を誦授す。

正月元旦、學頭香を献す。是日、生徒、朝夕の喫食に皆禮服を著す。

正月十一日、司籍書庫を開く。生徒禮服す。餅を賜ふ。

十二月廿日、庫を閉づ。官籍を借見するものは是日を限りて之を返し、翌年開庫の後、復た之を借る事を得。

正月十四日、開業式を行ふ。

舎長、司籍・外來諸生の名を記し、其の順序を定む。

直日廟を開き、燈を點す。老臣、藩主に代りて献香禮拜す。老臣、各自献香禮拜す。學頭献香禮拜す。座敷番案を進む直日打板七聲學長位に就いて學記を請じ敬業の旨を論ず。終て直日打板三聲番案を下す。熨斗三寶を進む學頭會頭拜禮して進で熨斗を受け三寶を更め諸流師家並世業師の嫡子入役の生徒熨斗を受く、又、三寶を更め、舎長出でて文武諸流門弟の名を喚て熨斗を受けしむ。又三寶を更め、員外の生徒熨斗を受く。諸社宮司の家士籍に在りし雖も、之を員外と稱す。滅燈閉扉。發奏奏聲一成。

諸流武藝各場にて開業す。諸官吏就いで之を見る。

開業式終て、諸官吏講堂に集まり文武諸生去年勉強の者を賞す。

正月二十一日

聖廟に就する餅を以て外來の童子に頒つ。官吏の成むなし。終て酒を賜ふ。聖廟歳首の奠に酒双瓶鯛魚双尾あり。今日賜ふ所の酒肴之に候す。講堂に出づるもの皆之を受く。

正月廿二日より諸業を始め、十二月廿日を以て終ふ。

七月中、講堂の諸業を止め、藏書を廟堂に曝す。

十二月、雜禮、學頭入校、生徒禮服を着けて堂に列す。監察燻豆を捧じて之を敬す。終て拜禮す。

毎歲、春秋、詩會の定課日を以て、學頭以下諸生と散步し、山水の勝地に會寮する事、一回或は二回なり。

他藩の修業人來る者は、市街に定宿を設けて待つ。來るの日、家主之を市令に達し、其の望む所の師家に介す。止宿の費五日を限り、藩之を給す。限を過ぐれば師家之が爲めに其費を藩廳に請ふ。

附 集童場

集童場は、長府の裏侍町即ち今の長府中學校の敷地内に在つた。

文久三年二月、長府毛利藩主、朝廷の徵に應じ京師に入觀するや、少壯の藩士數名を撰抜して京都に入り其の護衛をせしめた。時に、尊王攘夷の論大に起り、天下益々多事あらんとするの秋であつた。而るに昇平の久しき藩士をして積弊を一洗し皆精銳の士たらしめることが出来ぬので、熊野直介・三吉慎藏・有川恒礎・泉十郎等相謀つて一隊を編成し精兵隊と名け、有志者を集めて文武を講習した。後、解除するに至り、元治元年三月、熊野直介・熊野九郎・福原和勝・金子四郎等相謀り藩主に建議して許可をうけ集童場を興し童幼を集め専ら文武を講習せしめた。

熊野直介（則之）は推撰せられて總督とあつた、當時熊野則之は同志中の最弱年で甫めて十八歳であつた。福原和勝・金子四郎は總監となつた。福田扇馬は其の教師となつた。初めは徒弟の數が三十五名ばかりであつたが、後には百五十名の多きに至つた。凡そ一年を経て舊敬業館舎に移つた。

教育方法は生徒を七組に分ち、毎組に伍長伍尾を置いて之れを統一、日々文武の業務を課し、採薪・精米・炊飯・灑掃等に至るまで各組が交代して之れに當つた。夜間は、時々、時勢に適切な問題を設けて討議し、或は剛臆を試み心

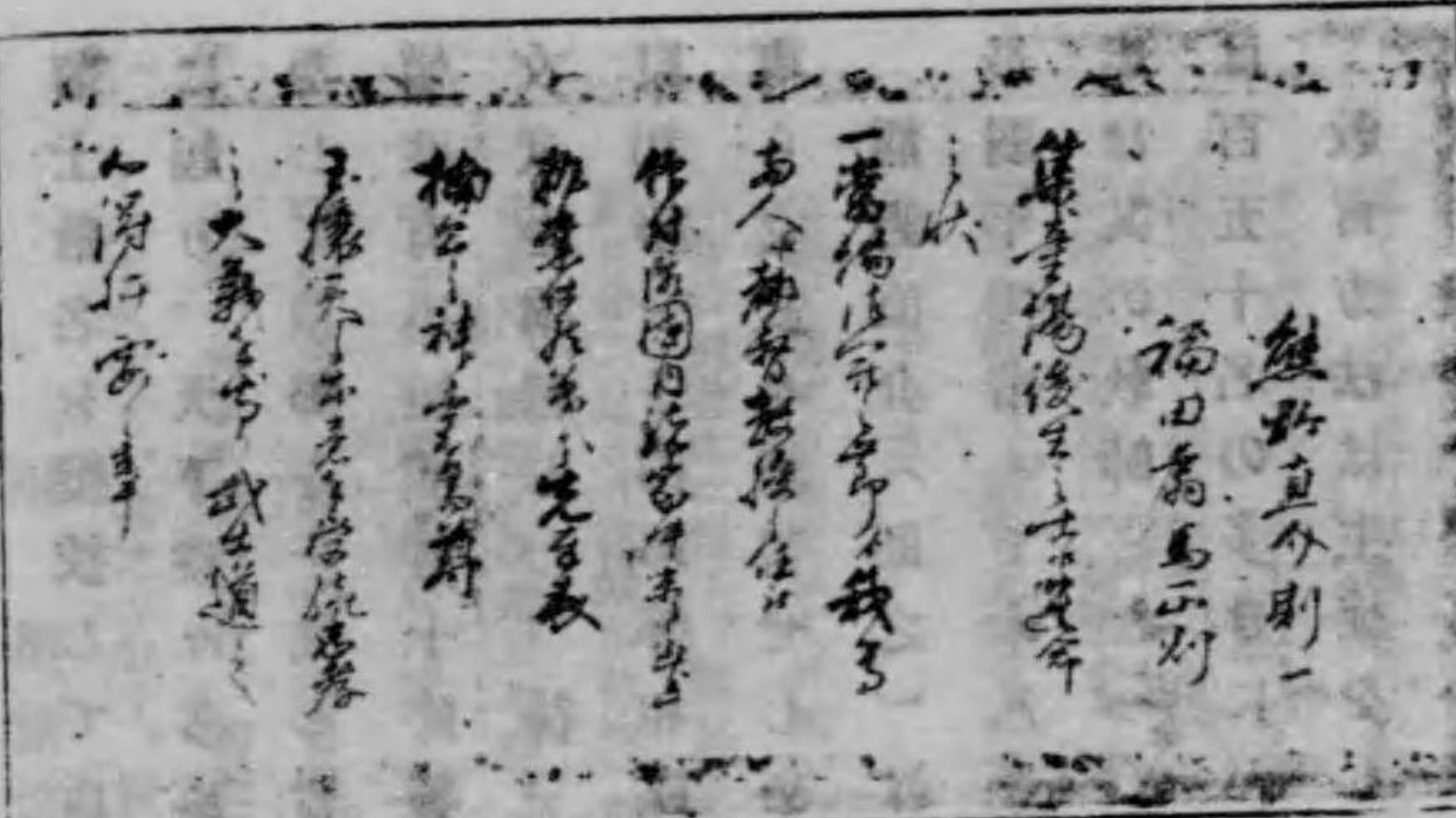
膽を練る等の事を行ひ、信賞必罰諄々教導して日夜講習を懈らなかつた。故に其の薰陶教化の効は著しきものがあつて乃木希典其他有爲の人を多く出すに至つたのである。

(参考)

集童場後生の士へ遺命狀

- 一 當場御開きの節より、我等兩人へ都督教授の任被_レ仰付、御國內御家中未々に至る迄執業仕候儀は、先奉_レ表橋公の神靈にて尊王攘夷の本意を受領、忠孝の大儀を守り、武士道の心得肝要の事。
- 一 文武道は同様の者にて、共に無_レ掛隔_レ出精可_レ仕候儀、尤も文學の上を續け候を文といふにあらず。又劍槍の業合にのみ長じ候を武といふにも無_レ之、只膽力を研練仕候爲に、文武の道は今日の實行現場の活用第一心得の事。
- 一 同入込にて往來を結ぶ我慢自由の事不_レ仕候儀、互に惡事は諷め、善道に導き、萬端朋友に信實を盡し、睡_レ交り可_レ申候事。
- 一 晝夜共稽古等の時刻に至り、一心無_レ怠、銘々の執業可_レ仕候、其節難儀戲事など決して仕間敷候事。

- 一 己の權威を振ひ、幼少の者、又は以下の者へ、無禮無_レ之權諸事仕向仕間敷候事。



集童場後生の士へ遺命狀

- 一 君父の用事、或は稽古等作病を構へ朋友を欺くなど、決して仕間敷候事。
 - 一 御門限出入の時刻、並に飯臺下々の事迄、不作法仕間敷候事。
 - 一 衣類等美々敷飾り不_レ申様、正直質朴可_レ有_レ之候、尤も、文器武器は、如何様見事にも不_レ若候事。
 - 一 酒宴乱暴堅く停止致し、伍長取締肝要の事。
 - 一 輕薄語ひ、又は荒唐或は飛掛り、且は臆病等の事必仕間敷候事。
- 右、大略規則如此。尤も時に應じ少々改革有_レ之候得共、先一書の通堅可_レ相守_レ候。唯、誠心正行橋公の御行蹟を定規として、千秋萬歳の後に至るまで、當場相不_レ替爲_レ繁昌_レ候。我等兩人、素より愚跡の者、若し不心得の節等有_レ之ば、早く其罪を糺し可_レ被_レ處_レ嚴罰_レ候。

尙有_レ所可_レ取_レば、後生其志を續ぎ、武士の職分を盡し、天地へ貫くの忠臣返すも仰届橋公の事可_レ仕者也。
元治甲子六月

小田亨叔墓誌銘

君諱泰字享叔。號濟川。長州豐浦郡人。本姓松岡氏。父治左衛門。爲_二勝原氏所_レ養。君又爲_二小田氏之嗣_一。卒冒_二小田氏_一。君少孝友。好_レ學善屬_レ文。年甫十有四。從兄備前先生游_二于京師_一。學_二醫山東洋_一。既而先生業_二醫大坂_一。君又從_レ之。居數年。表_レ兄而歸_二長府_一。淨雲公。謂_二其器可_二大成_一。明和丁亥。給_レ之稍食。辛卯春遊_二于其宗國之學_一。三年業成而歸。於_レ是。公命_二小田氏雲同_一養_レ之。具_二醫員_一兼_二儒官_一。名聲日起焉。淨雲公即世。功篤公立。別給_二俸秩_一。不_レ以_二父蔭_一。雲同之沒也。遂襲_二其祿_一。天明壬寅。請游_二時局_一。時人請_レ治者日相_二睡于門_一。暇則與_二舶來清人_一唱和相賞。既歸爲_二侍醫_一。

進班加藤。後每公越職職從駕東都。丁未秋公疾病。君進藥而起。褒之加藤。其歸藩也。龍賜以和歌。寛政壬子功篤公始建學館。舉君爲都講。仍兼醫官。是歲公復病。奔命東都。至大阪。聞訃而歸。明年爲教授。加藤。戊午請赴東都。拜先公塚。今公猶幼。穎敏好學。習君侍講。明年還。藩公賦詩賜之。優待加先公之時也。初先公起學館也。志在成材易俗。君蒙拔擢。夙夜服事。不日俊英輩出。朝野向化焉。享和元年辛酉正月十五日。遭病而歿。臨終作詩曰。幾年賣藥住人間。歸去飄然天地閒。身後風流若相問。白雲依舊滿青山。君器識宏淵。注々乎不可測。而其所爲未嘗論閑也。平日最崇信中庸。懷思篤行。無不一本于此。其將終也。不爲疾苦所亂。晏然而逝。人以爲得中庸誠明之旨者深矣。享年五十有五。葬于功山寺中藏海軒先堂次。公詩以悼之。遠近相和莫不痛惜歎焉。娶江木氏。無子。養姪松岡士壽次子爲嗣。猶幼。士壽及門人具狀以需銘於余。余在社友之末。不可不諷。陋辭勉應其請。銘曰。

篤學經綸。兼修醫術。性孔之堂。入張之室。載振文風。載起廢疾。勳此貞石。德音靡失。

(南陵 小田 順藏 撰)

第十一節 鳴鳳館 (興讓館)

徳山藩學鳴鳳館は徳山の勢屯に在つた。「鳴鳳」の二字は北筑、龜井道載が藩侯の囑によつて撰んだので彼の「岐周之祥」から取つたのである。

天明以前、本城紫巖(名は寛次)役藍泉(木姓は島田氏名は觀)青木葵園(名は源藏)等護國派の學を主張し古文辞を修め、偕に學舎建設の志があつ

本城紫巖
役藍泉

たが果さず止んだ。天明五年に至り、長沼采石(名は文次郎)藩主毛利就馴に請ひ、學館を同地勢屯に經營し、其の五月九日落成して開館するに至つた。當時この事に盡力したのは、徳山藩の名臣奈古屋藏人の外、粟屋靱負、福岡五郎兵衛、粟屋巨等であつた。この時、祭酒に擧げられたのは本城紫巖、役藍泉の二人で、こゝに鳴鳳館の基礎が定つた。

これより先、徳山藩は代々文武を好むの士多く或は私塾に於て修學し、或は自費を以て他國に遊學する者もあつた。藩主も延享の頃から稽古場があつた。

- 一 聖賢の教を相守、萬事正しく、教授方無怠慢、様相心得事。
- 一 忠孝を本とし、禮儀廉恥を令辨知。身持覺悟宜しく、夫々器を成し、

(内庭校學小山徳)松老の館城嶋山徳



天文五年の達書

御用に相立候様從學の輩相導可申事。
 一 從學の輩都て勤惰を相糺し、至歳末可申出候事。
 とは天明五年二月文學教授役への達書である。尙、同年三月廿一日には、御家來中之面々常に文を學び武を勵み、其外藝術心得萬事可相啓之旨御代代に就、被仰出其旨相守無怠慢出精可仕事に候。然處累年彌増困窮の時世に成行候得は不任心底筋も有之。自然と懈怠仕儀も可有之候得共就中等閑に相心得風俗不宜者も間々有之由。被聞召上。彼是御煩慮の御事に候。依之。延享年中御先々代以御賢慮稽古場御草創之御思召を被爲繼。藝術倍盛に風儀宜成成立候様にこの御思召にて乍御時節此度舊制に増補し普請被仰付。師範役の者へも彌以無忽教授仕候様被仰渡候條。本主の面々當務の暇在役非役を不論嫡子末子に至る迄稽古場へ罷出禮儀を乱さず風俗を正しうし、晝夜無油斷。諸藝萬端相勵。家事有之輩は自門之業專相勵。本業増隆の爲には他藝術をも心掛可申候。尤時々諸藝勲業の甲乙評議の上褒貶被仰付猶上達出群之者於有之は。格段に御賞美可被仰付候事。

櫻馬場

と家中へ布令があつた。
 享和三年繁巖没し、文化三年藍泉死するに及び、長沼采石は擧げられて藝酒もあつた。
 采石は猶、護國學派を持してゐたが晩年に至り程朱の學に改めんとした。しかし時勢は護國の學を崇ひ、采石を陰朱陽物と謗るものもあつた。天保元年學館を櫻馬場に移した。同二年正月に左の布令があつた。御家來中文武稽古之義先年より追々被仰出、天明年中學館補理被仰付。爾來別て其向之御教諭御仕成筋被相成、出精御用立候者も有之候得共、諸藝共心掛薄、又候出席絶て不相見、少壯之輩年月空敷打過、就中風俗不宜者も有之由、畢竟文武之道藝心掛無之、等閑に罷居候よりして、右等の弊習に立至候儀、於御上は御家來中成立方至極御懸慮被遊、其旨趣門度々被仰出、乍御時節柄も其向の御手當被相成候得共、於下其旨勘辨薄前段之風儀甚以心得違之事に候、依ては面々稽古事相勵成立方心得宜、年長之者は其身の修業相勵兼候共、少壯之輩引立候爲にも候間、館中罷出候様可仕、於其段は此已前も御沙汰之通、彌相心得可申、惣而御上御

旨趣相立候様銘々心掛可爲肝要候事。願、慶應の門下中、以て諸君に
 紫巖の子、本城大華（名は訥）は父の歿後より訓導教授の任に當るに當
 に五十年に及んだ。采石の死後、小川乾山（名は道平）飯田竹塲（名は市左
 衛門）教授となり、奥に程朱の學を授けた。これより一藩靡然として之に従
 ふことになつた。竹塲も亦教授に従事すること前後三十年に及んだ。其旨趣
 嘉永五年、福間左衛門（號は青海）學館目付、教官總督ふとして大いに
 學事に盡し、校舎を改築した。そして其の十二月に興讓館を改稱した。興讓
 の名は「一國興讓」の意味から來たのである。後の林麓、櫻井宗右衛門、飯田蕃
 俊、本城清、淺見修次、島田南村等相尋いで學頭となり、彼の徳山七士の内なる本
 城清、兒玉次郎彦等も訓導とあつて育英に力めた。領國攘夷の説盛なるに及び
 文學は稍衰へ、武術盛大となり練兵に加はらざる者壯年は無む程であつた。
 かくて遂に維新に至つた。了るべきは、興讓館の是が功なりとす。

科目は、
 算學、漢學、醫學（漢洋）、算術、習字、禮式、兵學、射術、寫術、了刺術
 柔術、砲術、甲冑着用。

興讓館と
改稱

科目

教科書と
教授時間

の教科で生徒は必ず文武兩道を兼修せしめる事になつてゐた。そして、文科
 に於ける教科書、教授の時間は大要左の通であつた。了るべきは、興讓館の是が功なりとす。

素讀科 毎日朝六つ時より五つ時まで。但、五十の日休業。其日
 孝經 大學 中庸 論語 孟子 詩經 書經 禮記 易經 春秋
 史記 七才子絶句解 唐詩選

解疑科 毎月一・六・四・九の日、朝八つ時より四つ時迄

討論科 毎月三・八の日、朝四つ時より晝九つ時迄

輪講科 毎月四・九の日、朝五つ時より晝九つ時迄

會讀科 孟子 左傳 國語 世説 戰國策

近思錄 大學 中庸 論語 詩經 書經 禮記 易經 春秋

講釋科 毎月四・九の日、朝五つ時より四つ時迄

小學 近思錄 四書 五經の内

詩文科

四家集 四先生文範 四大家抄 韓柳文古文苑 文体明辨 徂徠集 七才子絕句解 唐詩選 古今詩刪 明詩選 滄溟集 李空同集 弇州詩文集 白石集 其他隨意

職員は時によつて其の數に増減があつたが教授・助教・訓導・助訓・句讀師・習字引立・習字引立手傳等漢學に於て十名、和學に於て一名、醫學二名、武藝は一流に付師範一名時々手傳もあつて十餘名あつた。

生徒數も同じく時によつて増減があつたが概數維新前は

寄宿生 大學寮 藩費生十名乃至二十名。自費生兩三名。

小學寮 自費生拾名乃至拾二名。

通學生 大學寮 二三名 小學寮 十餘名

文武獎勵の爲め藩主は毎月一、二回臨校して講義を聽き、生徒の執業を見た試験の方法は一定してゐなかつたが、毎年一回、藩主は文武の師範役と生徒を城中に召集して學力藝術を試みた。その上、二年皆勤、三年皆勤、又は

志勉勵の者へはそれ〴〵書籍其他金品を授賞した。

春秋の二回に釋菜のことがあつたが、これは後節に書くこととする。(參考)

鳴鳳館學範

凡例

一、學道指傳。初學入三斯門、茫乎無所措手。姑立三尋、以爲標準。所謂教導、集議、習藝、是也。教導者、所以崇德也。集議者、所以長方也。習藝者、所以達藝也。學道指傳、其要在三斯、長才、達藝、已。斯三者雖實流連相爲、源荷非分之科。則初學不可而喻焉。斯亦射、射時宜者、非致爲、與也。一、有德行、者、雖無才、猶可以供國用。而難、英才、技、苟無一行、則其人不可得而用焉。所謂、德成而上、藝成而下。古道爲、給、是學範、所以先教導、而集議、習藝、次之者也。一、忠恕二字爲三斯範眼目。夫子不云乎。仁者己欲達而達人。能近取譬、可謂仁之方也已。曾子曰、夫子之道、忠恕而已矣。聖人止仁一字。而學者樂在思恕二字。過斯以往、談何容易。聊書以示教導大意已。右三條館中之大綱令也。

興讓館新廟記

天下不可一日無教。故學不可一日無於天下。既學焉。則不知其所自而可乎哉。生民以來、未有如孔子者。

第二章 毛利氏藩政時代

故天下獨尊之爲先師。而後世無不以爲。既爲先師，則廟而祭之。固其宜也。廟而祭之。所以重聖賢之尊。道義之也。而後學行教成。人倫明於天下。是所以不可一日無焉也。是以皇朝中古，都建大學。州設國學。行釋奠禮。以著於令。其後至有天子親征大學一拜之。嗟乎美矣。慶長建慶後。文運愈昌。然後大小諸藩，各無不有學校廟祀之設也。然世治而教學盛者常也。世亂則愈不可一日無焉也。而不知者以爲不急。倫理不明於世。終至或有。臣後其君。子違其父者。古今之變也。方今昇平之久。文運漸衰。洋學大行。豈可不戒且備乎哉。我藩之有學也久矣。而廟學設。則始於天明五年乙巳之春。當是時。文德將昌。教授則有若紫巖本城先生。其他學士某某。皆有欲祀孔子之志。而僅當正月開講之日。掛畫像於壁上拜之而已。未嘗有廟與條也。是固與之大者矣。而因復焉者。凡五十年。思其間爲學士者。未嘗一日不念之。而不能爲者。未得其時也。學堂始在政府側。至米石長沼先生爲教授。遷之於今所。而增修之。時天保元年庚寅之冬也。屋之爲區若干。門序正位。至講藝之堂樓士之會藏書之閣。皆足。學堂之規模。於是乎大備矣。則無廟而可也歟。先生奮然將修而作之。未幾而卒。其憾如何哉。其後余與小川益輝。借攝教授之事。相謀會之。公許之。然後始有祭祀之禮。時弘化三年丙午二月也。其儀雖祖因宗。宗明倫館及長府敬業館所祀之禮。又多所創制者。始議之。異論紛出。多以爲器則用簋豆。進退周旋則以立揖爲法。凡可爲者宜遵西土之禮。不然則神必不享也。余獨以爲不然。乃著釋菜私議以答之。其略曰。祭祀以誠爲本。夫祭器及進退之儀。皆所以載誠意者也。吾生我土。常視我器。觀我禮。其事實祭神。其心曰。器非我器。服非我服。則侮神也。輕貴也。進退周旋非我正。則違禮也。恆儀也。吾排我心所尊之器。還我心所重之禮。則一器一儀無非誠意之所合焉者。今夫簋豆簋豆。我之所怪而異者也。立揖。我之所怪而戒者也。以所怪笑駭戒者祭之。其意必散。雖有器物感德儼然可觀者。烏能其爲誠哉。宜一

以下我之所祭。神者爲法。衆議從之。然自壇而無廟。雖聖像於藏書閣。值祭日則移諸壇上。不能常安。其神甚無謂也。而壇亦太狹。袖袒相摩。殆不成其儀。嗚呼。有祭而無廟。亦闕之大者。其可以緩。而學士之議未嘗及此。何也。今余受之爲教授。而老矣。將退。然不唯此。則不能無遺憾於泉下。乃切會政府。建請尤苦。今茲歲在丁卯秋八月。官許之。時田村忠太爲作曹。繼任工事。余不唯喜。督責亦甚緊。相其會作之本未不備。三月而報成。何其速也。越十一月二十七日。值迎祥亞歲之良辰。乃奉神主舍。諸正壇。祭焉。與者。飯田俊。櫻井慶。淺見澤。飯田信。渡邊勉。莊原退。增野益。林謙。藤井原。及學寮生員也。而自隨篋香拜之者世子儲君也。時有事於中原。諸君帥師將赴壬事。適會廟成祭之。軍服儼然。光輝眩目。學士觀之。嘆嗟。或有泣下者。豈不亦美乎。廟雖接講堂。別成一室。廣袤各二間。高於講堂三尺六寸。有階五等。階前置廊。廣九尺。而壇則高低二等。中央別設小室。常藏神主祭則出之。奉諸壇上。畫像三幅。中聖像。左顏會。右思孟。此所我藩自古奉以爲神主者也。或謂廟當自有定制。學士皆執前議。廟亦宜一遵我制。其意猶用我器。遵我禮也。我禮也。我禮也。我禮也。爲木主。學士皆以爲此畫也。自先君累世拜而敬之。藩士亦然。則所君臣相仰以尊信焉者。即誠之所歸也。誠之所歸。即非神之所合乎。而新造木主以換之。是不探其本。而徒歸其末。猶廟制遵西土之失其真者也。朝廷釋奠亦以畫像爲神主。所尤宜。廟既成。秩祀亦不可不從而改。古祭先師於學宮。必以四時。而春秋行。事則略也。而獨之於春。則又其畧也。乃定以四時中月祭之。而以二月爲君公所自祭之釋菜也。夏秋冬則其儀略焉。蓋諸藩所建廟制多倣西土。其器及禮亦然。我藩則以廟制及器物皆備一遵我所固尊。爲至當者。如前儀。或有以無樂爲闕者。雖然釋菜祭之略。於釋奠也。故釋奠有樂。而釋菜無樂。古之道也。禮樂之隆殺。不係乎所祭之神祇。而由乎主祭者。今我之行釋菜。乃所以無過不及也。而釋奠則有缺矣。昔黃梅公之在筑前。建豐舍。釋奠先聖。亂離之久。使人始聞。絃誦

之擊。天下後世傳以爲美事。今會諸君出軍之日。廟成祭之。殆有肯焉者。則不以教學爲不急。倫理益明。君禮臣忠。父慈子孝。士風國力之超。出於他藩。其封廟。其位愈高。大。學。費。一。行。有。樂。之。釋。奠。使。人。曰。嗟。乎。美。矣。盛。矣。者。將。在。他。日。也。豈。自。有。學。費。之。禮。時。學。士。固。非。無。造。廟。創。祭。之。志。而。不。能。爲。者。時。也。非。力。不。足。也。余。嘗。稱。教。授。之。事。始。制。釋。菜。之。禮。今。又。爲。教。授。完。成。其。廟。者。亦。時。也。非。力。之。所。爲。也。唯。然。釋。菜。之。行。不。在。頃。儒。先。王。之。世。而。在。漢。學。如。余。之。日。不。亦。奇。而。幸。乎。廟。之。完。成。不。在。昇。平。文。盛。之。世。而。在。亂。世。文。衰。洋。學。盛。行。之。日。不。亦。愈。奇。而。愈。幸。乎。余。之。在。教。官。前。後。凡。三。十。年。講。草。句。課。文。字。而。已。一。無。教。育。之。功。深。愧。淺。耻。而。力。之。弱。學。之。淺。無。如。之。何。然。而。釋。菜。之。禮。於。前。室。廟。之。成。於。後。百。年。之。間。雖。舉。而。得。以。釋。奠。之。躬。愛。與。此。二。美。胸。襟。快。豁。怡。如。疾。疾。之。入。於。體。者。始。愈。矣。於。是。乎。可。以。退。也。是。豈。可。不。記。而。止。乎。謹。叙。本。末。次。第。具。之。於。廟。階。之。下。者。如。此。

慶應三年歲在丁卯冬十有二月朔

興讓館教授 飯田 後 謹 識

第十二節 養老館 附 愛知館

養老館は弘化三年、舊岩國藩主吉川經幹の時、玖珂郡横山村に創設した學校である。

吉川經幹
宇都宮嘉庵

初め藩祖吉川元春其の子元長學を好み、緇徒を延いて學ぶ所があつた。第十七世廣家始めて岩國に入國し、降つて第十九世廣嘉に至り、慶安二年學資を給し、藩士宇都宮正記の次子由的（字三近、號遜庵）を上京せしめ、松永

明僧獨立

宇都宮圭齋
朝枝信好

尺五に就いて學ばしめた。由的時に年十七、在京中、刻苦精勵學大に進む。此の時松永の門、英俊輩出し、就中、遜庵、木下順庵及安東省庵の三庵を其最とす。藩主命じて歸國せしめ藩の子弟を教授せしめた。廣嘉、又、明人戴曼公（歸化僧天外一人、獨立禪師）を長崎より聘して醫治を請け、傍ら文學を問ひ、禮遇殊に厚く、特に庵家を給して足を駐めしめた、後、遜庵の子圭齋（三的）を上京せしめて伊藤仁齋に學を修めしめた。朝枝信好は私費を以て京都に入り伊藤東涯の門に學んだ。これより岩國藩の文學漸隆盛に赴いた。

享保五年十月、藩主令を下し藩士をして毎月六回、宇都宮圭齋に就いて經傳の講義を聴かしめた。是れ實に岩國藩勸學の始である。且、一面武技を勵ました。文學は強制的ではなかつたが武技は月番の物頭、及び監察をして嚴に檢視せしめ、十分にこれを獎勵したのであつた。

尋いで、寶曆四年閏二月、横山村に地を相して學校を建て講堂と名けた。次に、文化九年藩主經禮の時講堂を錦見に設けたが遂に弘化三年六月に至り英主經幹（有恪公）治所の東に養老館を創建した。講堂、聖廟、教授諸員休息所

養老館創設

諸生寮・書庫を建て槍劍場・射圃馬場等の設け翌年夏に至つて其の成を告げた。蓋し、是より先、寛政文化の頃、經世の才に富んでゐた重臣樋口祥左衛門（世禎）節儉畧を著し、立國の本は「社稷・宗廟・學校の三つに在り。」と細論詳述してゐる。就中、學校の事は最も詳細を極め其の設計より學則に至り、館名を「養老」と稱すべきこと迄も記して建議する所があつた。（附記節儉畧抄録参照）經幹資性明敏頗る學を好み、祖宗勸學の意を紹述せむと欲し、樋口世禎の規劃する所を採つて學館の具備を見るに至つたのである。

創設の初め龜井昭陽に師事して學徳高き玉乃九華（淳成）を學頭任し、松崎慊堂に従學せし二宮錦水を教授に任し、玉乃五龍（世展）鹽谷老田（處）を寮頭とした。是より文學漸く盛に、武藝も亦大いに進んだ。

養老館の學科は漢學を主とし武藝を兼ね修むることになつてゐた。子弟は年十三に至つて入學し、三十にして退くこととし、二七・五・十の日は文學、其餘の日は武技を修めしめた。安政六年五月學則を改め嚴に督促して就學せしめ退學期を延ばして四十歳以上とした。又、文武考試の法を創め十七歳以下は文武を兼修せしめた。年十八に及んで長ずる所の藝術を試みた。四書五經

若くは史子の大意に通じ、弓馬刀槍砲術を兼ねて能くする者を上せして家督の相續を許し習禮兵學・游學等は文武の試験の數に加へず尤も入學各自の好む處に隨ひ文武の中一科を兼修することを願ふものも亦之れを許すことになつてゐた。但し其の試験の方法が諸科を兼修する者は比較してむづかしいのであつた。

文學專修を願ふ者は四書史子の中で七八章乃至十章を講ぜしめ、上等生六七名を撰びて之

れを討論させ、十問答の中八問答以上を辨明すれば及第とする。落第のものは更に半年の猶建を與へて再試験をする。三度試験して落第すれば本務の者は退隱、嫡子なれば廢嫡せしむ。刀槍の試験も亦同例で敵手十八

の中八分以上の勝を取るものを及第とする。



養老館の碑

職員
生徒

養老館を
中心とし
ての私塾

修業中時々の賞譽は文武共に書籍武器又は金米を與へた。藩主は毎月必臨校して生徒に經史を講論せしめ、自からも作文して時事を討論し或は題を與へて詩文を作らしめ生徒を獎勵した。養老館には學監一名、學頭一名、教授五六名であつた。學館に關係ある職員數は惣裁一名（家老）學監一名（用人）副監一名、學生徒の概數は三百名内外で、中に藩費又は私費で寄宿してゐるものが二十名位あつた。そして生徒は正月又は五節句等に百疋（青銅十二文）を納むるのが例であつた。

春秋兩度藩主臨校して釋菜の禮をなし、古典によつて藩士及平民の歳七十以上にして品行善良なる者各一名を撰んで養老の禮を行ひ、金帛を與へて優遇したことは他の支藩と同様であつた。

經費又は藏書數は廢藩置縣の際諸記録散逸し、加ふるに學校が火災に罹つたため焼失して詳かでない。

養老館を中心として岩國藩の文教を興隆したのは、多數の私塾が對立して其の弟子を督勵し養老館に於ける學業の俊秀を競はしめたことである。即ち

香川午谷・大西覺・河北龍作・福山大象・本城與三・左衛門・徳田孝太郎等の塾があつて地の便否、門閥の如何によつて學業を受けしめたのである。又、下放言齋其の子建城の勇義舎、香川午谷の後を繼いだ玉乃五龍の鷄鳴舎、その他、南方父子・中村眞郎・鹽谷老田・森脇翼・藤田竹痴等の塾、東澤瀉が陸王の學を唱へ、栗栖天山の之れを助けた塾、これ等多數の塾に依つて學を勉め業を進めたものは藩學養老館に於て其の學力を較ぶるの觀があつた。

文久年中、素讀寮を養老館内に設け十三歳以下の兒童に句讀を授けたことは家塾の如くであつた。

此の時に當り、武技も亦各師家が相競ふて其門弟の技を練らしめた。即ち劍道には桂の新陰流・片山の片山流・笈の疋田新陰流・長谷川の直心自得流があつて諸流共に其の技に精しき者輩出し、槍術には山縣の高木流・田中の寶藏院流があり、馬術にも亦七八の師家があつた。

嘉永癸丑の歳、米國の使節渡來してより時勢一變して洋式の練兵行はれ、刀槍漸く衰へ、洋學漸次に行はれて科學を主とし、從來の性理文章次第に貴ばれざるに至つた。中には、文人武士の洋學を排し、銃砲の技を以て輕卒の

業を賤しむ、舊套を固持するものもあつた。玉乃世展は安政の末年火技解嘲といふ一文を草して固陋の見の打破につとめた。依て藩廳には家範取調掛を設け、家老用人以下をして兵制の制定に着手せしめたが、議論のみ多く、厭其人を交迭せしめたのであつた。時に砲術には、高嶋秋帆に師事し、武藏の徳丸ヶ原の試演に参加した有阪淳藏も居つて、附近の諸藩からも錯砲の依頼を申込む程であつたが、如何せん十分に驥足を伸ばすことが出来なかつた。が、善教寺の訓練場、大内寺先の新砲臺等はあつた。

慶應の初に至り、洋式教練も頗る盛況に赴き、後、明治元年京都禁庭に於ける各藩訓練、天覽の際に岩國藩兵の整齊たりしは好評を博したのであつた。元治・慶應の交、學校の生徒は、自から黨を立て議論相容れず。しかも、此の際國家多難、遂に四境の戦に遭ひ、士民干戈を執り、又、修學に努めたが、此の戦役の未だ終らざるに先だち結隊の擧があつた。これ學說の軋轢、主義の相容れざるに因るものが多かつたのであるが、中にも、當時少壯氣鋭の士にして或は藩廳要路の人を喜ばざるものもあつたのである。殊に四境の役敵衝に當り、功を立てた者は、最翼團等の農兵であつた。彼等は士人に對し爾

來輕侮の風を生ずるに至つたので、是等に對する奮慨も亦一原因を爲してゐる。其の最初に起つたのは精義隊（必死組）であつた。これは東澤瀉、栗栖天山の創むるところであつて、良知の説を唱へ、保守を主とはしてゐたが、討幕尊王の敢爲實行を高潮し、洋式の銃隊を練つた。之れに屬する者は、森脇孫太郎・長谷川好道・井上光・沖原光孚・佐々木亘・佐伯愿藏（惟馨）・大屋素輔・大塚謙太郎・村田昌寛・大屋靖・森脇謙輔等であつた。

これと前後して起つたのは日新隊であつた。玉乃世展は其の領袖で、洋學を主とし、改進を唱へ、盛に洋式の訓練を行つた。佐伯成言・吉川務・森脇退藏・有坂成章・平佐良造・江木千之等は、これに屬してゐた。其の外に、福原範輔・南部俊太郎等の主唱して設けた建尙隊があつた。これは従来の思想を重んずる武士を以て組織し、刀槍を主とし、銃隊を排し、舊を守るに努めた。尙、別に敬威隊と稱するものもあつた。

各隊共に其の屯所に於て隊中の少年を教導し、文を鑽め武を練り、各其の主持する所固く、士氣甚旺盛で事一たび隊律に及べば、親戚故舊と雖も敢て憚る所なく論難攻撃終に劍戟を交ふるをも辭せざるの風であつた。

偶々藩校養老館火を失し、獨り、素讀寮のみを残すばかりになつたので藩校は一時派はざるに至つた。

附 愛知館

嘉永年中、桑原恬所熊谷白兎等相議して藩府に請ひ、種痘所を起し、これを醫學校とし愛知館と稱した。桑原恬所其の學頭となり岩國藩醫師の子弟を教養し漸次に漢法を斥け洋法を主として授けてゐた。(明治四年學制を改め、大草孝暢大馬となつて事を統べ、同五年河北龍水、長崎より歸つて教員となり、學規を改め、病院と合せて學校を新築した。今の岩國警察署所在地であつたが久しからずして廢せられた。)

(參考)

養老館記

惟、弘化三年歲丙午。吾公嗣世之三年而年未及冠字。明敏師古。恭儉率下。材能在職。百事就緒。乃命有司。創建學宮。夏六月相地於治所之東。周圍二百步。其位南向。中爲講堂。北爲聖廟。左爲待公來臨之所。右爲教授諸員休息所并應廚。廟之後爲諸生寮。其右爲書庫。有廊與堂相通。寮之後爲射圃。々々之西爲槍棚。自外至堂門二。外門之左爲劍櫛。其東調馬埒舊在焉。越明年丁未夏告成。名曰養老館。五月吉辰。公躬臨學宮。祭先聖。因

行養老之事。復命有司。出錢財。擇家貧而和隨者。贈之。於是。公召執政臣親英、從政臣景延、教授臣惇成等。告曰。養老也者。所以教子弟。々々也者。所以爲仁政。々々與教合。民人安焉。教與政一。子弟勤焉。惟政。惟教。汝其思諸。執政臣親英、從政臣景延、教授臣惇成等。咸拜手稽首對曰。至哉公言。臣等敢不各以此相勉。惟公之爲君。所謂諸己而后求諸人者歟。所謂自明者歟。上老々矣。民必興。弟。上長々矣。民必興。弟。雲從乎龍。草偃乎風。子弟濟々。民人熙々。詩曰。樂只君子。邦家之基。邦家其庶幾乎。或曰君之德莫大乎仁焉。臣之行莫重乎忠焉。今也學宮之教以孝弟爲先。是君之仁也。若夫武之藝。弓馬劍槍斯四者是臣之所以忠於君也。然則養老之名於孝弟。於仁可也。於武之藝。於忠無乃不可乎。嗚呼其然。孝者所以事君也。弟者所以事長也。是故求忠臣。必於孝子之門。古之道也。何則有微乎利達者。或假於忠。而幸弟必出於誠實矣。其爲人也。孝弟矣。而不思於其君者。末之有也。苟不孝弟矣。則曰弓。曰馬。曰劍。曰槍。雖多亦奚以爲。

弘化四年歲在丁未秋七月督學臣玉惇成謹撰

養老館壁書

- 一文武諸藝ハ、士ノ定タル業ニテ是ヲ以奉公ノイマス可キ爲ニ候、若奉公忠誠ノ志無之時ハ、縱令、多藝ニ候共、其證アル間敷候。
- 惣テ諸藝古最初ハ相勵候得共、終ニハ其志緩ミ情怠ニ成行者ニ候、壯年ノ者ハ諸藝古ヲ平日ノ所作ト相心得可申候、論語ニモ藝ニ游ト有レ之候。
- 一文字ヲ知り、又ハ詩文ニ達シ候テ、學問ト存シ候ハ、心得違ニ候、聖賢ノ書ヲ讀ミ、才徳ヲ成就致候社、眞ノ學問ト可申候

一 若年ノ中、學問ノ期節ヲ過シ、今更勤學難ニ相成ニ存候者モ可有之、爲其五、十ノ朝講釋申付候 聖賢ノ教ヲ聞取り候得ハ、自然ト平日ノ心得ニモ相成候間、可レ致ニ出席候。

一 惣テ家中ノ輩、文武ヲ勵メ、忠孝ニ志シ、風俗淳美ニ移リ候得ハ、是學校興立ノ本意一段可レ爲ニ滿悦ノ者也。
嘉永三年八月 日

劍槍場之部

文武諸藝心得之儀、今般御教諭被ニ仰出ニ候通り能々可レ被ニ相心得事。

一 武藝稽古之儀は氣力を勵し勝負を争候段、尋常之事に候得共、猶更禮讓を不レ失様、和順に申合可レ被ニ遂ニ出精候事。
一 藝術に呈し候而は、自然と高慢にして人を侮り却而自己之行狀過失を生し候様にも成行ものに候、能々可レ被ニ相憤候事。

一 他客に對し、殊更失禮無之様、諸事丁寧に致し、試合之上に於ても、無様に勝負を食り、不作法卑劣之舉動、堅有之間敷候事。

右之條々無ニ違失可レ被ニ相守候也。

嘉永三年八月 日

栗	屋	雅	樂
香	川	左	金
益	田	勇	記
今	田	恩	四
宮	莊	國	耶
			書

樋口世禎著「節儉略」抄録 (文化乙丑春)

一 文武忠孝に志し候様と御條目被ニ仰渡候へ共、學校の御設御手薄に御座候故、諸稽古人々心任せにて利勵なられば、修行は不レ仕風俗に相成候。畢竟禮儀制法の立不レ申ミ、心法の説盡に相成候て、空談虚言を高情に論じて、日用彝倫の力行に怠り候弊と相見候。此風俗を變化して正徳の道に進候術は、學校を立、制度明かにして、子弟入學日勤等被ニ仰付、毎々御上にも御出座被ニ遊候て、春秋釋奠・養老・序齒・乞言・台語等の式被ニ爲ニ取行、孝悌の實行御示し被ニ成。又、郷射の禮は其業傳らず共、武家の射禮は相傳はり候事に候得ば、譬ば草履・丸物・的前等にて、其條の上覽被ニ仰付、其揖讓進退節度に相當り、中りの甲乙に依て、夫々の褒貶の取扱ひ有之候は、事物の尊卑好惡一目に見て疑無之、上の好む所下必是より其數物有之、孝悌の旨行明らかにして、君徳の下に及ぶ所深く、風俗厚く、可ニ相成、是則養老郷射の禮は、人倫を明らかにする所と申實に相當り、格物の成形に可有御座候。且又惣て教諭の御取計ひ、人撰沙汰此處にて、其官材を論撰有之候は、學問治務と一体運用の習俗に相成、御家人の行狀一變して、往々御用立候人物出来可レ申候。第一は御上にも此處にて、人君の御天職を御業被ニ遊御德行成就仕り、先政の被ニ行疑ひ有御座候間敷候。此御設無御座候ては、正數人物は難ニ出来、聖賢の道と申外無御座候。只造士安民の事業に止る可ニ存候。國として學校無御座候ては、耘らずして秋實を待つが如く御座候。世俗の見識にては、學校などは時務の急にあらずと誹評するものも可有御座候へ共、是則徳を遺して財を計るに申場にて、安民の功は成就仕間敷候。然に當時の儒者は唯物知りと申者にて、詩・文章などの御用には可ニ相立候へ共、學問は學者心任教示仕候故、造士安民の事業無御座候、世上一統の風俗に隨ひ、手勝手な辱と不レ存威儀も思信も無益の男立の權相心得、阿諛を安んじて容るる者な、人情に通ずる人、中和の人と譽、身構利口

を賢き作舞と稱して、大倫を害する罪を矯る御設けは無御座候。然ば徒に法令法度のみには無御座、先此學校を被成御建、諸士の子弟入學日勤等被仰付て、三年の修業相満し候上、德行才能御試有之、身言書判粗矩に當り候て御番入被仰付、漸々御試の上、其官材を論撰して、重任の職に選候被仰付候は、才徳其器に不當もの顯職に當る事有之間、聖代すら四十にして仕而士とせらる御座候へば、若輩にては假令器量有之候共、重任の選舉有之の間數事に候。況本朝世祿の國は、諸士各祖父の先業を繼て相勤候事に候へば、年齢德行相備り候上、重任の選舉有之候。左候得ば學問諸藝も思ひの儘に修行相成、年勤四十以上にも相成候ては、中才の人にては相應に見聞の功も積り、御政務も御手厚に可有御座候。古より善政の行はれ候は、皆其人の徳に有之、聖經にも人を知るに在り、民を安んずるに在り。治務の奥儀は人撰に止ると相見候。然るに古より忠臣義士其世に用られざるは、道に志す者は友少く、俗を逐ふ者は黨多し、其實君子は已達せんと欲して、人を達すの善心有之、小人は已達せんと欲して、人を陥る邪念有之、其情雲泥の違ひにして、彼芝蘭の衆草に位する如く、秀徳は身後の名望にして、常世に著明ならざるも、又天命無常の所か。君子の吉數は疎妬にして、小人の懼る處は、直言なりと、五符が滑夫論にも深く歎息仕候。願買置も是が爲に貶せられ、善公も是が爲に左遷し給ふ。善を思ふ君、忠を守るの臣、一世に並立候事少きは此處にて、近世・大内・尼子・北條・武田・今川等の名家、秀頼の如き、一時に國家の亡失する事、賢臣勇士忠謀の輩無之、皆候諛事を用ふるの弊と相見候。露馬は千里に行へからず、土舟は水を渡るべからずと。古今興敗の由て來る所、一朝一夕の間に無御座候。若當官の其器に不當は、選舉考課の實ならざる所より起る弊と相見え、古に君子下問を恥ぢず、士に下り賢を擧るを大功徳とし、威を逞うして便候に黨するを大不忠と仕候。經史の記す所にて、事新數申迄も無御座候得共、其本、學校選舉考課の役無之ては、空眼にては實撰に至りがたく、况辭說利口の邪家を覆す事、神妙不思議の叢計有之ものに御座候得ば、國君相相の可懼は、人撰

の一大事に可有御座候。爾し賢才の人も素徳兼備は無之ものに候得ば小過を免じ其得る所を任せられ、事を委て成功を御待被成候へば、十室の邑其人なしと申儀有之間數、當時諸家學校有之處も御座候由に候得共、右に申如く學問と時務と格別に相成候て、徒に文章風流字義心法等の事のみにて、所謂音朔之儀羊と可申候。國家の時務は教諭と制度と并行はれてこそ、安民の功は相立可申候。然ば先生大夫の本職も明にして、徒に文章字義風流等に心を不寄節義を守り君祿を素養せざる様、士習を勵ます御誘ひ有之候は、英才の人幾らも出、御爲宣敷可有御座候。當時何れも儉約の沙汰先に立、正徳の御誘ひ之儀、國家興隆の本と奉考候、然に當世の學問は佛家の宗旨有之が如く、學派區々にて、義理文素の得失を先に仕候故、政教一致不仕相相見候得ば、何も實用を本体にして、御家の學問被仰出度、其大格左に

館中規則

- 一 諸士之子弟八歳以上毎朝出勤、長幼の序を明かにして、手習素讀仕候事
- 但手習は先通俗の能書を撰て、長幼の序を以、くり下にして修行仕り、押通り書の通相叶候上、心懸け次第高推の法帖をも相學べく候事。
- 素讀は先、孝經大學論語を讀、其上大中小經を學ふべし。暇あらば和漢の歴史軍書心懸可仕候。
- 一 十八歳より三年の入學被仰付候間、館中の規則を守り、後輩を引立、文武諸藝出精可仕候。三年の修學相満候上試業被仰付、本務の者は御惠入可被仰付候事。
- 但文武諸藝目次の如く、如法修行可仕、朝夕の暇は於舍中復讀、并歴史軍書等心懸け、古今の事跡に通達し、暇日の外館外へ出づべからず候事。

附り、大番以上嫡子は年序を以申出入學、其以下は、依願に入學御免、徒通り以下は入學不被仰付、素讀手習の

み被_二仰付_一候事。但、槍太刀弓鐵砲の藝は、小身にても試業被_二仰付_一候事。尤射禮の儀大番通り計り上覽可_レ被_二仰付_一候事。

一 四十歳以下時々出勤せしめ、諸務怠慢有べからず。稽古日不動の節は、朝夕に館長に相属候事。

但、諸藝相勤次第、館長の指揮に應じ、長幼の序を不_レ廢、師友・朋友の禮讓可_二相慣_一候事。
一 文學は素り風流遊藝の技藝にあらず。長上に立る時務を助る修行に候へば、先孝悌忠信の實を備へ、克己復禮の慎み肝要に候。然ば本朝の古今に依て先孝悌を學び、至徳要道の教に志し、王公大夫の法言を考へ、覺悟の情を本として、士官の言行禮儀制度の外不_レ出覺悟專一に候。又身を立、道を行ふの次第は、大學の道によつて、修身治國平天下の大形を辨へ、格物の功を積で、徳本財末の義に導ざれば、義を以て利とするの法言差、聚斂奪利を忠勤と心得、君命を辱むるに至る。此等の本立不_レ申では、六經・語・孟も安民の用不_レ立、假令博識多藝にても、禮讓節義重からず候へば、成徳の本に不_レ至る。素養の罪過れがたく候はんか。且又窮理の學に拘りて偏に心法を修し、或は風流文辭に走り、又は、老・壯・禪味に耽り、日用勞倫の間却て禮儀制度疎く、親族の困に薄く存_レ之てば、何を以君父の太恩を可_レ報哉。先其本末始終の止る所を知て、國家の天職を可_レ助心得專要に候事。

但本朝之古今に由て、孝經・論語・大・中・小經何れも古註を専らに相用、六徳・六行・六藝の三物を可_レ致候事。

一 軍學は一己の智勇を逞する爲にあらず。徒に謀略にのみ志し、非義の勝手を貪候者は、隱謀を企候基に候。專節義部制を心懸け、應變の鍛練工夫を凝し、衆人一致の成功のらんことを懐て覺悟、治亂兼備の心得專一に候事。

但武器之制作利方本體にして、應分の制度詳に可_二相守_一候事。
一 和學は本朝の歴史律々格式の殘缺を求め、祖、公家武家の古實を窺ひ、封建御職の治體を察し、理亂の源を考へべし

徒に、假名草紙物語り等を好み、或巫祝の業を學候を和學と心得候は、了簡違ひなるべし。和歌は本朝の雅頌にして、古今の人物を覽、名所名物に通ずる益有_レ之候へば、専ら士大夫の可_レ弄風流に候へば、行餘力あらば心懸け肝要に候。律例など好み候も、人情に通ずる端なりといへ共、禮儀を輕しめ、貴賤の等を混じ、小人私を容る階梯とも相成、或は風流三昧に相成、輕薄隱遁に流る、弊無_レ之にもあらず。況や遊興茶湯に耽り、數寄に溺れて飯物を集め、家産を破り、好色に耽して士操を穢し候は、沙汰の限り、是等の弊風を禁じ、應分の風雅を樂しめ、本朝の古實に志し、安民の本旨を不_レ失、言行奥閑の持方專一に候事。

一 館中の子弟交接の際、慇懃に會釋すべし。長幼の序を明らかにして、善を責、信を守り、切磋琢磨の功を積で、禮讓節義専らに可_二相心得_一候事。

一 試業の節、重役の面々相揃ひ見届仕り、三年に一度舊貶の沙汰有_レ之候事。

但諸藝全體の人難_レ有_レ之ものに候。諸生得業、毎歲館長より甲乙の附出し可_レ有_レ之候事。

武藝禮方は、現業見届相成候。文藝は空眼にては難_二見分_一候得ば、輪講對策等をも被_二仰付_一度、詩歌は毎月會有_レ之、尺牘序論傳記等仕候は、先生の點を請、其譯差出候事。

一 月三日暇日被_二仰付_一、入學の諸生此外下宿被_二仰付_一候事。

但於_二館外_一言行不_レ慎有_レ之時は叱度吟味被_二仰付_一候事。

一 遊藝遊獵に耽り、文武に怠り候者は、館長より可_二申出_一候事。

一 釋奠養老序齒の禮は、全明徳を明かにする設けに候得ば、配役の面々言行相嗜誠意修行可_レ有_レ之候事。

但新番各別に不_レ被_二仰付_一、御給仕等書生中より被_二仰付_一、且又、急變の節は七問詰被_二仰付_一候事。

右之大格御書附を以嚴重に被_二仰出_一、四十歳以下の者は専ら修學本體に被_二仰付_一、一官の長たる御役候は、不_レ被_二仰付_一、

御物行に御座候は、諸般御手厚に可有之、尤於予時之儀は御試のため被召仕候は、彌相勵み、積學の上重役相勤候得ば、役儀も自ら相立、人望も可有之候へば、是御家人の風俗を一廻(變)し、先入節義に進候爲に、假に筆立仕候。何分、依仁、據德、遊藝三業を以て、教諭と政令と一致仕り、成功は九年の歳を被成御待御治定に候は、諸役其器に當り、國家興隆御仕組、成熟期せずして至るこ、疑ひ有御座間敷と奉存候。

案るに、學校各別に御建立に不及、今の御藏元を養老館と名付て、大藏の二階を大聖殿として、廣間を講堂とし、諸藝試其外教諭に拘り候御沙汰此處にて取計ひ、諸役所を書生部屋にして、左右に的場槍場を構、後は素り御殿に候得ば、大格相備り申候。且又養老館と名付候は、仁君の御政務老を老さするに始り候處を明らかに被成度主意を以、私館名に寄て相記は何分制度教諭の合一之御仕置有之度、是名教の本旨に可有御座候事。但幼年者手習ひ素讀は、錦見川西等にて其設有之度候。

蘭 崎 先生 傳

先生、諱世禎。字神廟。號蘭崎。又號滄浪軒。通稱神左衛門。岩國藩士吉田道堅次子。同藩樋口喜之養爲嗣。以其女配之。先生自幼好讀書。寬簡有大量。明和六年年十七。爲大業公扈從。公於諸臣嘲罵侮慢無所不至。而獨憚先生。云。公嘗燕居。先生隔序而坐。公欲試之觀其學也。乃預展書籍數百卷于堂中。已而大舉聲。急呼先生。先生唯而起。至則滿堂卷帙。無地容足。乃蹈其書。直進乞命。公默然不言。窮以奇之。後辭官退居。居維津者數年。天明六年先生年三十四。細體公舉爲統率長。七年轉納戶役。八年爲用人。寬政二年。遷爲從政。越明年。和木與大竹一爭界。土人群起。各執竹槍以相刺。爭鬪殆無虛日也。蓋防之和木與大竹之天竹。以川爲界。每二川流變。輒生爭

端。自古以爲常。公因召先生謀之。先生曰。二村爭界有年。今日喻之。明日又起。不若成長久之策也。乃請之宗國與蘇州本府。謀各出其史以檢之。因大築堤立標。以分其界。當此時。兩村士人各數百人。挾川而屯。官吏亦各自兵器以相待。先生獨便服。不異平日。而威儀嚴肅。應對明決。藹更長服。無敢阻難。數日之後。遂卒事而還。爾後兩村修睦各守其界。數百年來之舊弊一洗云。先生智略過人。最長經濟。常講開墾之利。近村開作。多其所築。又嘗就鞠布之海濱。疊石成港。置人家一兩軒。他日必爲繁榮之地矣。後果如其所言。先生官務秩掌。而能屬詩文。又博涉經史。有閑暇則習几獨執筆。一日不廢自述論中所稱成一卷。名曰節儉略。以獻靈光公。公爲善。賜以丹波石之硯。其在政府。謹勸盡力。專以國事爲己任。嘗有一難事。先生謀之。云將情之宗國。諸從政皆曰。果如子之言。吾國之利則多矣。唯恐宗國之不從。先生曰。以爲不中而不時遂無中之時。以爲不成而不爲。遂無成之日。唯坐而受其弊。不如一說之。自往說之。事即成。先生從政多年。國富民足。其遇下屬寬不苛。人々皆樂爲用。嘗閑居。招儒談詩。適小吏來。獻策先生。拍掌嘆稱曰。一如吾意矣。既退。備問曰。前二子皆賢乎。其所議盡如先生意矣。先生笑曰。彼等所言。固無足取者。然一々論辨之。恐寒言語矣。其寬弘容人。大抵如此。文化十一年。爲森邸長。明年以病辭官。不許。越二年始免官。時年六十五歲。公特賜書。以賞其勞。且賜米若干石。養其餘年。文政元年十月。病終于家享年六十六歲。有男三人皆夭。養今田佳延子爲嗣。父老說去。先生嘗騎馬。過川西街。時方九月。官倉之前。繁租馬數十匹。左右成列。見先生馬。皆嘶且跑。先生即執所帶鞭。答其馬而直進。租馬皆退避于道傍。先生一笑曰。輕卒之徒。爲事亦如此耳。又云。先生初在維津。日專澗心于學。日夜不怠。每朝早起。憑几披卷。至春始止。乃舉其疑案。遠就其師家而質焉。一日不廢也。門人怪其至暮必出夜灑而歸。心誤妬之。比先生歸。箱中之衣裳。盡出而展之。烏丸之側。狼藉成堆。以激先生。々々歸。一無

二怒色。徐起一々收之于箱中云。喜在錦見妙覺院之後門。義所樋口先生。作之諱銘。文久二年壬戌。後生南方厚士載追而記之。

第十三節 育英館

育英館は豊浦郡清末村に在った。天明七年時の藩主毛利匡邦の創立に係る此の際、吉敷の儒片山鳳翽を聘し、學規を定め教授を司らしめた。後、毛利元世教を佐藤一齋に受け、才學膽富、大いに士氣を作興し文學を興起した。末年大に爲す所あらんとしたが惜い哉幾ばくもあつて捐世、加ふるに財政困難のため校費を縮少したので弘化年中は文運衰退に傾いてゐた。後、藩主元純の世に及び時勢に鑑み、嘉永の末年より大いに意を文武に用ゐる、延いて慶應明治に至る間、内外國事多端の際も學事は却つて大平無事の日よりも盛であつた。生徒数は、元治以前は入舍生十名乃至二十名通學生三四十名であつたが、慶應以後は入舍生通學生孰れも倍數にふつてゐた。職員は會頭二名以下助教、監察、司典、主簿數名あつたが、學頭は片山鳳翽の去つた後は缺員であつた。學科は専ら漢學を課し、習禮、算法等は之れに附帶して授けた。武道は弓馬劍

毛利元世

毛利元純

生徒學習

槍柔術を修める場が備はつてゐた。

射場 長さ凡拾五間 馬場 長さ凡七拾間

槍術場 竪八間横四間(土間) 擊劍場 竪七間横五間(板間)

別に、門外には卒族の爲めに擊劍場の竪横各四間の板間があつた。

受業は正月十日開講し、六月二十日から暑休三十日。曝書が十日。八月再び業を起し、十二月十日に至つて寒の休が三十日。毎日の朔望と、五節句及び靈社と産土神社の祭日は休課日であつた。

毎日、朝の六つ時より五つ時までを素讀受業。五つ時より九つ時、又は八つ時より七つ時に至る迄經史の會讀。夜業は自讀自修で春夏の候は六つ時より五つ時まで、秋冬の候は、同じく六つ時より四つ迄することになつてゐた。詩文章は毎月三回の定日があつた。

誠驗は秋季之れを施行し、藩主・大夫・有司が臨校して行ふことになつてゐて重大なことにしてあつた。講義と詩文の出來榮を以て優劣を定め優等者には賞を與へた。又、精勤者と、自習によつて十部の讀書を終つた者には年末に褒賞があつた。

藩主は試験日の外、不次に臨校して講義を聴き、或は講堂に於て教師に命じて講義せしめて諸役人に聴かしめることもあつた。

諸士心得の箇條

凡士たる者第一に心懸べきは何といふ事を辨ふべし東照大君の法度第一條に文武忠孝を勵すありて文を以て先となし給へば文の貴ふべき事勿論なり又當家の祖先に就いてはる、昔人公維時公匡衡公學州公匡房公の、こきありて文學に名高き事人皆知れる所なり鎌倉將軍天下の政を執に當りては廣元公文學を以て時に擧げられ政道の補佐ありて武家の例式も多く此君の撰定に出づ其世に功ある事廣大といふべし足利末世の亂元就公弓矢を以て十州の大守たりとも文學におもても亦く此から文武の名譽四方に顯れりされば家國の君近世に至る迄よく此道を崇尊し遂に學校を設けて士流を教育せらるる變會建築の事は少翁の時に在て實に覺翁君の遺意によれば當家の祖先文學を尊尙ある事かくのこも然れば士たるものこの道を捨て又いつくにか求めん是其心掛べきの第一なり故に余左に條陳する所は文を以て先とし又その餘に及べりたゞ文の處文に非ず武の徒武に非ざる事は本條に就て自得あるべきなり

附 出づ方圖規矩を出すにあらざるを

- 一 學問をなす先其宗派を辨すべし漢唐の注疏讀すべきにあらす其餘歷代諸儒の説も各得る所なきにあらざれども最その道理正しきを得たるは宋學にしなくてはなれば能濂洛の書を研究して立言の旨を會得すべきなり
- 一 聖經を讀者よく吾心に自得して其活用を得べし過高に趨るなけれ支離に傷るなけれ固陋に陷るなけれ淫靡に流るなけれ如此のみ
- 一 諸子百家の書を讀て古人識見の異同を辨へ歷代史編に涉り治亂興亡の跡を考るも亦みな己れの勢力を長し知見を廣むるの事にして其益少なからざれば必涉獵して記憶すべき也又宋諸大賢の論說に至りては經にひそしきものたれば等閑に看過すべきにあらす
- 一 詩文は學中の枝葉といへども餘の雜技の比すべきにあらす文詞の力を得て古書の捌くる事もあればまづ學問の本旨をしり看眼己に正しきの上は餘暇を以て此等の事も亦學ぶべし唯詞章のみを以て第一の事と心得末を遂て本を失ふに至るは己が糞ふ所にあらざるなり
- 一 本邦古今の事跡を知らざれば時に臨みてはからす恥辱を受る事あり就中當家祖先の事業においては辨へざるを得ざれば各其書に就て大要を得べきなり其餘律令格式等を餘暇あらば覽閱して本朝古代の制度を知るべし
- 一 學問は行事を離るべからず行事は學問に據りて明かなれば堅しくこの志を立て終身此に従事すべしひそり少年の動じべきのみにあらす
- 一 此に人あり一日食して噎ひ遂に食を廢して飢饉にいたらば人これを智とはんかはた愚といはん歟近世學術明かならざるよりして往々心得違の學者數多あり然るを不學無術の輩是を見て口實となした、に學者を退くのみならず併せて學問は益なくして害ありとすに至る是の噎によりて食を廢するを同一にして尤謂れなきの甚しきなり
- 一 文學に引續きて士の嗜むべきは武術なり技藝數多しといへども其事弓馬力槍はいふ迄もなし炮技柔術の類たりとも士

の本業たれば尤宜しく精究すべし然れども一人にして數藝兼がたき所もあれて先弓馬力槍を鍛錬して其上にて何にても己の得たる技をも練熟すべし

一 泰平の久しき人氣柔弱に至り易ければ常に武事に習練して其弊を免るべし平生物に接するの弊はいかに謙遜なるべけれど、も藝術修業の上にては敢て人に譲るべきにあらずよく剛強の志を勵し事に臨み人におくれて世の疾をさる事なれば是すなはち武士の本職たればなり

一 兵學は武家に生るゝもの研究せざるを得ず然れども少年の輩或は機變の心を在する弊なきにあざればまづ儒學を研究し粗其大旨を會得するの後此事に及ぶべし且其力にて兵學を容易に出來たつべき也

一 武器の善へは士の嗜みなれば各その分に望み相懸に備へ置手入繕ひ油斷あるべからず尤虚飾をつとめ物好きに涉るは無益なりたゞ武用の便を得るを以て第一とすべし

一 風俗の輕薄なるは自私自利の心盛にして廉恥を忘るゝこよる萬事欲を算ふし志を嚴密に存せば風俗も亦おのづから淳厚に移るべし

一 奢侈は赴き易く儉節は守りがたし其守りがたきを守り其赴き易きに赴かずして無益の費用を費くべし儉は身に来する所毎に物質衆なるの類なり爲べきを爲さず出すべきを出さずして貨財を聚むるの類にあらず吝嗇を結り儉節となすべからず

一 酒よく人を怠惰ならしむ怠惰なれば節制なし節制なければ驕奢放縱至らざる所なし其驕小は身を亡し大は家を敗るにおよぶ此のもの絶て禁すべきにあざされとも竟に飲ざるの愈れるにしかず

一 人爲べからずしてなすの福を知て爲さるの福をしらす爲べからずして爲は其福速にかつ小なり爲さるは其福遅して大なり近時の弊は流俗に因循して志立たず事物苟且にして成を盡さず蓋そつ眼前の福を見されども萬事より厭れ家あるも

第十四節 朝陽館

のは家を敗り國あるものは國を危うし遂に一世の頌風を醸すに至る故に人各其志を立て流俗に超脱し能く因循苟且の風を挽回するときは其家其國或は興るに近かしむ是文學の爲さるべからずして又武事の勵すべからざる所以なり即忠孝の道も亦こゝに外ならざるもの歟
天保甲午季秋
元 會 識

朝陽館は厚狹郡厚狹町大字郡字殿町に在った。享和年間領主毛利大内藏、學校を建て市川玄翠を擧げて教授とし、其の下臣に文武の道を習はしたのが始である。玄翠の歿後は佐々木宇内重本傳三郎が其の職を襲てゐたが、文政年間校舎が焼け失せたので一時中絶にまつてゐた。大内藏の嫡子元美文學を好み、學事の擴張を圖り、弘化二年に至り新に本館及文庫・演武場を建築したこの事に關しては其の宰たる新藤與兵衛が與つて力を盡したのであつた。そして市川玄伯をして學頭の職に就かした。

玄伯は厚狹郡船木の人山縣太華に就きて儒を學び、後江戸に遊んで古賀侗庵佐藤一齋及び大田錦城等に師事し、旁、宇田川榛齋に就いて醫術を修め刻苦精勵居ること五年、文政八年十一月國に歸り家塾を開き、村内の子弟に漢學